

令和 3 年度 認証評価

上智大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	33
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	48
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	57
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	57
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	77
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	101
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	101
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	111
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	116
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	120
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	130
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	130
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	134
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	139
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、上智大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 28 日

理事長

佐久間 勤

学長

山本 浩

ALO

永野 良博

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 44 年	財団法人上智学院設立
大正 2 年	専門学校令による上智大学設立
昭和 3 年	大学令による上智大学（文学部、商学部）開設
昭和 7 年	専門部開設
昭和 23 年	新制大学文学部、経済学部を開設
昭和 26 年	私立学校法による学校法人上智学院設立 新制大学院修士課程開設
昭和 30 年	上智大学大学院に博士課程開設
昭和 32 年	上智大学法学部増設
昭和 33 年	上智大学神学部、外国語学部増設
昭和 37 年	上智大学理工学部増設
昭和 39 年	上智社会福祉専門学校を設立
昭和 48 年	上智短期大学を設立
昭和 51 年	大学院学則を改正し、博士前期・後期課程に変更
昭和 62 年	上智大学比較文化学部増設
平成 17 年	上智大学総合人間科学部増設
平成 18 年	上智大学比較文化学部を改組し、国際教養学部を開設
平成 20 年	上智大学理工学部を改組
平成 23 年	学校法人聖母学園と法人合併 上智大学総合人間科学部に看護学科を増設
平成 24 年	上智短期大学を上智大学短期大学部に名称変更
平成 25 年	上智大学創立 100 周年、上智短期大学創立 40 周年、 上智社会福祉専門学校創立 50 周年記念式典を挙行
平成 26 年	上智大学総合グローバル学部増設
平成 28 年	学校法人上智学院、学校法人栄光学園、学校法人六甲学院、 学校法人広島学院、学校法人泰星学園との法人合併

<短期大学の沿革>

昭和 39 年	神奈川県秦野市の土地を購入
昭和 48 年	上智短期大学を設立
昭和 51 年	上智短期大学ソフィア会（同窓会）発足
昭和 52 年	『上智短期大学紀要』創刊
昭和 53 年	第 1 回学園祭（現在のソフィア・ジュニア祭）開催
昭和 55 年	『上智短大通信』創刊

	体育館竣工
昭和 57 年	公開講座開始（神奈川県教育委員会と共催、秦野市ほか教育委員会後援）
昭和 58 年	上智短期大学創立 10 周年式典
昭和 60 年	3 号館（管理棟）・共同溝竣工
昭和 63 年	家庭教師ボランティア開始
平成 3 年	公開講座（コミュニティ・カレッジ）開設
平成 6 年	4 号館（図書館・研究棟）竣工
平成 14 年	学生ラウンジ開設
平成 15 年	海外短期語学講座（短期留学）開始 創立 30 周年「記念の集い」、学生歌を発表（創立 30 周年記念事業）
平成 16 年	文部科学省の平成 16 年度特色 GP「地域の外国籍市民への学習の推進—学生主体の家庭教師ボランティアの展開モデル」が採択される
平成 17 年	第 1 回 All English Day 開催
平成 19 年	学位（短期大学士）創設に伴い「卒業・学位授与式」挙行 秦野市・上智短期大学提携事業協定を締結 財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 1 評価期間の適格認定を受ける
平成 20 年	サービスマーケティングセンター開設
平成 22 年	音楽練習室竣工
平成 23 年	創立 40 周年記念シンポジウム「多文化共生と教育」開催
平成 24 年	上智短期大学を上智大学短期大学部に名称変更 創立 40 周年記念児童英語教育シンポジウム開催
平成 25 年	創立 40 周年記念式典・多文化共生シンポジウム開催 文部科学省「平成 25 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 に選定
平成 26 年	一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける ミクロネシア短期大学と交流覚書に調印 文部科学省「平成 26 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 に選定
平成 27 年	文部科学省「平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 に選定 文部科学省「平成 27 年度大学の世界展開力強化事業～中南米等との大学間交流形成支援～」に上智大学・南山大学・上智大学短期大学部の 3 校が連携して申請し、採択される 学生総合支援センターの開設

平成 28 年	文部科学省「平成 28 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1、タイプ 4 に選定
平成 29 年	文部科学省「平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1、タイプ 4 に選定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
上智大学	東京都千代田区紀尾井町 7-1	2,801	11,220	12,233
上智大学大学院	東京都千代田区紀尾井町 7-1	782	1,698	1,374
上智大学助産学専攻科	東京都新宿区下落合 4-16-11	10	10	10
上智大学短期大学部	神奈川県秦野市上大槻山王台 999	250	500	464
上智社会福祉専門学校 ^{※1}	東京都千代田区紀尾井町 7-1	0	40	33
栄光学園中学高等学校	神奈川県鎌倉市玉縄 4-1-1	180	1,080	1,089
六甲学院中学校・高等学校	兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町 2-4-1	184	1,104	1,070
広島学院中学校・高等学校	広島県広島市西区古江上 1-630	184	1,104	1,111
上智福岡中学高等学校	福岡県福岡市中央区輝国 1-10-10	160	960	988

^{※1} 上智社会福祉専門学校は令和 3（2021）年度以降の学生募集を停止

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

上智大学短期大学部は神奈川県西部にある秦野市に立地する。秦野市の人口は、昭和30年の市制施行当時約5万人、昭和50年には約10万人、昭和60年には約15万人、ピークとなる平成22年9月の170,417人まで増加を続けてきた。その後、人口は減少に転じ、現在（令和2年11月1日現在）は、164,276人となっている。

年齢別人口の割合は、年少人口（0歳から14歳）は、平成7年の15.7%から、現在（令和2年10月末日）は、11.3%に減少している。一方、老年人口（65歳以上）は9.9%から30.3%に、大幅に増加しており、急速に少子高齢化が進んでいる。今後この傾向は続くものと見込まれている。

地区別に見ると、本学が立地する南地区の人口は、平成23年の32,092人から現在（令和2年11月1日現在）は、32,767人に増加している。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道・東北	38	14.4	41	14.8	38	14.2	39	13.8	31	11.9
関東 (東京・神奈川を除く)	22	8.4	23	8.3	29	10.8	34	12.1	30	11.5
東京	36	13.7	29	10.5	39	14.6	46	16.3	41	15.7
神奈川	86	32.7	81	29.2	85	31.7	86	30.5	81	31.0
静岡	21	8.4	20	7.2	21	7.8	12	4.3	22	8.4
中部（静岡を除く）	25	9.5	35	12.6	22	8.2	27	9.6	21	8.0
近畿	5	1.9	14	5.1	5	1.9	9	3.2	10	3.8
中国・四国	5	1.9	9	3.2	9	3.4	6	2.1	10	3.8
九州・沖縄	17	6.5	12	4.3	14	5.2	14	5.0	11	4.2
その他	7	2.7	13	4.7	6	2.2	9	3.2	4	1.5

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和2（2020）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

平成 12 年 12 月 31 日時点で 2,551 人だった外国籍市民の人口は、令和 2 年 1 月 1 日現在 3,783 人に増加し、これら外国籍市民にとっても住みよいまちづくりが求められている。また、令和 2 年度から新しい小学校学習指導要領が施行され、小学校における英語教育が必修となったことから、市民が外国語と触れる機会はますます増えていくものと考えられる。

本学と秦野市は、平成 19 年 10 月に「秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書」に調印し提携に関する協定を締結した。これを受け、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的に様々な事業を行っている。

特に英語学習の支援として、学生による様々なボランティア活動を小学校や市内公共施設で行っている。また、地域の外国籍市民の日本語学習・教科学習支援を小中学校や市内公共施設で行っている。地域社会のニーズを満たすため、これらの支援の重要性は大きくなることが期待される。

秦野市では市民が多文化と触れ合いながら、地域の文化、社会、歴史が持つ長所、魅力を更に飛躍させることを目的に、国際化促進事業や外国籍市民支援を行っており、本学の支援は今後ますます重要になると予想される。

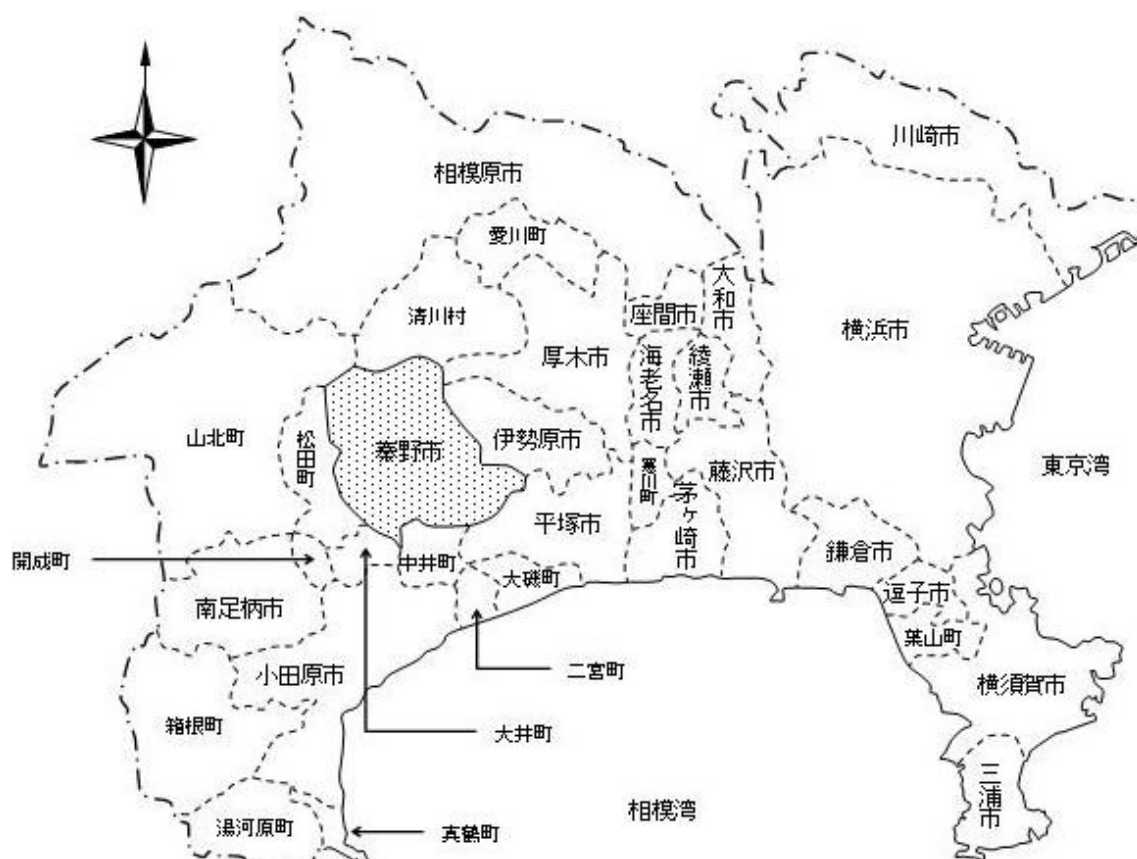
■ 地域社会の産業の状況

秦野市の商業としての基盤は、本町四ツ角周辺や小田急沿線の秦野駅、渋沢駅、東海大学前駅、鶴巻温泉駅を中心に発達してきたが、近年では駐車場が完備された郊外型の店舗が増加している。

工業では、令和 3 年度に予定される新東名高速道路の供用開始を見据え、西大竹地区及び戸川地区の土地区画整理事業用地への企業誘致を促進するとともに、市内既存企業の施設再建整備への支援による市外への流出防止を図っている。現在、情報機器、電気機器、輸送機といった業種が大きな比重を占めている。

農業では、農業者の少子高齢化による農業生産力の低下が顕著となっている。近年は、中核的な農業者への農地の集積や、一般市民の週末農業への参画等、多様な担い手による都市型農業を展開している。

短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

卒業生の就職先等での評価については、進路担当者が就職先からのヒアリングのみを行っている。当該短期大学も認識しているように、組織的に実施することにより、教育課程等の改善につなげることが望まれる。

(b) 対策

卒業後の進路先からの評価を、本学で学生生活・進路指導専門委員会が主体となり行う学習成果アセスメントの一環と位置付け、実行へと移した。学生が本学で培った能力が卒業後どのように社会に還元されているか、また、社会から卒業生がどのように評価されているかを把握する手法を検討した上で、企業や進学先の4年制大学にアンケートを実施し、その中で本学の「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力とそれに基づく具体的な学習成果を問うものとしている。平成28年度と30年度に企業への進路先調査を実施し、30年度には編入学先への調査も実施した。それらの結果を基に、それぞれ平成29年度と令和元年度にアセスメントを実施し、教育課程の改善に向けた提言をしている。アセスメントの結果として、社会及び4年制大学から身

に付けることを期待されている学習成果が汎用的及び学術的なコミュニケーション力、読解力、文章作成力等に直接関わる能力であることを認識した。そのための改善計画を、学校法人上智学院の中長期の将来発展構想である「グランド・レイアウト 2.1（2019年度～2023年度）」内の本学によるアクションプランとして、令和2年度事業計画に組み込むとともに、教育課程編成・実施の改善に繋げるため科目シラバス及び授業内容の変更を行った。特に1年次春学期から2年次秋学期まで各学期に開講される必修科目であるゼミナール科目を通して、対応を行った。また、プレゼンテーションに適したAV機器、PC環境の整備の必要性が認識されていたが、令和2年9月までに最新のものへの更新を完了した。

(c) 成果

上記の向上・改善のための課題への取り組みにおいて、短期大学部としてアセスメントポリシーを定め、卒業生に関する企業や進学先へのアンケート調査の実施やそれを受けたデータ分析を行う専門委員会の体制を整え、ゼミナール科目を中心に教育課程の改善を図ることで、PDCAサイクルに基づいた組織体制の構築・強化という成果を得た。また本課題と関わる学生の学習成果の向上を常に重視し、教養力と専門力のアセスメントや英語技能検定試験の結果を基とした年次アセスメントを通して、多角的に検証した上で、改善策を実行に移すための体制も構築・強化している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

なし

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3(2021)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	上智大学短期大学部ウェブサイト https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/
2	卒業認定・学位授与の方針	同上
3	教育課程編成・実施の方針	同上
4	入学者受入れの方針	同上
5	教育研究上の基本組織に関する事	同上
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	同上

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	同上
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	同上
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	同上
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	同上
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	同上
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	同上

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	寄附行為、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準 上智学院ウェブサイト https://www.sophia-sc.jp/about/ 監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、 上智学院ウェブサイト https://www.sophia-sc.jp/info/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

上智大学短期大学部公的研究費等にかかる不正防止計画を定め、本学の全ての構

成員が公費を適正に使用または管理するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正を防止するための取り組みを全学的に推進している。学長のリーダーシップのもと、大学として責任ある組織体制のもと行動している。また構成員一人ひとりの意識向上を常に図り、全体と個の双方において不正を断固として許さない風土づくりを推進するため、コンプライアンス教育を実施し、どのような行為が不正にあたるのかをしっかりと理解させている。

毎年「予算執行のてびき」及び「研究費使用ガイドブック」を作成、配付し、適正な執行を行うよう周知している。また、個人研究費や科学研究費予算の執行については、管理部門である短期大学部事務センターによる受付と、執行責任者による二重のチェックを行い、適切な執行を行っている。

研究費の不正防止対策の一環として、「上智大学短期大学部との取引留意事項について」を定めるとともに、文部科学省の上記のガイドラインに基づき、一定以上の取引のある取引先に不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書の提出を求め、不正取引が判明した場合は、一定期間、本学との取引を停止することとしている。

研究費の不正使用に関わる通報窓口は、学校法人上智学院監査室とし、通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、「上智学院における公益通報に関する規程」にて保護されている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価報告書の作成のため、自己点検・評価委員会を設置し、そのもとに自己点検・評価小委員会を置いている。各委員会の構成員は以下の通りである。

令和2年度 自己点検・評価委員会

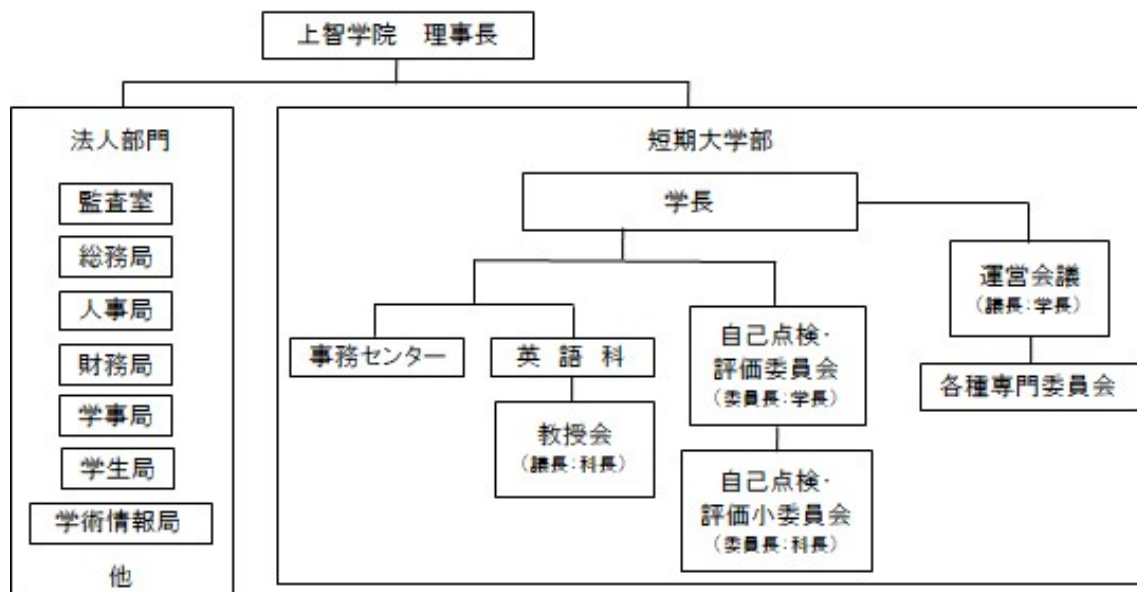
自己点検・評価規程で規定される委員	役職	構成員
学長	学長	委員長 山本 浩
英語科長	英語科長	永野 良博（ALO）
事務センター長	事務センター長	鈴木 雅人（職員）
理事	上智学院理事長	佐久間 勤
教授会より選出された 教員 2名	FD 専門委員会委員 学生生活・進路指導専門委員会 委員長	平野 幸治（ALO 補佐） 丹木 博一
学長が委嘱する者若干名	FD 専門委員会委員長 学生生活・進路指導専門委員会 委員 教務専門委員会委員長 地域連携活動専門委員会委員長	宮崎 幸江 飯田 純也 神谷 雅仁 狩野 晶子

	チームリーダー 自己点検・評価委員会事務局 自己点検・評価委員会事務局 教務専門委員会事務局 入試担当	藤本 智絵（職員） 伊藤 薫江（職員） 五十嵐 梢（職員） 山口 えりか（職員） 工藤 幸子（職員）
--	---	--

令和2年度 自己点検・評価小委員会

自己点検・評価規程で 規定される委員	役職	構成員
英語科長	英語科長	委員長 永野 良博 (ALO)
(自己点検・評価委員会) 教授会より選出された 教員2名	FD 専門委員会委員 学生生活・進路指導専門委員会 委員長	平野 幸治 (ALO 補佐) 丹木 博一
事務センター長 チームリーダー	事務センター長 チームリーダー	鈴木 雅人 (職員) 藤本 智絵 (職員)
学長が委嘱する者若干名	FD 専門委員会委員 学生生活・進路指導専門委員会 委員 FD 専門委員会委員長 学生生活・進路指導専門委員会 委員 教務専門委員会委員長 教務専門委員会委員 学生生活・進路指導専門委員会 委員 地域連携活動専門委員会委員長 教務専門委員会委員 自己点検・評価委員会事務局 自己点検・評価委員会事務局 教務専門委員会事務局 入試担当	近藤 佐智子 森下 園 宮崎 幸江 飯田 純也 神谷 雅仁 Chris Oliver 杉村 美佳 狩野 晶子 小林 宏子 伊藤 薫江 (職員) 五十嵐 梢 (職員) 山口 えりか (職員) 工藤 幸子 (職員)

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は「上智大学短期大学部自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設け、そのもとに具体策を検討・提言する機関として自己点検・評価小委員会を設置している。自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、科長、事務センター長、理事1名、教授会より選出された教員2名、学長が委嘱する者若干名から構成されている。令和2年度は、職責となる委員の他、理事として上智学院理事長、そして教授会選出、学長の委嘱委員として、教務専門委員会、学生生活・進路指導専門委員会、地域連携活動専門委員会、FD専門委員会の委員長及びその事務局職員等が選出されている。自己点検・評価小委員会は、科長、上記教授会より選出された教員2名、事務センター長、チームリーダー、学長が委嘱する者若干名で構成され、自己点検・評価委員会と同様に、各専門委員会委員長の他、同委員会委員やその他の学内役職者、職員も選出されている。

本学は毎年度末に、教授会において各専門委員会が当該年度における活動内容及び次年度計画をPDCA項目に沿って報告している。また教授会において、毎年度アセスメントポリシーに則り、各専門委員会が担当する領域のアセスメント報告を行っている。教授会において専門委員会ごとの活動内容や改善状況を基に次年度計画を審議し、継続的な点検・評価及び改善活動を行っている。自己点検・評価報告書作成過程においては、自己点検・評価委員会及び小委員会に各委員会の委員長及び委員が加わり、実質的な報告書作成作業を行うことで、各専門委員会と密な連携が取れ、年度ごとの活動報告やアセスメント結果が自己点検・評価報告書に反映される。更に、自己点検・評価委員会に学校法人を統括する上智学院理事長が委員として加わることで、教授会、事務センター及び法人の管理部門の連携が取れ、全学的な点検と学校法人としての中期的な将来構想も踏まえた改善に着手することができる。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

年 月	活動内容
令和2年3月	教授会にて令和2年度自己点検・評価委員会、小委員会委員承認
令和2年3月	各専門委員会（教務、学生生活・進路指導、地域連携活動、FD）より教授会にて令和元年度業務実施報告・令和2年度活動計画を報告
令和2年4月	令和2年度自己点検・評価委員会、小委員会委員任期開始
令和2年6月～	観点に基づく現状・課題の洗い出し、及び改善
令和2年8月	令和2年度 第1回自己点検・評価委員会開催 報告書作成上の留意点、実施スケジュール等の説明、情報共有
令和2年9月	令和2年度 第1回自己点検・評価小委員会開催 ALO 説明会報告、報告書作成分担、手順説明、スケジュール確認
令和2年9月	令和2年度自己点検・評価報告書作成依頼
令和2年10月	各専門委員会（教務、学生生活・進路指導、地域連携活動、FD）より教授会にてアセスメントポリシーに基づく令和2年度アセスメント報告
令和2年11月	第1回報告書原稿提出締切
令和2年11月～	原稿取りまとめ、内容確認
令和2年12月	令和2年度 第2回自己点検・評価小委員会開催 報告書原稿（基準Ⅰ、Ⅱ）の内容、課題の確認、検討
令和2年12月～	報告書修正作業 各委員会への内容確認、調整作業
令和3年3月	令和2年度 第3回自己点検・評価小委員会開催 報告書（基準Ⅰ～Ⅳ）の内容、課題確認
令和3年3月	各専門委員会（教務、学生生活・進路指導、地域連携活動、FD）より教授会にて令和2年度業務実施報告・令和3年度活動計画を報告
令和3年4月	令和2年度自己点検・評価報告書案 完成
令和3年4月	令和3年度 第1回自己点検・評価委員会開催 自己点検・評価報告書案の確認

令和3年4月	令和3年度 第1回自己点検・評価小委員会開催 令和2年度自己点検・評価報告書（最終案）の確認
令和3年5月	令和2年度自己点検・評価報告書（最終案）完成
令和3年5月	常務会にて報告書（最終案）承認
令和3年5月	理事会・評議員会にて報告書（最終案）承認
令和3年6月	自己点検・評価委員会、教授会にて報告書の完成報告
令和3年6月	令和2年度自己点検・評価報告書を大学・短期大学基準協会へ提出

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

[提出資料] 1.2020 年度履修要覧・講義内容 (p.4) 2. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版 (pp.9-10) 3. 上智大学短期大学部ウェブサイト (情報公表)

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/> 4. 上智大学短期大学部学則

5. 上智大学短期大学部英語科行動規範--建学の精神・アカデミックポリシーに基づく行動原則と実施事項

[備付資料] 1. 上智の 100 年 (上智短期大学 40 周年記念誌) 2. 秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書 3. 多文化共生教育研究連絡協議会議事録(2020 年度)

4-1. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録 (平成 30 年度)

4-2. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録 (令和元年度)

4-3. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録 (令和 2 年度)

5. 秦野市教育委員会年度初め打ち合わせ (令和 2 年度) 6-2. 2020 年度上智大学短期大学部新学期行事予定表 7. 2021 年度シラバス「人間学 I」上智大学短期大学部ウェブサイト 講義内容 (シラバス) 2021

https://www.jrc.sophia.ac.jp/uploads/2021/03/2021_P174-P249_Arts.pdf

8-1. 委員会活動報告・活動計画書 (平成 30 年度) 8-2. 委員会活動報告・活動計画書 (令和元年度) 8-3. 委員会活動報告・活動計画書 (令和 2 年度) 25-3. 教授会議事録 (令和 2 年度)

[備付資料-規程集] 81. 上智大学短期大学部科目等履修生規程

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I-A-1 の現状＞

本学の「建学の精神」は、カトリシズムにおいて最上の叡智と位置付けられる「上智」を学生へ与えるという理想を掲げており、教育理念の中核をなすキリスト教ヒューマニズムの基礎の上に立って、学生が人間性を豊かにし、英語力と国際性を修得することを示している。本学の「建学の精神」は、「最上の叡智」である「上智」

の教育を目的とする「上智の精神」と本学建学時に表明された「教育理念」によりなり立っている（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-5）。

建学の精神

上智の精神

「上智」という名称は、伝統的なカトリックの祈り「聖母マリアの連祷」の中の一句である「上智の座」に由来し、「最上の叡智」を意味しています。

また、校章の鷲は真理の光を目ざして力強くはばたく鷲をかたどったもので、その姿は上智大学の本質と理想とを表わしており、中央にしるされた文字は本学の標語「真理の光」Lux Veritatis の頭文字です。

上智大学は、海外では早くからソフィア・ユニバーシティの名で親しまれてきましたが、このソフィアはギリシャ語の ΣΟΦΙΑ からとったものであり、それは「人を望ましい人間へと高める最上の叡智」を意味します。この叡智こそ本学が学生に与えようとする究極のものであり、本学の名称「上智」（SOPHIA）にほかなりません。

私たちは、激動する現代世界に向かって広く窓を開き、人類の希望と苦悩をわかちあい、世界の福祉と創造的進歩に奉仕することを願います。

教育理念

上智大学短期大学部は、上智大学の女子教育への関心に応える形で設置されました。

上智短期大学（現上智大学短期大学部）設立準備委員長であり、初代学長として本学の基礎を築いたジェラルド・バリー師は、本学で学ぶ女性たちに時代を越えて以下のように語りかけています。

『上智短期大学の教育は、キリスト教ヒューマニズムに基づいています。その基礎の上に立って、専門分野の徹底した学習を行うばかりでなく、カトリシズムの精神を生かした人間形成を目指し、豊かな教養と円満な人格を備えた女性の育成を第一の目標とします。また、姉妹校上智大学と同様、東西文化をつなぐ役割を第二の目標としています。そのため本学も国際性あふれた教授陣を用意しており、学生は、この雰囲気の中で、おのずから広い視野と国際感覚を身につけることができるでしょう。』

この二つの目標のほかに、学生は、英語で学びながら、Language Spirit を把握するよう努力することが求められています。その努力を通じて学生ひとりひとりが自己を発見し、人間性をいっそう豊かにすることができるでしょう。』

バリー師の意思を継承した本学の教育は、『上智の精神』に共鳴し実践していく志を涵養するとともに、幅広い知識と多くの人脈、深い愛情と強い信念の陶冶により、この教育理念を実現することのできる女性の育成を目指しています。

「建学の精神」は「世界の福祉と創造的進歩に奉仕する」ことを重視し、教育基本法第6条が求める「公共の福利のために尽くすこと」を示している。「建学の精神」はまた「上智の教育の精神」である「他者のために、他者ととともに (Men and Women for Others, with Others)」が表明するキリスト教ヒューマニズムが持つ奉仕の精神

と密接に繋がっており、本学の「建学の精神」が、社会へ貢献し社会からの要請へ応えることを、重視していることを示している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。本学の学則第1章、第2条においても、本学がカトリシズムの精神を礎に、「有能な社会の形成者を育成することを目的及び社会的使命とする」ことが定められており、法に基づいた公共性を有している（提出-4）。

また教育基本法第1条は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めており、その実現のため第2条は5項目を定めているが、まずその項目1「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」に則り、本学の建学の精神は、「人を望ましい人間へと高める最上の叡智」を身に付けることを明らかにし、「カトリシズムの精神を生かした人間形成を目指し、豊かな教養と円満な人格を備えた女性の育成を第一の目標」と定めている（提出-1）（提出-2）（提出-3）。また以下の4項目が示す目的にも、本学の「建学の精神」は合致している。2「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、3「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、4「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、5「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」。

「建学の精神」は履修要覧や大学案内等の媒体を使い学内において表明すると同時にウェブサイトで公開し、学外のステークホルダーとも共有している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。令和2年度には「上智大学短期大学部英語科行動規範」を定め、そこでは「建学の精神」をはじめとし、教育理念、アカデミックポリシーのより深い理解のため、それらの内容を改めて示しながら、教育活動の実践へと向けた行動規範を記し、教職員間での共有を図っている（提出-5）。

また入学式では、理事長及び学長が式辞の中で、本学の「建学の精神」と強い繋がりを持つ「上智の教育の精神」について説明している。更に新学年開始時に、全学生を対象に学長や英語科長が担当する「本学の教育理念（三つのポリシー）に関するガイダンス」を通して、「建学の精神」の学内での共有を推進している。しかし令和2年度については、コロナ禍のため同ガイダンスは実施できなかった。そのため、4月28日に実施された「新入生アドバイザー相談会@Zoom」において、学長が全ての会合を訪れ本学の「建学の精神」についても周知を図った（備付-6-2）。例年は、1年次生が春学期に履修する教養必修科目「人間学Ⅰ」の一環として、全14回の授業以外に上智学院理事長が担当する合同授業を実施し、上智大学の「建学の精神」を含め、キリスト教ヒューマニズムについて講義しているが、令和2年度はコロナ禍のため、実施されなかった。しかし令和3年度には、実施予定である（備付-7）。また学内に設置されたキャンパス・ミニストリーが、学生に本学の「建学の精神」と、「上智の教育の精神」である「他者のために、他者とともに」を伝えるため、そ

の源泉であるキリスト教の聖典（聖書）、典礼、祈りに触れる機会を提供している。令和 2 年度にはコロナ禍のため、4 月 3 日に予定されていた入学ミサ、4 月 8 日オリエンテーション・キャンプ開始時の祈り、10 月 24 日 20 期生 25 周年記念ミサ及び 5 期生ルビー祝ミサは開催できなかった。しかし Zoom を通して、12 月 8 日ザビエル祭ミサ、12 月 16 日短期大学部クリスマス会、令和 3 年 3 月 11 日 2020 年度卒業感謝ミサを実施した。そしてキリスト教ヒューマンイズムの「存在（いのち）そのものは善である」という価値観に基づき、学生一人ひとりのいのちを祝うために、誕生日ミサを原則として毎月 Zoom を通して実施した（備付-8-3）。

本学では上記の「建学の精神」に表明された教育理念・理想の明確化のため、同精神をより具体化させた「三つの視点」と「三つの能力」を、「教育上の方針」として「建学の精神」のもとに位置付け、「建学の精神」に表明された教育理念・理想に基づき人材養成を行うための方針を、「キリスト教ヒューマンイズム」、「英語発信力」、「国際性」という「三つの視点」から具体的に記している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。「教育上の方針」は定期的に見直し、その際には「建学の精神」との繋がりについて慎重に確認している。また「教育上の方針」については、＜区分 基準 I-B-1 の現状＞で後述する。

「建学の精神」の確認と関連して、平成 29 年度には「教育上の方針」を一部見直し、キリスト教ヒューマンイズムを核とした本学における教養力を再定義し、「建学の精神」と教育プログラムとの関連性をより明確にした。その際にも「建学の精神」について、教養必修科目担当者を中心に教授会で確認している。令和 2 年度には本学における教養力を、「学問領域の知識とともに、人や社会によって異なる信念や価値観を豊かに持つことです。さらに、自己と異なる考えを理解し、共感し、寄り添うことで他者や異文化間のギャップを埋めることができる能力を総じて教養力といえます」と定義している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

本学では地域・社会へ向けた公開講座として、毎年春期と秋期の双方で「コミュニティ・カレッジ公開講座」を設けている。しかしながら、令和 2 年度はコロナ禍における感染拡大防止のため、講座開講を全面的に休止せざるを得なかった。例年の本学の取り組みを示すため、令和元年度の公開講座一覧を以下に記す。

上智大学短期大学部コミュニティ・カレッジ公開講座（令和元年春期開講）

講座名	講師名	開講曜日・時間	開講日
101 基礎英語 学びなおす英語の基礎	下山 千夏子	水曜日 13:30-15:00	5/15, 22, 29, 6/5, 12, 19, 26, 7/3, 10, 17
102 英会話初級 A 世界をつなぐ英語会話	寶喜 みどり	金曜日 15:25-16:55	5/14, 21, 28, 6/4, 11, 18, 25, 7/2, 9, 16
103 英会話初級 B ネイティブ スピーカーに学ぶ生活英 語～初級から中級へ～	Melvin Andrade (メルヴィン アン ドラディ)	水曜日 15:25-16:55	5/15, 22, 29, 6/5, 12, 19, 26, 7/3, 10, 17
104 英会話中級 A 社会・文化・時事について英 語で話そう	Melvin Andrade (メルヴィン アン ドラディ)	水曜日 13:30-15:00	5/15, 22, 29, 6/5, 12, 19, 26, 7/3, 10, 17
105 英会話中級 B 国際コミュニケーションの ための中級英語	Gregory Freddes (グレゴリー フレ ダス)	土曜日 9:15-10:45	5/11, 18, 25, 6/1, 8, 15 7/6, 13, 20, 8/3
106 英会話中上級 国際コミュニケーションの ための上級英語～中級から 上級へ～	Gregory Freddes (グレゴリー フレ ダス)	土曜日 11:00-12:30	5/11, 18, 25, 6/1, 8, 15, 7/6, 13, 20, 8/3
301 スペイン語入門 はじめての挑戦	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 13:30-15:00	5/11, 18, 25, 6/1, 8, 15, 7/6, 13, 20, 8/3
302 スペイン語初級 楽しく学ぼう！	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 9:15-10:45	5/11, 18, 25, 6/1, 8, 15, 7/6, 13, 20, 8/3
303 スペイン語初中級 楽しくステップアップ	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 11:00-12:30	5/11, 18, 25, 6/1, 8, 15, 7/6, 13, 20, 8/3
501 多文化共生ワークショッ プ「やさしい日本語」を使っ て外国人とコミュニケーシ ョン	河北 祐子	金曜日 15:25-16:55	5/17, 31, 6/14, 28, 7/12
502 小学校英語教育入門 実践的ワークショップで学 ぶ子どもの英語教育	狩野 晶子	水曜日 18:00-19:30	5/22, 29, 6/12, 19, 7/3

上智大学短期大学部コミュニティ・カレッジ公開講座（令和元年秋期開講）

201 基礎英語	下山 千夏子	水曜日	10/9, 16, 23, 30,
----------	--------	-----	-------------------

学びなおす英語の基礎		13:30-15:00	11/6, 20, 27, 12/4, 11, 18
202 英会話初級 A 映画で日常会話	寶喜 みどり	火曜日 15:25-16:55	10/8, 15, 29, 11/5, 12, 19, 12/10, 17, 1/7, 14
203 英会話初級 B ネイティブスピーカーに学 ぶ生活英語～初級から中級 へ～	Melvin Andrade (メルヴィン アン ドラディ)	水曜日 15:25-16:55	10/9, 16, 23, 30, 11/6, 20, 27, 12/4, 11, 18
204 英会話中級 A 社会・文化・時事について英 語で話そう	Melvin Andrade (メルヴィン アン ドラディ)	水曜日 13:30-15:00	10/9, 16, 23, 30, 11/6, 20, 27, 12/4, 11, 18
205 英会話中級 B 国際コミュニケーションの ための中級英語	Gregory Freddes (グレゴリー フレ ダス)	土曜日 9:15-10:45	10/5, 12, 19, 11/9, 30, 12/14, 1/11, 18, 25, 2/8
206 英会話中上級 国際コミュニケーションの ための上級英語～中級から 上級へ～	Gregory Freddes (グレゴリー フレ ダス)	土曜日 11:00-12:30	10/5,12,19 11/9,30, 12/14, 1/11, 18, 25 2/8
401 スペイン語入門 はじめての挑戦	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 13:30-15:00	10/5,12,19, 11/9, 30, 12/14, 1/11, 18, 25, 2/8
402 スペイン語初級 楽しく学ぼう！	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 9:15-10:45	10/5,12, 19, 11/9,30, 12/14, 1/11, 18, 25, 2/8
403 スペイン語初中級 楽しくステップアップ	Amadeu Gilabert (アマデウ ジラベ ルト)	土曜日 11:00-12:30	10/5,12,19, 11/9,30, 12/14, 1/11, 18, 25, 2/8
601 多文化共生ワークショッ プ「やさしい日本語」を使っ て外国人とコミュニケーシ ョン	河北 祐子	金曜日 15:25-16:55	10/11,18 11/8,22 12/6
602 小学校英語教育入門 2020年にそなえる！ 小学校英語ワークショップ	狩野 晶子	短期集中講 座	11/30 9:30-11:00 11:15-12:45

令和 2 年度には地域連携活動専門委員会が公開講座の今後について検討し、講座担当者や受講者に調査を実施し、令和 3 年度におけるオンラインでの開講に向けた計画を立てた。担当講師及び受講希望者にウェブ会議システム（Zoom）の試験的使

用の機会を設ける等して、準備を進めた。本学の正課教育課程では、コロナ禍のもと、令和2年度の通年にわたり、原則として遠隔授業の実施を余儀なくされたが（秋学期の「プレ・ゼミナール」[1年次生履修]及び「ゼミナール II」[2年次生履修]では対面を含むハイフレックス授業を実施）、それにより培ったオンライン授業の経験を公開講座で活用することにより地域に貢献し、地域のICT活用を促進する機会の提供を進めている。

正課授業の地域・社会への開放については、「科目等履修生制度」及び「聴講制度」を設け実施してきた（備付-規程集 81）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う全面遠隔授業実施及び全学入構制限のため、科目履修生と聴講生の受け入れを中止した。そして令和2年度をもって聴講生制度自体を廃止し、令和4年度以降の聴講希望者については、科目等履修生制度の案内をすることとした（備付-25-3）。

本学は、キャンパスが位置する地元秦野市との間に、「秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書」に基づき連携協定（備付-2）を平成19年度に締結し、それ以来秦野市の担当各部門、教育委員会と連携して継続的な提携事業を実施している。事業の中心は本学がサービスラーニング活動と位置付けるものであり、本項に続くボランティア活動関連の項目にて詳述するが、主に公立小中学校での継続的な学習・授業支援活動や、公民館や図書館等の公共機関での教育支援活動である。それらの定期的かつ継続的な実施は、地域社会との密接な連携によって実現される。活動を通じて地域・社会に貢献するためには、相互の信頼関係に基づく連携関係の構築と維持が不可欠である。

連携関係の維持と発展を目的とし、本学と秦野市は「秦野市・上智大学短期大学部 提携事業運営協議会」を毎年開催し、提携事業全般に関わる年度ごとの実施内容の報告と、次年度の実施計画を共有している（備付-4-1～3）。同協議会は令和2年度には12月17日に行われた。本学と秦野市との提携事業は、連携事業である「ひとつづくりに関すること」と「まちづくりに関すること」、協力事業である「職員及び講師等の派遣協力関すること」と「施設の相互利用協力に関すること」からなる。

秦野市・上智大学短期大学部提携事業一覧（令和2年度）

1 連携事業

(1) ひとつづくりに関すること		
事業名称	事業内容	備考（新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応）
ア コミュニティ・カレッジ講座	上智大学短期大学部公開講座	中止
イ 日本語・教科支援ボランティア（コミュニティフレンド）	「はだのこども館」、「曲松児童センター」及び「上智大学短期大学部サービスラーニングセンター」の3か所を拠点とした市内の外国籍児童、市民への日本語・学習支援活動。	オンラインでの活動であるソフトウェアにほんご教室について、秦野

		市・秦野市教育委員会を通じて市立小学校に案内を配布。
ウ 学習支援に関すること（秦野市立小中学校での学習支援） (7) 児童英語教育ボランティア（イングリッシュフレンド）	市内小学校での英語レッスン。年間を通して活動（春学期：5～7月、秋学期：10～1月）	派遣活動を中止。 その代わりに上智大学短期大学部学生が作成した教材動画を使い、オンライン会議システム Zoom を利用した授業を展開。
ウ - (イ) 日本語教育支援ボランティア（カレッジフレンド）	主に木曜日の午前中の2時間、市内小中学校の国際教室や通級指導教室で、外国につながるのある児童生徒に対して行う日本語や教科学習支援。年間を通して活動（春学期：5～7月、秋学期：10～1月）	iPad を用いたオンライン学習支援を行った。
ウ - (ウ) メンタルフレンド	市内小中学校にて、学習障害児の支援を行う。学生を週1・2回派遣。1回につき長ければ半日ほど付添支援を行う。年間を通して活動。	派遣なし
ウ - (エ) 幼児、乳児への英語教育ボランティア（キッズイングリッシュフレンド）	秦野市立図書館及びびぼけっと21において、乳児、幼児、児童に絵本の読み聞かせ、歌遊びなど英語のパフォーマンスを行っており、毎回5名程度の学生が参加している。年間を通して活動。	対面での活動ができなかったため、秦野市の動画サイトに学生のハロウィン歌遊び動画を掲載。
ウ - (オ) 坡州市英語村中学生派遣事業 英会話ロールプレイ	市の事業により、韓国坡州市英語村に派遣される中学生を対象にした、英会話に親しむための事業。市立中学校教員とともに協力して、海外での生活に欠かせない各種場面での英会話を想定し、必要な英語表現を実践。	中止
ウ - (カ) 研究授業・公開授業での指導・講評	上智大学短期大学部狩野晶子教授が秦野市小学校教育研究会「外国語活動部会」の研修会講師として、「評価の視点を中心とした内容」をテーマに講演を行う。	11月5日（木） 14:00～16:30 実施。
ウ - (キ) ハロウィンイベント	秦野キャンパス内で学園祭(ソフィアジュニア祭)と同時開催。学生は英語の歌やダンスを披露し、こども達と一緒に踊るステージの他、英語を	中止

	<p>使ってミニゲームをしながらスタンプラリーを行う。また、ミニゲーム中に本学外国籍教員との英語による文化交流を図る。</p> <p>秦野市・秦野市教育委員会を通して市立小学校、幼稚園、こども園に案内を配布。上智大学短期大学部は参加者を対象とした保険に加入。</p>	
ウ - (ク) インターナショナルフェスティバル	<p>秦野市立西公民館において市内の中学生を対象に英語学習の一環として、その成果を発表する場として、多くの外国人と触れ合うイベントを開催。</p>	中止
ウ - (ケ) チャレンジ・イングリッシュキャンプ	<p>表丹沢野外活動センターにおいて小学 4 年生から 6 年生までを対象に、英語に慣れ親しみ、小学校における英語活動や将来の中学校における英語学習への意欲を育てる機会となる。</p>	中止
エ その他協力に関すること (7) 多文化共生教育研究協議会	<p>上智大学短期大学部教職員がサービ斯拉ーニング活動や秦野市の教育実践等に関する研究を遂行するため、秦野市教育委員会の協力を仰ぎ、研究により得た知見を秦野市教育委員会と共有し、地域の課題を解決することを目的とした協議会である。</p>	4月2日(木) 9:55~10:15 実施。
エ - (イ) 令和 2 年度 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)、及び入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)の視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議	<p>上智大学短期大学部の 3 つのポリシーに基づく近年の内部質保証に向けた取組み及び令和 2 年度点検・評価の課題とその改善策に関する秦野市との会議。</p>	10月29日(木) 9:15 ~ 10:40 実施。

(2) まちづくりに関すること		
事業名称	事業内容	備考(新型コロナウイルス感染症)

		拡大防止への対応)
ア 秦野駅周辺賑わいづくりに関すること	現在はなし。	
イ 地域行事に関すること (ア) 第73回秦野たばこ祭(上智大学短期大学部名義後援)	本学学生を一日女性警察官として委嘱。交通安全パレードに参加。なお、パレードに昨年度のミスソフィアジュニアが参加。	中止
イ-(イ) 国際教室担当者会	上智大学短期大学部宮崎幸江教授が「特別支援学級と外国につながる児童・生徒」について秦野市内小中学校国際教室担当教諭等に向け講義。	10月28日(水) 15:00~実施。
イ-(ウ) 中学生英語スピーチコンテスト	秦野市の中学生を対象とした英語スピーチコンテスト。	中止
ウ その他 (ア)「ベジタステーションはだの」	上智大学短期大学部課外活動団体「上智 Jr.ボランティア」が、子どもの居場所づくりを目的とし、小学生を対象に、お菓子の提供や勉強のサポート、遊び等を行う。	4月から7月までは従来の事業を中止したが、10月以降はオンラインで事業を実施。
ウ-(イ) 「はだのチャレンジデー2020」	秦野市チャレンジデー実行委員会(スポーツ推進課)による。	中止

2 協力事業

(1) 職員及び講師等の派遣協力関すること		
事業名称	事業内容	備考
ア 秦野市情報公開・個人情報保護審査会委員	公開請求または開示請求に対する実施機関の決定等について、行政不服審査法による審査請求があった場合に市の諮問に応じて答申するほか、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項に係る市からの諮問について答申する審査会の委員として、滝澤正前学長が就任。	任期：平成25年11月～令和4年5月
イ 秦野市入札監視委員会委員	中立・公正な立場で、入札制度及びその適正な運用に関して、客観的に調査・審査し、審査結果の報告及び意見具申を行う第三者機関として入札監視委員会を設置し、その委員として上智	任期：平成25年6月～令和元年7月 令和元年7月～令和3年5月

	大学法科大学院 越智 敏裕 教授が就任していた。令和元年7月からは桑原 勇進教授が就任。	
ウ 秦野警察署協議会委員	秦野警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について管内の住民、通勤者、事業所等の意見を聞く秦野警察署協議会委員に、上智大学短期大学部鈴木雅人事務センター長が就任。	任 期:令和2年1月～令和2年12月
オ 上智大学短期大学部での輪講講師 (ア) 基礎選択科目「キャリアプランニング」輪講講師	学生が卒業後のキャリアプランをどう組み立てるか考えるとともに、社会人として必要な社会情勢・社会保障制や労働法・経済の基礎知識について学ぶ同窓会寄付講座。今回は、公務員の仕事を含め少子高齢化と地域行政について講義。	11月27日(金)5限 17:20～19:00実施。
オ-(イ) 専門選択科目「サービスラーニング入門講座」輪講講師	秦野市内の小中学校などで、サービスラーニング活動への参加を希望する学生を対象としたボランティア準備のための輪講科目(全7回)。令和元年度より正課科目となったことを機に、活動のフィールドとなる秦野市について学ぶ講義「はだの学」を取り入れ、秦野市及び秦野市教育委員会の講師が秦野市の地域の特徴と課題について講義。	以下の日時に実施。 6月25日(木)2限 10:55～12:35 7月2日(木)2限 10:55～12:35 10月27日(火)4限 15:25～17:05 11月10日(火)4限 15:25～17:05
オ-(ウ) 専門選択科目「初等教育」講師派遣及び公開授業研究会参加	児童期の発達、教育課程論、教育方法論、初等教育の歴史と現状、課題等について探求する科目内で、秦野市教育委員会の講師が、秦野市の教育の現状と課題、特別支援教育と総合的な学習の時間の授業実践に関して講義。	以下の日時に実施。 10月30日(金)3限 13:30～15:10 11月17日(火)3限 13:30～15:10

(2) 施設の相互利用協力に関すること		
事業名称	事業内容	備考(新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応)
ア 野球場・グラウンドのスポーツ施設利用		中止
イ その他の施設一時利用		利用停止

(ア) 上智大学 施設利用料は減免		
ア - (イ) 秦野市 施設利用料は減免		利用なし
ウ 山岳救助ヘリコプターの離着陸	神奈川県警察本部ヘリコプターが山岳救難救助者を搭乗して学校用地着陸。	以下の日にちに実施。 8月9日(日) 9月5日(土) 9月10日(木) 10月3日(土) 10月24日(土) 11月28日(土)
エ 小型家電回収ボックスの設置	小型家電リサイクル法に基づき、小型家電製品に含まれる金や銀、銅などの有用金属をリサイクルするため、上智大学短期大学部が協力し、ソフィアホール前に回収ボックスを設置。	平成29年5月より継続。

(3) 広報協力に関すること	
事業名称	備考(新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応)
ア 各種ポスターの掲示等 ・はだの歴史博物館ポスター(上智大学短期大学部掲示板) ・「第50回記念秦野市展」周知(上智大学短期大学部学内ポータルサイト掲出) ・臨時職員(確定申告)募集のポスター(上智大学短期大学部掲示板) ・宮永岳彦記念美術館チラシ、ポスター(上智大学短期大学部掲示板等) ・はだの浮世絵ギャラリーチラシ、ポスター(上智大学短期大学部掲示板等) ・秦野市展(上智大学短期大学部掲示板)	

上記の通り本学は、秦野市と多岐にわたる提携事業を実施しているが、その中心をなすのは、教育に関わる事業である。教育に関わる事業の推進のため、本学では例年、秦野市教育委員会及び秦野市教育研究所との間に「教育委員会担当者会」を開催している(備付-5)。併せて「多文化共生教育研究連絡協議会」を設け、連携に関わる研究の報告を行っている(備付-3)。

既述したが改めて特筆すべきこととして、連携の一環として年間複数回に渡り秦野市教育委員会及び秦野市役所職員をゲストスピーカーとして招聘し、本学正課科

目「初等教育」及び「サービ斯拉ーニング入門講座」において、地域の教育や行政に携わる専門家の立場から学生に対する講話の提供を受けている（備付-4-2～3）。

本学が実施するサービ斯拉ーニングは、言語教育関連科目を中心とした正課科目での学内の学びと、地域社会等で実施される奉仕活動から得る学外での学びを融合したプログラムであり、連携に基づき地域・社会の地方公共団体及び教育機関より、上記のような学習機会が提供されることの意義は大きい。なお、令和2年度は上記の「初等教育」及び「サービ斯拉ーニング入門講座」がオンラインで実施されたため、秦野市役所及び秦野市教育委員会所属のゲストスピーカーは本学授業担当教員及びPCヘルプデスク担当者のサポートのもとで、本学もしくは他所よりインターネット接続によってウェブ会議システムZoomを利用したリアルタイム授業に参加し、オンライン講話を行った。これまでの連携を通して実施経験と実績の蓄積があったからこそ、新しい取り組みに挑戦することが可能となり、折しも秦野市がGIGAスクール構想の実施に向けてICT環境の整備とその活用について事例を蓄積している中で、本学と秦野市の双方がこの取り組みから知見を得た。

秦野市との連携協定に基づき、本学の教職員及び学生が多様なボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。教員の地域社会貢献については、その専門性を活かして主に日本語教育、外国籍児童・生徒関連分野と、英語教育関連分野において実施しており、具体的にはワークショップ講師、研修講師、講演等を行っている。また秦野市立の小中学校にて実施される研究授業・公開授業を定期的に参観し研究協議に参加し、指導助言を行うアドバイザーとしても貢献している（備付-4-1～3）。これらの依頼の多くは秦野市教育部教育指導課との連携関係によってもたらされている。

職員による地域・社会貢献として、本学の「学生総合支援センター・サービ斯拉ーニング部門」に勤務する多文化コーディネーターによる、外国繋がり児童及びその保護者への情報提供活動やコーディネーション活動がある。職員自身が多言語話者であり、多文化背景を有することから、自治体が主催する「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス」への参加呼びかけや「国際交流フェスティバル」での日本語スピーチ大会・アトラクションへの参加呼びかけを相手に応じて日本語、英語、スペイン語で行い、当日は運営の支援を行った。これらの活動は秦野市文化スポーツ部文化振興課との連携のもとで実施した（備付-4-1～3）。

また、教職員は有識者として協議会等に参加することで地域に貢献している。専任教員と多文化コーディネーターが、地域の教育機関が組織する「秦野市南地区教育懇話会」（幼保・小・中・高・大学と地域の委員により構成）、及び「南が丘小中学校コミュニティースクール」（地域小中学校の教員、保護者、地域の委員が参画）において委員を務めている（備付-8-2～3）。

地域・社会との連携及び貢献として、毎年、秦野ロータリークラブで教職員による講話を行っている。

本学の主なサービ斯拉ーニング活動について改めて述べると、それらは本学の強みを活かした言語教育と関わる活動である以下の四つである。活動名称はいずれも提携を結ぶ秦野市から頂戴したものである。

- (1) 日本語・教科学習支援活動（カレッジフレンド）
- (2) 日本語・教科学習支援活動（コミュニティフレンド）
- (3) 児童英語教育活動（イングリッシュフレンド）
- (4) 児童英語教育活動（キッズイングリッシュフレンド）

上記の日本語学習支援及び英語教育支援サービスラーニング活動は、毎年、秦野市の小中学校や公共の施設において、本学学生が主体となり本学教職員による指導と監督のもと、定期的かつ継続的に実施されている（備付-4-1～3）（備付-8-1～3）。

サービスラーニングの趣旨を踏まえ、学生にはこれらの活動に参加するに先立ち、本学正課科目である「サービスラーニング入門講座」の履修を推奨している。更に、(1) や (3) の活動については、活動と連動した科目を履修する際の前提科目が定められている（提出-1）。

令和 2 年度には上記の「秦野市・上智大学短期大学部提携事業一覧（令和 2 年度）」で記した通り、コロナ禍のため活動が中止されたり、規模を縮小して実施することを余儀なくされたりした。例年の活動状況を示すため、以下に令和元年度の実績を記す。

主なサービスラーニング活動の実績（令和元年）

名称	活動場所	参加学生数 (延数)	備考
(1) カレッジフレンド	小学校、中学校	34 (382)	春：小学校 4 校派遣 秋：小学校 8 校、中学校 3 校（授業と連動し 12 回派遣）
(2) コミュニティフレンド	学内、地域公共施設	116 (1153)	人数は拠点 3 か所の合計 学習者：127 名、延数：966 名
(3) イングリッシュフレンド	小学校	49 (433)	小学校：13 校 延クラス数：169
(4) キッズイングリッシュフレンド	地域公共施設	47 (71)	活動回数：14 回

令和 2 年度は秦野市との協議の上で、感染拡大防止のため上記の教育機関及び施設で実施される対面での活動へ、本学学生の参加は見送ったが、地域連携活動専門委員会及び「学生総合支援センターサービスラーニング部門」所属の教職員と学生は、映像教材の作成やオンラインでの学習支援活動を工夫しながら活動を継続した（備付-8-3）。令和 3 年度の活動については未定だが、オンラインでの支援継続も視野に入れて準備を進めている。

日本語・教科学習支援活動は地域在住の外国繋がりの人々を対象とし、異なる文化的背景を持つ人々と地元秦野市でともに生きるための、多文化共生の試みであり、そうした目標に向かって活動する力を学生は培っている。また児童英語教育活動は、地域の子ども達を対象に英語や異文化理解の教育支援を行い、学生は地域の国際化に寄与する力を培っている。

以上、本学は高等教育機関として地域・社会に貢献している。その貢献を通じて本学教職員の専門性の涵養と学生の学習成果を高めることが可能となっており、更にサービ斯拉ーニング活動を通して、本学のキリスト教ヒューマンイズムの奉仕の精神が具体化していると言える。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の「建学の精神」は、英語科単科の短期大学部として英語力の修得と国際性の獲得を特に重視しており、またその基盤をなすキリスト教ヒューマンイズムの奉仕の精神は、地域・社会貢献をも重視している。そうした精神に則り、本学では<区分 基準 I-A-2>で記したように、言語教育支援を目的とした地域貢献活動であるサービ斯拉ーニング活動を推進している。地域の小学生を中心とした人々を対象に英語教育支援を行い、国際的な背景を持つ地域の外国繋がりの人々を対象に日本語や教科の支援を行うことは、本学の「建学の精神」が示す教育理念・理想を教育課程及び地域・社会貢献活動において実現する重要な試みである。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

[提出資料] 4. 上智大学短期大学部学則 3. 上智大学短期大学部ウェブサイト（情報公表）<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/> 5. 上智大学短期大学部英語科行動規範--建学の精神・アカデミックポリシーに基づく行動原則と実施事項

1. 2020 年度履修要覧・講義内容（pp.5-6、pp.50-52） 2. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版（pp.9-10）

[備付資料] 9-2. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（平成 30 年度） 9-3. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（令和元年度） 9-4. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（令和 2 年度） 10-1. SD 活動報告書（平成 30 年度） 10-2. SD 活動報告書（令和元年度） 10-3. SD 活動報告書（令和 2 年度） 11-1. 運営会議議事録（平成 30 年度） 11-2. 運営会議議事録（令和元年度） 11-3. 運営会議議事録（令和 2 年度） 12. 教授会議事録（平成 29 年 3 月 29 日開催）

[備付資料・規程集] なし

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学はその教育目的・目標を、短期大学部の「建学の精神」に基づき、学則第1章第2条において確立している。同学則内の「建学の精神」に基づく内容として、「高度な英語運用能力」、「幅広い教養」、「複眼的な判断力と思考力」、「異文化を理解」する力の修得を目的と定め、同時に「責任ある地球市民として活躍できる社会人基礎力を具えた人材を育成すると共に、自律した学修者を育て、高度な専門分野の基盤を築くことを目的」とする旨を、明記している（提出-4）。

同時に本学は「建学の精神」をより具体化させた「教育上の方針」を確立している。「教育上の方針」は、「キリスト教ヒューマニズム」、「英語発信力」、「国際性」の三つの視点を有し、それらの視点のもとで、教育課程内に配置された教養科目、英語科目、基礎科目、専門科目において修得すべき「三つの能力」としての「教養力」、「言語力」、「専門力」を定義し、「建学の精神」と教育課程で修得すべき能力との関連性を示している。それらの能力とは、キリスト教ヒューマニズムの理解に立脚し学問領域の理解と異文化間の橋渡しを可能とする「教養力」、ヒューマニズムの核としての「言語力」、そして学問領域の体系的理解と論理的思考に裏打ちされた「専門力」である。学則及び「教育上の方針」が示す教育目的・目標を、履修要覧をはじめとする媒体に明記し、ウェブサイトで公開し、本学の教育目的・目標を学内外に表明している（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-4）。

上智大学短期大学部教育上の方針

・・・建学の精神をより具体化させた教育上の方針として、本学は以下に記す「3つの視点」と「3つの能力」を定めています。

<3つの視点>

(1) キリスト教ヒューマニズム

「人間教育」を掲げる本学は、キリスト教ヒューマニズムという視座から、言語、思想、文学、歴史、社会を考察し、その過程において「人間」への理解を涵養することにより、社会貢献の志を抱く人材を育成します。

(2) 英語発信力

「内容重視 (content based)」「自己発信 (self-expressive)」型の英語教育を通して英語の技能を向上させるとともに、言語の価値と運用の本質的意味を理解し、それを基礎に多様な分野の専門教育と人間形成をします。

(3) 国際性

言語教育を核として、歴史、文化、社会経済、国際情勢、地域福祉等、幅広い分野の専門教育を実施しています。さらに、地域活動の中での国際協力（サービ斯拉ーニング活動）や、短期留学プログラム、そして本学の持つ国際色豊かな教育資源を活用することにより、地域レベルまで国際化が進む社会を実感することができます。

<3つの能力>

(1) 教養力

学問領域の知識とともに、人や社会によって異なる信念や価値観を豊かに持つことです。さらに、自己と異なる考えを理解し、共感し、寄り添うことで他者や異文化間のギャップを埋めることができる能力を総じて教養力といいます。

(2) 言語力

異なる性質である「教養力」と「専門力」を媒介し、ヒューマニズムの核となるものが「言語」です。

本学では、国際社会の共通言語として広く使われる英語を通して母語にも共通する「言語力」を修得するとともに、幅広く深い教養力と専門力の涵養を目指します。

(3) 専門力

学問領域の知識を体系的に理解し、それを基に論理的に自らの考えを構築する能力です。語学、文学、哲学、修辞学、法律、経済、歴史、自然科学等、論理立てて継承していくことが可能な知識は、全て専門力といえます。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に込んでいるかどうか点検するため、毎年地元の行政機関である秦野市に外部評価を依頼している。秦野市との「3つのポリシーの視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議」は、平成28年に開始された。近年では、平成30年8月、令和元年8月、令和2年10月に実施され、学内の各専門委員会がアセスメントポリシーに則り実施した年次アセスメント結果を報告し、秦野市から助言を得ている（備付-9-2～4）。その結果を本学運営会議、教授会で共有、検討するとともに、教職員のSDでも共有し（備付-10-1～3）、必要な要素を教育目標の設定に活用し、次年度の全学的教育課程編成の方針を運営会議で定めている（備付-11-1～3）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は「建学の精神」に基づいた学習成果を、「主な学修成果獲得の観点」との関連において定めている。それらの観点は、「建学の精神」が示す理念・理想とそれに立脚した「上智大学短期大学部教育上の方針」、そして卒業生が獲得すべき能力を示す「卒業認定・学位授与の方針」に則り、「キリスト教ヒューマニズム理解力」、そしてそのような人間理解を基盤とする「教養力」、更に「英語力」、「専門力」、「地域の国際化・多文化共生力」のもとに定められている。また学力の分類を「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「態度・志向性」、「協働・共生」とし、それらの学力と関連した学習成果を定めている。そうした学習成果は、「カリキュラムマップ」内で、科目分類ごとに順を追って修得すべきものとして示すとともに、「英語科卒業認定・学位授与の方針及び学修成果獲得の観点」内に明記している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

英語科の学習成果はまた、学科の教育目的・目標に基づき、一部の中核的な必修科目である「人間学 I」及び「基礎ゼミナール」において、シラバス内に共通の「到達目標（学修成果）」として定められている。その他の個別科目における学習成果も個別シラバス内の「到達目標（学修成果）」として定められている（提出-1）（提出-3）。上記の学習成果は、履修要覧、大学案内、及びウェブサイト上に掲載し、学内外に表明している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

学習成果は、学校教育法の短期大学の規定に照らして、教務専門委員会と科長を中心とし英語科で定期的に点検している。その過程で、「主な学修成果獲得の観点」、及び共通シラバス、一部共通の項目を有するシラバス、そして個別シラバスが示す「到達目標（学修成果）」を本学の教育目的・目標を基に点検している。「到達目標（学修成果）」については、毎年、全科目の担当者と連絡を取りながら内容を確認し、修正があった場合、その内容を個々のシラバス内に反映させている（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-4）。

以下に、「カリキュラムマップ」及び「英語科卒業認定・学位授与の方針及び学修成果獲得の観点」に記載された学習成果を、その礎である「建学の精神」をはじめとし「上智大学短期大学部教育上の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」との関連において示す。

キリスト教ヒューマニズム理解力	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「建学の精神」キリスト教ヒューマニズム、カトリシズムの精神 ● 「上智大学短期大学部教育上の方針」（視点）キリスト教ヒューマニズム、（能力）教養力 ● 「短期大学部卒業認定・学位授与の方針（1）」【キリスト教ヒューマニズムの理念のもと、人間の尊厳を深く理解し、他者との共存を実現できます】 ● 「英語科卒業認定・学位授与の方針（1）」【キリスト教ヒューマニズムの精神に立脚し、他者とのかかわりの中で自己形成を行う力を身につけます】 	
関連科目	主な学修成果獲得の観点
1-① 「人間学 I」「人間学 II」「哲学 A」「哲学 B」	【知識・理解】キリスト教思想・倫理、哲学、女性学、文化

<p>「女性と哲学 A」「女性と哲学 B」 「宗教学 A」「宗教学 B」「キリスト教文化入門」「倫理学」</p>	<p>【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力 【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、論文作成力 【態度・志向性】自己形成力（「人間学 I」「人間学 II」） 【協働・共生】他者との協働力（「人間学 I」）</p>
<p>教養力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「建学の精神」キリスト教ヒューマニズムに基づいた豊かな教養 ●「上智大学短期大学部教育上の方針」（視点）キリスト教ヒューマニズムおよび国際性、（能力）教養力 ●「短期大学部卒業認定・学位授与の方針（2）」【人間と社会の理想の実現のため、知性をもとに責任を伴う決断と行動ができます】 ●「英語科卒業認定・学位授与の方針（2）」【学術的な学びを行うために必要なアカデミックスキルを身につけ、幅広い教養を修得できます】 	
<p>関連科目</p>	<p>主な学修成果獲得の観点</p>
<p>2-① 「人間学 I」「人間学 II」「歴史学 A」「歴史学 B」「哲学 A」「哲学 B」「女性と哲学 A」「女性と哲学 B」「宗教学 A」「宗教学 B」「音楽 A」「音楽 B」 「社会学 A」「社会学 B」「日本国憲法 A」「日本国憲法 B」「法学 A」「法学 B」「教育学 A」「教育学 B」「経済学 A」「経済学 B」「経営学 A」「経営学 B」「社会福祉入門 A」「社会福祉入門 B」「マスメディア論 A」「マスメディア論 B」「数学 A」「数学 B」「心理学 A」「心理学 B」</p>	<p>【知識・理解】人文学、社会科学、芸術、科学 【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力 【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、論文作成力</p>
<p>2-② 「基礎コンピューター演習」</p>	<p>【知識・理解】情報学 【思考・判断】IT倫理・セキュリティー 【技能・表現】データ処理、文書作成、自己表現、コミュニケーション力</p>
<p>2-③ 「体育理論（ウェルネスと身体）」「体育（球技 1）」「体育（球技 2）」</p>	<p>【知識・理解】体育理論 【思考・判断】論理的思考力 【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、体育実技力</p>
<p>2-④</p>	

「基礎ゼミナール」	<p>【知識・理解】 基礎的研究法</p> <p>【思考・判断】 論理的思考力</p> <p>【技能・表現】 文章読解、日本語文章作成、コミュニケーション、自己表現、発表力</p>
<p>英語力</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「建学の精神」 英語で学び Language Spirit を把握する ● 「上智大学短期大学部教育上の方針」(視点) 英語発信力および国際性、(能力) 言語力 ● 「短期大学部卒業認定・学位授与の方針(3)」【多言語力による複合的な視点から、人間性と社会の持つ新たな可能性を発見できます】 ● 「英語科卒業認定・学位授与の方針(3)」【自己発信力に重点を置いた英語力を身につけ、英語を実践的かつ学術的に運用できます】 	
関連科目	主な学修成果獲得の観点
<p>3 - ①</p> <p>「英語 I」「英語 II」「英語 III」「英語 IV」</p>	<p>【知識・理解】 他者との共存の諸問題(「英語 I」) 異文化との遭遇(「英語 II」) 日本における社会問題(「英語 III」)</p> <p>日本と世界との関係(「英語 IV」)</p> <p>【思考・判断】 論理的・批判的思考力</p> <p>【技能・表現】 自己発信力・4技能</p> <p>【協働・共生】 ペア・グループワークでの協働力</p>
<p>3-②</p> <p>「TOEIC 対策講座 I」 「TOEIC 対策講座 II」</p> <p>英語スキルズ科目</p> <p>「TOEIC スピーキング・ライティング対策」</p> <p>「TOEIC4 技能対策」</p>	<p>【知識・理解】 ビジネス事情</p> <p>【思考・判断】 論理的思考力</p> <p>【技能・表現】 4技能</p>
<p>3-③</p> <p>英語スキルズ科目</p> <p>「生活の英語」「ライティング・文法」「リーディング・語彙」「旅行の英語」「職場の英語」</p> <p>「メディアの英語」「パブリックスピーキング」「ディスカッション」「編入対策」「アメリカの文化と社会」「テクノロジーと科学の英語」「ホスピタリティーの英語」「諸学問領域」「社会学」「TOEIC スピーキング・ライティング対策」「多読速読」「アカデミックライティング」「TOEIC4 技能対策」「時事英語」</p>	<p>【知識・理解】 言語、異文化、国際問題、社会問題、学術的専門分野、ビジネス、キャリア形成</p> <p>【思考・判断】 論理的・批判的思考力</p> <p>【技能・表現】 自己発信力・4技能</p> <p>【協働・共生】 ペア・グループワークでの協働力</p>

<p>リメディアル科目 「英語ファンダメンタルズ」</p>	
<p>3-④ 英語で学ぶ教養・基礎・専門科目 「人間学 II」「異文化間コミュニケーション」「留学準備（イギリス）」「留学準備（オーストラリア）」「平和と開発」「第二言語習得」「現代美術」「リテラシーと多文化教育」「プレ・ゼミナール」「ゼミナール I」「ゼミナール II」「インデペンデント・スタディ」「海外短期語学講座」</p>	<p>【知識・理解】キリスト教思想・倫理、宗教、異文化理解、コミュニケーション、言語、教育、倫理、平和、国際開発、美術</p> <p>【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力</p> <p>【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、論文作成力</p> <p>【技能・表現(インデペンデント・スタディのみ)】自律研究、研究発表力</p> <p>【技能・表現（留学準備・海外短期語学講座）】自己発信力、言語 4 技能</p> <p>【協働・共生（留学準備・海外短期語学講座）】ペア・グループワークでの協働力</p>
<p>専門力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「建学の精神」専門分野の徹底した学習 ●「上智大学短期大学部教育上の方針」（視点）国際性、（能力）専門力 ●「短期大学部卒業認定・学位授与の方針（4）」【複数の学問分野の学修から、新たな価値観を創造することができます】 ●「英語科卒業認定・学位授与の方針（4）」【専門的知識を身につけ、自律した学修者として研究する力を修得できます】 	
<p>関連科目</p>	<p>主な学修成果獲得の観点</p>
<p>4-① 基礎科目 「ドイツ語 I」「ドイツ語 II」「フランス語 I」「フランス語 II」「スペイン語 I」「スペイン語 II」「中国語 I」「中国語 II」「日本語表現法」「キャリアプランニング」「留学準備（イギリス）」「留学準備（オーストラリア）」</p>	<p>【知識・理解】言語、異文化、海外社会事情、キャリア形成</p> <p>【技能・表現】言語 4 技能、日本語作文力、キャリア形成、コミュニケーション、発表力</p>
<p>4-② 専門科目群基礎科目 「キリスト教文化入門」「異文化間コミュニケーション」「英文学概論」「言語学概論」「児童英語教育概説」</p>	<p>【知識・理解】異文化理解、英米文学、言語研究、言語教育</p> <p>【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力</p> <p>【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、論文作成力</p>

<p>4-③ 「プレ・ゼミナール」</p>	<p>【知識・理解】人文学、社会科学 【思考・判断】論理的・批判的思考力 【技能・表現】専門文献読解、研究論文作成、研究発表、討論力育成への準備 【態度・志向性】自律した研究への準備 【協働・共生】討論を通じた他者との協働力</p>
<p>4-④ 「ゼミナール I」「ゼミナール II」</p>	<p>【知識・理解】人文学、社会科学 【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力 【技能・表現】専門文献読解、研究論文作成、研究発表、討論力 【態度・志向性】研究での自律性 【協働・共生】討論を通じた他者との協働力</p>
<p>4-⑤ 専門科目</p> <p>【異文化理解領域科目】 「東洋研究」「西洋研究」「日本文化」「英米史」「比較社会史」「国際関係論」「文化人類学」「現代美術」「比較・国際教育学」「倫理学」「平和と開発」「フランスの文化と文学」</p> <p>【英米文学研究領域科目】 「英詩研究」「演劇研究」「小説研究」「映画と文学」「翻訳演習」</p> <p>【言語研究領域科目】 「社会言語学」「音声学」「日本語学」「語用論」「英語史」「第二言語習得」</p> <p>【言語教育領域科目】 「バイリンガル教育」「日本語教授法」「初等教育」「児童英語教育演習 A」「児童英語教育演習 B」「児童英語指導者養成講座」「サービスラーニング入門講座」「サービスラーニング(小中学校日本語支援 A)」「サービスラーニング(小中学校日本語支援 B)」「サービスラーニング(地域日本語支援 A)」「サービスラーニング(地域日本語支援 B)」「リテラシーと多文化教育」</p> <p>* 上記科目には複数領域に属す科目あり</p> <p>【自律研究科目】</p>	<p>【知識・理解】異文化理解、英米文学、言語研究、言語教育 【思考・判断】課題発見・分析力、論理的・批判的思考力 【技能・表現】ノートテイキング、文献読解、論文作成力 【技能・表現(インデペンデント・スタディのみ)】自律研究、研究発表力</p>

「インデペンデント・スタディ」	
<p>地域の国際化・多文化共生力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「建学の精神」現代世界に向かって広く窓を開き、人類の希望と苦悩をわかちあい、世界の福祉と創造的進歩に奉仕 ●「上智大学短期大学部教育上の方針」（視点）キリスト教ヒューマニズムおよび国際性、（能力）教養力および専門力 ●「短期大学部卒業認定・学位授与の方針（5）」【地球市民的意識を有し、グローバルな問題に取り組み、多文化共生社会の形成を担う力を身につけることができます】 ●「英語科卒業認定・学位授与の方針（5）」【地球市民的意識を形成し、多文化共生の実現のための実践ができます】 	
関連科目	主な学修成果獲得の観点
<p>5-①</p> <p>「プレ・ゼミナール」「ゼミナール I」「ゼミナール II」「バイリンガル教育」「日本語教授法」「サービラーニング入門講座」「サービラーニング（小中学校日本語支援 A）」「サービラーニング（小中学校日本語支援 B）」「サービラーニング（地域日本語支援 A）」「サービラーニング（地域日本語支援 B）」</p>	<p>【知識・理解】キリスト教奉仕の精神、言語教育理論、多文化、ボランティア論</p> <p>【技能・表現】言語教育力</p> <p>【態度・志向性】地域社会での課題発見および解決力、地球市民としての責任感</p> <p>【協働・共生】多文化間の協働・共生力</p>
<p>5-②</p> <p>「児童英語教育概説」「プレ・ゼミナール」「ゼミナール I」「ゼミナール II」「第二言語習得」「児童英語教育演習 A」「児童英語教育演習 B」「児童英語指導者養成講座」「サービラーニング入門講座」</p>	<p>【知識・理解】キリスト教奉仕の精神、言語教育理論、異文化、ボランティア論</p> <p>【技能・表現】言語教育力</p> <p>【態度・志向性】地域社会での課題発見および解決力、地球市民としての責任感</p> <p>【協働・共生】地域社会の国際化のための協働力</p>

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

平成 28 年度に、文部科学省の「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライ

ン」に則り、上智大学短期大学部並びに英語科「卒業認定・学位授与の方針」、英語科「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」を改定した際に、それらを一体的に定めるよう試みた。策定にあたっては、平成 28 年 9 月より三つの方針改定ワーキング・グループを中心に議論を重ねながら、運営会議及び教授会でも内容を検討し、最終的に平成 29 年 3 月に教授会の意見を徴し、学長が決定した（備付-12）。

三つの方針の一体化に向けて、「卒業認定・学位授与の方針」が「建学の精神」を礎としながら教育課程の構造と合致するよう図り、以下のような構成とした。方針（1）では「建学の精神」や教育理念の中核である「キリスト教ヒューマニズム理解力」を、現行の教育課程に照らし合わせて定義した。方針（2）では上記（1）を教育課程内の教養必修科目「人間学 I」で修得し、それを他の科目履修を通して発展させる幅広く豊かな「教養力」を定めた。方針（3）の「英語力」の記述では、「建学の精神」が含む言語力と国際性を教育課程に照らし合わせ再解釈した上で定義している。方針（4）ではそうした教養と言語力を活かし、課程内の基礎科目、専門科目群に配置された科目を履修することで獲得する能力である「専門力」を定めている。方針（5）では「建学の精神」及び「他者のために、他者とともに（Men and Women for Others, with Others）」という「上智の教育の精神」を具体化させるサービ斯拉ーニング活動や活動関連科目によって修得される「地域の国際化・多文化共生力」を定めた（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-5）。

それぞれ五つからなる短期大学部及び英語科の「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力が獲得できるよう、英語科「教育課程編成・実施の方針」では、教養科目群、英語科目群、基礎科目群、専門科目群、サービ斯拉ーニング関連科目群の編成及び実施方針を策定している。本学では両方針の密接な結び付きのもとに、教育活動が実施されている。また平成 29 年度に「カリキュラムマップ」を改定の上公開し、個々の科目の履修によって「卒業認定・学位授与の方針」で示されたどの能力の獲得へと至るのか、その道筋を視覚的に示しており、教員はそれを意識して授業を実施し、学生も自らの学びにおける到達点を方針との関わりにおいて理解しやすい仕組みとした（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

また「入学者受け入れの方針」内では、「建学の精神」と教育理念・理想を反映した「教育方針」を明らかにし、そのもとに定めた「教育目標と求める入学者」では、以下の能力を身に付けることを望む者を募った。（1）上智の精神である他者への奉仕に共感し学ぶ力、（2）英語力、教養力、専門力、（3）英語圏の歴史や文化の理解とその知識に立脚した言語力、教養力、専門力、地球市民としての意識、そして人間力、（4）高い出席率を前提とした能動的学習力、（5）社会貢献やサービ斯拉ーニング活動を通じて得られる多文化共生力。またそれらの能力は、多岐にわたる個々の入試の受け入れの方針内に反映されている（提出-2）（提出-3）。

上記の三つの方針は、履修要覧、大学案内、及び本学ウェブサイト内「アカデミックポリシー」欄等で公開している（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-5）。

上智大学短期大学部及び英語科三つの方針

短期大学の卒業認定・学位授与の方針

上智大学短期大学部は、建学の精神を具現化し、地球市民的意識を有し国際社会・多文化共生社会の諸問題に対応しうる者を卒業生として輩出していきます。即ち、本学で学業を修めた者は、以下に掲げる教養と専門的知識を備える者であり、同時に人間性の深い理解に立脚した、多様な他者と協働する力を備えることにより、国内外の国際社会・多文化共生社会に貢献できる態度、知識、技能を有します。そのような教養と専門的知識、人間観と協働力を備え、かつ上智大学短期大学部学則に定める修業年限を満たし、卒業に要する所定の単位数を科目群毎に修得した者に対し、本学は短期大学士(英語)の学位を授与します。

1. 【キリスト教ヒューマンイズムの理念のもと、人間の尊厳を深く理解し、他者との共存を実現できます】上智の教育の精神である「他者のために、他者とともに(Men and Women for Others, with Others)」のもとで、人間の生の尊さと生の在り方の多様性を理解し、異なる価値観や背景を持つ他者との共存を実現する意思と能力を備えることができます。

2. 【人間と社会の理想の実現のため、知性をもとに責任を伴う決断と行動ができます】幅広く豊かな教養力を通して、人間が直面する問題や理想の本質について理解し、自らの主体性と責任感をもとに意見を発信し行動することができるようになります。

3. 【多言語力による複合的な視点から、人間性と社会の持つ新たな可能性を発見できます】社会事象及び学問にかかわる問題を、多言語・多文化的な複合的視点から俯瞰し考察することで、人間と社会が持つ新たな可能性を引き出すことができます。

4. 【複数の学問分野の学修から、新たな価値観を創造することができます】英語の学修、及び異文化、多文化共生、国際問題の研究で得た知識と、他者との共存を目的とする視点から新たな価値観を創りだすことができます。

5. 【地球市民的意識を有し、グローバルな問題に取り組み、多文化共生社会の形成を担う力を身につけることができます】言語及び文化における多様性の肯定的な理解のもと、地球規模の課題と自分との接点を見出し、背景の異なる他者との対話と協働を通し課題解決に向かっていく力を持つことができます。

英語科の卒業認定・学位授与の方針

上智大学短期大学部英語科では、キリスト教ヒューマンイズムを基盤とする豊かな教養を修得します。また自己発信に重点を置いた実用的かつ学術的な英語力とともに、多様な文化、歴史、思想とかかわる現象を批判的に考察し、自らの考えを発信し、主体性を持ち他者と協働できる力を獲得します。それらを礎として、継続的に言語及び学問上の課題を探究し続けるための方法と志向を持ち、同時に地球市民的立場から多文化共生の理念を實踐できる人材を育成します。

1. 【キリスト教ヒューマンイズムの精神に立脚し、他者とのかかわりの中で自己形成を行う力を身につけます】キリスト教ヒューマンイズムの精神を、キリスト教倫理や哲学において理解し、そこで獲得した視座に基づき人間及び社会的現象を考察できます。そして、その精神の根底に在る人間の尊厳への敬意、他者愛、献身の心を深く理解するとともに、他者とのかかわりの中で自己形成を行い、人間関係、共同体を構築する力を備えます。

2. 【学術的な学びを行うために必要なアカデミックスキルを身につけ、幅広い教養を修得できます】大学での学びに必要な読解力、論理的文章構成力、発表力を身につけます。同時に人文・社会科学を中心とする幅広い教養を修得し、人間と社会にかかわる多様な事象を理解し、意見を発信する力を身につけます。

3. 【自己発信力に重点を置いた英語力を身につけ、英語を実践的かつ学術的に運用できます】英語を実践的かつ学術的に運用するために重要な主題として、(1) 自己形成と他者との共存、(2) 異文化・多文化、(3) 日本における社会問題、(4) 日本の問題と国際問題、にかかわる知識とともに、自己発信力に重点を置いた4技能（読む・書く・聴く・話す）を身につけることができます。

4. 【専門的知識を身につけ、自律した学修者として研究する力を修得できます】異文化理解、英米文学研究、言語研究、言語教育、多文化共生、及び国際問題とかかわる分野の知識を獲得し、論理的、批判的思考に基づき、研究する力を身につけることができます。自律した学修者として課題を自ら設定し、それらに挑戦し続けることのできる意欲と技能を持つことができます。

5. 【地球市民的意識を形成し、多文化共生の実現のための実践ができます】国際的な諸問題、そしてその背後にある文化、歴史、思想を、自らの生とのかかわりにおいて理解し、地球市民としての問題意識をもち、国内外における国際社会が抱える問題の解決、及び多文化共生社会の実現に向けた実践ができます。

英語科の教育課程編成・実施の方針（抜粋）

英語科の卒業認定・学位授与の方針で示された能力を学生が身につけることを可能とするため、教養科目、英語科目、基礎・専門科目を効果的に編成します。知性の段階的発展を可能とし複数専門科目群を収める幅広い知を提供する教育課程を構成することで、キリスト教ヒューマニズムの精神と人間理解を礎とする教養を身につけ、自己発信力に重点を置いた実用的かつ学術的英語力を修得し、国際的な視野と地球市民的意識から得られる専門的知識と協働・共生の力を発展させ、国際社会・多文化共生社会に貢献する人材を育成します。

1. 【教養科目群】

本学での学びの基礎を築く教養必修科目として「人間学Ⅰ」を配置します。同科目ではキリスト教ヒューマニズムに基づく人間観を理解し、他者とのかかわりの中での自己形成を目指します。そこでの学びを受け、主に人文・社会科学各分野における学問体系に関するバランスのよい知識・理解を得ることを目的に教養選択科目を配置します。

2. 【英語科目群】

2-1. 【必修英語科目】

第1～第4 Semester（それぞれ準備期・発展期・応用期・完成期）にわたる履修のため、各学期に「必修英語Ⅰ～Ⅳ」を配置し、学修内容としてそれぞれ他者とともに生きる、異文化との遭遇、日本における社会問題、日本と世界というテーマを発展的に学び、自己発信力に重点を置きながら英語の4技能を修得します。ペアワークや発表等の能動的学び

が中心的活動を成します。それらを通し、「他者のために、他者とともに」という本学の教育の精神を持つ責任ある地球市民となるために必要な知識と理解を深め、複眼的・批判的・論理的な思考力を伸ばします。同時に他者の考えを尊重しながら自分の考えを効果的に表現する力をつけます。課題や **Independent learning** を通し自律した学修者となるための技能を身につけます。必修英語科目での学びは、学内英語発表イベントである、**Sophia Junior English Festa** の準備学修を含みます。また各学年の学生が適切な習熟度別のクラスで学べるようクラスを編成します。

2-2. 【TOEIC 対策講座科目】

第 1 セメスター（準備期）及び第 2 セメスター（発展期）までの履修のため、各学期に「TOEIC 対策講座 I・II」を配置し、グローバル化する社会で職業人としてキャリア形成を行うために必要な英語力の基礎を身につけることを目指します。課題や **e-learning** を通し自律した学修者となるための技能を身につけます。また各学生が適切な習熟度別のクラスで学べるようクラスを編成します。

2-3. 【英語スキルズ科目】

第 1 セメスター（準備期）、第 2 セメスター（発展期）及び第 3 セメスター（応用期）の履修のため各学期に「英語スキルズ科目」を配置し、学生が様々な英語技能やアカデミックなトピックを扱う科目を選択し、それらの技能の発展、トピックに関する知識・理解を深めることができるように、科目を編成します。また習熟度別のクラスを配置します。

2-4. 【英語ファンダメンタルズ】

第 2 セメスター（発展期）に、必修英語科目のひとつである英語 I の成績が「F」であった者のために、学修支援を行うリメディアル科目を設置します。履修者に単位付与はありませんが、「P」の評価を受ける必要があります。

3. 【基礎科目群・専門科目群と専門領域】

本学において専門性と結びついた知識の修得を可能とするため、基礎科目群・専門科目群内に以下の 4 つの専門領域を設けます。

3-1. 【異文化理解】

3-2. 【英米文学研究】

3-3. 【言語研究】

3-4. 【言語教育】

4. 【基礎科目群】

本学が定める 4 領域のテーマを学ぶにあたり、導入科目となりうる科目を基礎科目群として配置します。主に第 2 セメスター（発展期）から第 3 セメスター（応用期）での履修を念頭に置いています。

5. 【専門科目群内の選択科目】

本学が定める「異文化理解」「英米文学研究」「言語研究」「言語教育」の4領域において効果的に科目を配置します。各領域は、多様な分野において知識・理解の点で独自の教育内容を持つ科目によって構成されます。基礎科目群の概論科目での学びを受け、主に第3 Semester（応用期）から第4 Semester（完成期）に、専門的知識や技能を修得することができるように、専門科目を配置します。また科目群の一部で反転授業を行い、同時にアクティブラーニングの手法を用いて、能動的な学びや課題解決と結びついた学びを実施します。

6. 【専門科目群内のゼミナール科目】

本学では、段階を踏んだゼミナール科目を4 Semester（2年間）にわたって設けています。

6-1. 【基礎ゼミナール】

第1 Semester（準備期）に履修し、大学で学ぶにあたって必要なアカデミックスキル修得の導入教育を行い、リサーチの基礎・論文作成・口頭発表の方法を学ぶとともに、キャリア設計の第一歩を踏み出すために必要な知識を身につける演習を行います。

6-2. 【プレ・ゼミナール】

第2 Semester（発展期）に履修し、特定の研究分野において自身の研究テーマを設定し、それに基づく演習を通して、能動的な学びを行います。このような学修により、基礎的研究手法を用い、論理的・批判的思考力、論文作成力、口頭発表力、協働により問題を解決する力を身につけます。

6-3. 【ゼミナール I、ゼミナール II】

第3 Semester（応用期）と第4 Semester（完成期）にそれぞれ履修し、自身の設定したテーマをより深く研究していく過程で、高度な研究手法の知識を得ます、自律的思考に基づく独自の問題提起をし、討論、口頭発表、研究論文作成力の素養を統合的に身につけることができます。協働により問題を解決する力もより発展させます。「ゼミナール II」では、学修成果の集大成としてゼミナール論文の作成を行います。

7. 【基礎科目・専門科目群内のサービ斯拉ーニング関連科目】

キリスト教ヒューマニズムに基づく奉仕の精神と地球市民的意識を持って、多文化共生の実現に向けて実践することを目的にし、基礎科目・専門科目群内にサービ斯拉ーニング関連科目として、児童英語教育や日本語教育等の科目を配置します。正課カリキュラムでの学びを受け、その成果を地域社会で実践し、地域社会で学んだ内容を授業へとフィードバックします。またサービ斯拉ーニング関連科目には、アクティブラーニングの手法を用いて、能動的な学びや地域社会での課題解決を行う科目もあります。

短期大学部入学者受け入れの方針（抜粋）

大学として入学者に求める素養

【教育方針】

上智大学短期大学部は、キリスト教ヒューマニズムに立脚した上智の教育の精神である「他者のために、他者とともに（Men and Women for Others, with Others）」を、国際

社会において実践することのできる英語発信力と、多文化共生の実現に向けた地球市民としての意識、そして国際的な場で主体的に他者と協働できる力を涵養する教育プログラムを構築しています。そのために、上智大学短期大学部では次のような学生を求めています。

【教育目標と求める入学者】

1. 上智の教育の精神である「他者のために、他者ととともに (Men and Women for Others, with Others)」に共感し、これを受け入れ学ぶ意欲のある者。
2. 英語学修に強い意欲をもち、英語の運用能力の向上、豊かな自己形成と社会貢献のために教養と専門的知識を身に付けたいと望む者。
3. 英語と英語圏の歴史や文化とともにより広い言語・文化圏における研究課題を理解しようとする柔軟な姿勢をもち、それらの知識に立脚した地球市民的視野や国際的に活躍できる言語力、教養、専門的知識、人間力を身に付けたいと望む者。
4. 授業への高い出席率、授業での意見の自己発信、会話や討論等を通じた学びを重視する環境において、他者とのかかわりの中での能動的な学びを行い、日本語と英語の双方で豊かなコミュニケーション能力を涵養することを望む者。
5. 自らの専門的知識や技能を活用し、本学の推進する社会貢献活動の実践を通して、地域社会の国際化や多文化共生社会の実現に貢献することを望む者。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

三つのポリシーの一体化を試みた際に、短期大学部及び英語科の「卒業認定・学位授与の方針」と英語科の「教育課程編成・実施の方針」の緊密な一体化を行った。前者の構造を「建学の精神」を反映させながら、「キリスト教ヒューマニズム理解力」、「教養力」、「英語力」、「専門力」、「地域の国際化・多文化共生力」に関わる五つの方針でなり立つものとし、それに対応するよう「教育課程編成・実施の方針」を構築し、教養科目（その中核はキリスト教ヒューマニズム教育に主眼を置く教養必修科目「人間学 I」）、英語科目、基礎科目、専門科目、サービスラーニング関連科目の個々の方針を定めた。学生がそれらの科目分類で学びを広げ、深めることにより、「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力を獲得可能となるよう、一体化を図った。また「入学者受け入れの方針」でも、それら五つの能力の獲得が本学の学びにおいて重要であることを明確にするよう配慮した。

三つのポリシーが示すのは、本学が英語科単科の短期大学部でありながらも、建学時より学生による英語力の獲得に加え、キリスト教ヒューマニズムを礎とした教養力、専門的知識、国際性、奉仕の精神に則った社会貢献の実施、といった幅広い能力の獲得を重視してきたことである。言語系かつ教養系の短期大学部として、建学時から継承する教育理念・理想や社会的使命を、変化する社会状況を考慮しながら各ポリシー内で再定義し明示するとともに、その実現を可能とする教育課程の編成と実施に努めてきた。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

[提出資料] 6.上智大学短期大学部自己点検・評価規程 5. 上智大学短期大学部英語科行動規範--建学の精神・アカデミックポリシーに基づく行動原則と実施事項

[備付資料] 8-1. 委員会活動報告・活動計画書（平成 30 年度） 8-2. 委員会活動報告・活動計画書（令和元年度） 8-3. 委員会活動報告・活動計画書（令和 2 年度）

13. 平成 30 年度自己点検・評価報告書（中間時） 14-1. 学修成果アセスメント（平成 29 年度） 14-2. 学修成果アセスメント（平成 30 年度） 14-3. 学修成果アセスメント（令和元年度）

15-1. 教育成果アセスメント（平成 29 年度） 15-2. 教育成果アセスメント（平成 30 年度） 15-3. 教育成果アセスメント（令和元年度） 16-1.

教育課程アセスメント（平成 29 年度） 16-2. 教育課程アセスメント（平成 30 年度） 16-3. 教育課程アセスメント（令和元年度） 17-1. 授業改善アセスメント（平成 29 年度）

17-2. 授業改善アセスメント（平成 30 年度） 17-3. 授業改善アセスメント（令和元年度） 18. 上智大学短期大学部ウェブサイト（自己点検・評価、認証評価）

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/evaluate/> 19. 国際学院中学校高等学校との高大接続協議実施記録（令和元年度） 9-2. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（平成 30 年度）

9-3. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（令和元年度） 9-4. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・評価会議議事録（令和 2 年度）

20. 平成 30 年度自己点検・評価報告書（中間時）における評価・意見 について（秦野市） 21. アセスメントポリシー（教育課程、授業改善、学修成果、教育成果）

22. 自己点検・評価委員会議事録（令和 2 年度） 23. 自己点検・評価小委員会議事録（令和 2 年度） 25-1. 教授会議事録（平成 30 年度） 25-2. 教授会議事録（令和元年度）

25-3. 教授会議事録（令和 2 年度） 10-1. SD 活動報告書（平成 30 年度） 10-2. SD 活動報告書（令和元年度） 10-3. SD 活動報告書（令和 2 年度）

24. 令和 2 年度 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、及び入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）の視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議 議事録

11-3. 運営会議議事録（令和 2 年度） 26. 事業計画に関する実施評価（2020 年度） 27. 私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード

[備付資料・規程集] 27. 上智大学短期大学部運営会議規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では「上智大学短期大学部自己点検・評価規程」を整備している（提出-6）。自己点検・評価委員会は、同規程第4条により、学長が委員長を務め、理事1名、科長、事務センター長、教授会より選出された教員2名、学長が委嘱する者若干名によって構成される。構成員の理事は本学を統括する理事長が就任することが通例となっている。また同委員会の下部組織に自己点検・評価小委員会を置き、具体的事項を審議し、自己点検・評価委員会に報告している（備付-22）（備付-23）。令和2年度は、科長がALOを務め、全教職員が関わる体制で自己点検・評価を行った。

毎年の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が実施主体ではなく、運営会議に属する各専門委員会が実施主体となり、アセスメントポリシーに則り行っている（備付-8-1～3（備付-14-1～3）（備付-15-1～3）（備付-16-1～3）（備付-17-1～3）（備付-21）。ポリシーが定めるアセスメントの実施主体と実施領域は、教務専門委員会による「カリキュラム（教育課程）アセスメント」、FD専門委員会による「ティーチング（授業改善）アセスメント」、教務専門委員会、地域連携活動専門委員会、学生生活・進路指導専門委員会による「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」、FD専門委員会による「ティーチングアウトカムズ（教育成果）アセスメント」である。そして年次アセスメントの総括的な自己点検・評価を、自己点検・評価委員会及び小委員会にて、7年ごとの認証評価時及びその中間期に定期的実施する体制としている。

認証評価の結果の公表については、自己点検・評価報告書とともにウェブサイト上で行っており（備付-18）、また全国の大学・短期大学に報告書を送付している。本学の取り組みの理解と、よい事例があれば参考としてもらうことを期待し、そして本学も他大学から送付される報告書を参考にしている。そのような情報共有の試みを通して高等教育全体の教育研究の質的向上を目指している。中間時の自己点検・評価は、本学が所在する秦野市から外部評価を受け、本学の取り組みが自己評価だけにとどまらないよう配慮している（備付-20）。

自己点検・評価活動への全教職員の関与のため、まずアセスメントに必要なデータ抽出を各専門委員会の事務局職員が行い、そのデータを基に、教育課程、授業改善、学習成果、教育成果を各専門委員会の教員が分析している。一部入学者選抜の妥当性については職員が分析している。この分析結果を教員は教授会で把握し（備付-25-1～3）、職員はSD研修で把握している（備付-10-1～3）。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取については、毎年、国際学院中学・高等学校（埼玉県北足立郡）と定期的な高大接続会議や合同研修を行っており、本学の「入学者受け入れの方針」の適切性等を協議し、意見聴取を行っている。令和2年度にはコロナ禍のため実施できなかった。また高等学校の他に、アセスメント結果に関する第三者からの意見聴取のため、<区分 基準 I-B-1 の現状>で既述の通り、本学が所在する秦野市と「3つのポリシーの視点から、本学の取組み

に係る適切性を確保するための点検・評価会議」を開催している（備付-9-2～4）。

自己点検評価及びアセスメントによる分析結果を、学長の諮問機関である運営会議、教授会へと付議し、次年度の教育課程改善に活かし PDCA サイクルを確立している（備付-8-1～3）（備付-14-1～3）（備付-15-1～3）（備付-16-1～3）（備付-17-1～3）。またサイクルの強化のため、調査結果及びそれに基づく勧告を、各専門委員会が教授会に提出し、改善のために必要な取り組みを次年度の活動目標に反映させることを、ポリシー内に定めている（備付-21）。

自己点検・評価及びアセスメントの結果から、様々な改革・改善を行っている。例えば教育課程においては、学生の英語力を向上させるために、平成 26 年度には TOEIC 学習に特化した e-learning を導入、平成 27 年には英語補習クラスとして「英語ファンダメンタルズ」を開講、平成 29 年度には英語選択必修科目において上級と中級の間準上級のクラスで学術的な内容を扱う「準上級英語アカデミックスキルズ（諸学問領域）」及び「準上級英語アカデミックスキルズ（社会学）」を開講、平成 30 年度には、社会における英語力の評価が「読む」、「聴く」、「書く」、「話す」の 4 技能を対象としたものとなってきたことを受けて、「準上級英語スキルズ（TOEIC スピーキング・ライティング対策）」及び「上級英語スキルズ（TOEIC スピーキング・ライティング対策）」、令和元年度には「上級英語スキルズ（TOEIC 4 技能対策）」を開講、そして新たに 4 技能に対応する TOEIC 学習に特化した e-learning を導入した。

年次アセスメントの結果を受け、成績評価の改善を通じた内部質保証に取り組んでいる。令和元年度に、教員による評価のバラツキを解消し、国際的通用性を高めるため、原則として全ての科目における評価基準の標準化を図り、新たな成績評価法に関するガイドラインを策定した（ゼミナール関連科目等一部の科目は対象外である）。これにより、科目ごとの A 評価の割合には最大で受講者の 30% という上限が設けられた。この「A 評価のキャップ制」の導入により、評価基準の標準化が進み、またそれが単位制度の実質化、そして達成目標や到達目標の改善を含む教育の内部質保証にも繋がると考えている。成績評価の厳正化については、令和 2 年度よりアセスメントの対象としてその効果を検証している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、<区分 基準 I-B-2 の現状>で先述したように、「建学の精神」、「教育

上の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、学習成果を定めているが、その大きな枠組みである「キリスト教ヒューマニズム理解力」、「教養力」、「英語力」、「専門力」、「地域の国際化・多文化共生力」の五つの修得すべき「学習成果」の測定については、平成 25 年度に定めたアセスメントポリシーに則り、平成 26 年度より実施している。以下に学習成果に関わるアセスメントポリシーを記す。

ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメントポリシー

ラーニングアウトカムズ(学修成果) アセスメントポリシー

目的

本アセスメントの目的は、学生がディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの下、本学が目標とする具体的な学修成果を獲得しているかを判断することである。詳細については、別途記述されている。

実行者

「大学ディプロマポリシー」「英語科ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」に則した学修成果アセスメントは、教務専門委員会が実行する。サービスラーニングにおける学修成果に関しては、地域連携活動専門委員会が実行する。卒業後の進路と関連した学修成果に関しては、学生生活・進路指導専門委員会が実行する。教養力の学修成果に関しては、「人間学」担当教員が実行する。学修ポートフォリオにおける学修成果に関しては、アドバイザー教員が実行する。

データの収集と分析

基本として以下のデータを収集し、調査検討する。また年度により重要性が高いデータ及び分析対象を抽出し、それに基づいた調査検討を行う。

【直接的データ】

(1) シラバス、(2) 学生の学業および試験のサンプル、(3) 成績評価に用いられたデータ、(4) 成績評価の分布(A-F)と推移（個人、グループ、学年別等）、(5) GPA とその推移（個人、グループ、学年別等）、(6) TOEIC 等標準化された試験の結果、(7) 留学プログラム参加者の成果(TOEIC、GPA 等)、(8) 各科目の履修登録者数、履修中止者数および授業欠席調査の数値、(9) 成績不振者を対象とした科目の成果(履修後の GPA 等)、(10) ゼミナール論文内容及び水準、(11) 卒業後の進路状況

【間接的データ】

(1) 学修成果についての所見（卒業アンケート等）、(2) 学修成果についての所見（授業評価アンケート等）、(3) 学生の授業についての所見（授業評価アンケート等）、(4) 教員、学生、職員との面談から得た所見、(5) 正課カリキュラム外学修プログラムでの成果、(6) サービスラーニング、アクティブラーニングプログラムでの成果、(7) 進路先を対象とした学修成果の調査

また教務専門委員会の実施する学修成果アセスメントには、以下の情報の収集および分析を含むものとする。

【総合的データ】

(1)「教育の成果等に関する情報の収集および分析」

結果

教務専門委員会、地域連携活動専門委員会、学生生活・進路指導専門委員会は、調査対象年度の次年度前半に、調査結果と勧告を教授会に提出する。その結果を検討し、必要なものを同年度の活動目標に反映させる。

実施

教授会は勧告を検討し、勧告を受諾する場合には実行のための計画を策定する。同時に、教授会は、いかなる行動をとるかを決定する際に、教育課程と授業改善の査定結果を考慮する。

本ポリシーのもとには、「教員支援行動計画」と「学生支援行動計画」の二つの行動計画がある。学修成果を向上させる「教員支援行動計画」は、FD 専門委員会によって実施される。

「学生支援行動計画」には、以下のような活動とプログラムが含まれる。

(1) 学生の振り返り、(2) 学修技能のトレーニング、(3) 学問的な助言、(4) 個人指導による支援（学生総合支援センター）

学習成果を焦点とするアセスメントポリシーについては、上記の通り多様なデータを基とした分析が可能となるよう意図している。

本学ではアセスメントの対象と手法を定期的に点検している。主要なものとして平成 28 年 11 月に改定を行ったが、その主な内容は、(1) 同年に必修化されたゼミナール論文アセスメントを、教務専門委員会担当の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」の一部と位置付け、(2) サービスラーニングを通じたアクティブラーニングのアセスメントを、地域連携活動専門委員会担当の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」の一部と位置付けたことである。前者は、学習成果としての「専門力」のアセスメントであり、後者は「地域の国際化・多文化共生力」のアセスメントである。「専門力」のアセスメント手法については、＜区分基準Ⅱ-A-3 の現状＞で後述するように、実施主体である専門委員会がルーブリックを作成し、評価項目と基準を定めて行っている。「地域の国際化・多文化共生力」については、地域連携活動専門委員会が、学生の自己評価を基にデータ分析を行っている。

そして学習成果の査定の対象と手法の見直しとして、平成 30 年 11 月に、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」を再度見直し、教養必修科目「人間学

I」担当者が主体となり、キリスト教ヒューマニズム理解力に基づいた「教養力」の測定を行うことを定めた。「人間学 I」ではキリスト教ヒューマニズム教育とともに、多様な教養科目と繋がる内容を扱っており、「教養力」の基盤と位置付けられている。アセスメントの内容としては、〈区分 基準Ⅱ-A-3の現状〉で後述するように、同科目内で指定された書籍の読解を基に論述試験を行い、主に読解力と論述力をルーブリックに基づき測定している。また令和 2 年度には、秦野市との「3つのポリシーの視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議」において、秦野市役所及び教育委員会の視点から学生の読解力の低下への対応についての意見を受け、「人間学 I」を通した「キリスト教ヒューマニズム理解力」と「教養力」の測定において、読解力に更に重点を置いた授業運営とアセスメントを来年度より開始することを決定した（備付-24）（備付-11-3 令和 2 年 10 月 13 日開催）（備付-25-3 令和 2 年 10 月 20 日開催）。

卒業後の進路と関連した学習成果のアセスメントは、学生生活・進路指導専門委員会が主体となり実行している。学生が本学で培った能力が卒業後どのように社会に還元されているか、また、社会から卒業生がどのように評価されているかを把握する手法を検討した上で、企業や進学先の 4 年制大学にアンケートを実施し、その中で本学の「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力とそれに基づく具体的な学習成果を問うものとしている。平成 28 年度と 30 年度に企業への進路先調査を実施し、30 年度には編入学先への調査も実施した。それらの結果を基に、それぞれ平成 29 年度と令和元年度にアセスメントを実施した（備付-14-3）。具体的には、平成 28 年度にまず学生の進路先である主な企業に、平成 30 年度には主な企業に加え最も編入学による進学者が多い上智大学に対して、学生生活・進路指導専門委員会がアンケートを実施し、その結果についてアセスメントが行われ、教育課程の改善に向けた提言をしている（備付-25-2 令和元年 7 月 30 日開催）。

アセスメントの結果として、社会及び 4 年制大学から身に付けることを期待されているのは、主に「学生のコミュニケーション能力、日本語と英語で読み文章を作成する能力の向上」であると認識できた。そのための改善計画が、学校法人上智学院の中長期の将来発展構想である「グランド・レイアウト 2.1（2019 年度～2023 年度）」内の本学によるアクションプランとして、令和 2 年度事業計画に組み込まれている（備付-26）。また〈区分 基準Ⅱ-A-8の現状〉で記す通り、アセスメント結果を教育課程の改善へと繋げている。

査定の対象と手法の定期的な点検は、上述のように平成 26 年のアセスメントポリシー確立後から継続しており、ポリシー自体の点検は運営会議と教授会を通して行ってきた。ポリシー確立後翌年の平成 27 年 11 月には、以下の改定を行った。(1) アセスメントに使用する直接的（量的）データと間接的（質的）データの区別、(2) 収集すべきデータの精査、(3) アセスメント実行者である各種専門委員会（教務専門委員会、FD 専門委員会、地域連携活動専門委員会、学生生活・進路指導専門委員会）の役割の明確化、(4) 実行方法の明確化（備付-21）。

またアセスメントポリシーに則った様々な査定方法と実施手順については、教務専門委員会、FD 専門委員会、地域連携活動専門委員会、学生生活・進路指導専門委

員会が、平成 26 年度のアセスメント時より、開発している。それぞれ量的直接的データと質的間接的データを用い、教育課程、教育成果、学修成果、教育改善アセスメントを実施し、評価、課題、改善案を提示し、次年度の教育プログラム向上へと繋げ、PDCA を確立している（備付-25-1～3）。

総合的アセスメント結果の客観性については、秦野市による外部評価を受け、更に改善への助言を受けることにより、主に確保している（備付-9-2～4）。

平成 26 年度「大学ガバナンス改革の推進について（中教審審議のまとめ）」による提起及び、平成 27 年 4 月 1 日の学校教育法の改正・施行に伴い、本学の学長の権限と教授会の役割を規程改正により明確化した。一方、それらを実質化し、学長のリーダーシップを確立するためには、その補佐として、大学を運営する教職員が、入学から卒業に至る学生育成への教学マネジメントに関与し、高度化していかなければならない。そして平成 28 年 3 月 31 日の大学設置基準改正により、SD 研修（大学を運営する教員含む）が法制上、制度化された。平成 29 年 4 月の大学設置基準改正・施行を受け、それまで主に職員を対象としていた SD 研修を、大学を運営する教員も含んだ SD 研修とし、教職協働による大学運営を考えていく場となった（備付-10-1～3）。

令和元年 5 月に学校教育法及び私立学校法が改正されたことに併せて、今後は学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められている。また、認証評価や私学助成取得の要件等においても、様々な留意事項が求められている。これら留意事項を把握、点検し、健全な発展に資することを目指して、本学は日本私立短期大学協会が令和 2 年 1 月 16 日に制定したガバナンス・コードを活用し、円滑な運営を行っている。ガバナンス・コード（備付-27）の内容については、学校法人、大学ともに遵守している。

ガバナンス・コードの中に、「学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している」（私立学校法第 45 条の 2 第 2 項）とあるが、コード制定以前に、平成 26 年度に受審した認証（第三者）評価時に認識されていた向上充実のための課題である「卒業生の就職先等での評価については、進路担当者が就職先からのヒアリングのみを行っている。当該短期大学も認識しているように、組織的に実施することにより、教育課程等の改善につなげることが望まれる」への対応として、上記の通り学生の卒業後の学習成果アセスメントに取り組んでいる。

また令和 2 年 4 月 1 日改正・施行の学校教育法第 109 条第 5 項に定められた（1）大学等の教育研究等の状況の評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け、及び第 109 条第 7 項に定められた（2）適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求すること、については本学として十分理解しており、大学教育の内部質保証の点検・評価を怠らず、充実・改善に邁進している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

自己点検・評価委員会は、7年に一度の認証評価とその中間時自己点検・評価時に主な活動をしている。毎年度のアセスメントは各専門委員会委員長より、運営会議及び教授会に付議され、当該年度または次年度の行動計画の策定に役立ち、または勧告を受けて改善へと繋げている。

本学は単科の短期大学部であり、専任教職員数にも限りがある。多岐にわたる各種委員会業務を限りある人数で重複して担っており、学長とその諮問機関である運営会議（各専門委員会委員長を含む）と教授会というシンプルな構造の中で、毎年の自己点検・評価を行うのが効率的である。しかし、自己点検・評価委員会及び小委員会にも目的、役割があり、両者の位置付けを改めて検討してやる必要があると考える。また複数のアセスメントポリシーを、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）」に焦点を当てたものに絞ることも検討していく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価時の行動計画として、「建学の精神に基づく、教職員の行動規範や、基準となる教育支援手順書を具体的に定めていく。提供する教育プログラムの質を向上させていく体制づくりを検討する」と決定したことを受け、令和2年度に「上智大学短期大学部英語科行動規範」を定め、「建学の精神」をはじめとし、教育理念、アカデミックポリシーのより深い理解のため、それらの内容を改めて示しながら、教育活動の実践へと向けた行動規範を記し教職員間での共有を図っている（提出-5）。

また「進級判定や卒業判定、退学勧告等の基準として、GPA や外部資格試験のスコア等の導入を検討するとともに、それらの数量尺度では評価できない面についても客観評価ができるよう、ルーブリック等の導入の是非を検討する」という行動計画に関しては、平成30年度の「自己点検・評価（中間時）」においてその実施状況を以下の通り記している。「進級判定や卒業判定の基準として、まず本学に進級制度はなく、また本学は多様な入試制度を設け、異なる背景、個性、能力を有する学生を受け入れているため、GPAやテストスコアを基に卒業判定をするには課題がある。同時に資格系の短期大学ではないため、資格試験の内容と関連した統一試験等を基にそのような判断を行うことも適切ではない。しかし退学勧告等の基準としてのGPA使用の検討は行っていく。現在そのために、成績評価制度と評価実施における更なる厳正化に取り組んでいる」（備付-20）。成績評価の厳正化については、令和元年度よりA評価のキャップ制を導入し令和2年度からその効果をアセスメント対象として検証している。また学習成果の評価におけるルーブリック等の導入については、〈テーマ 基準 II-A-3の現状〉で詳述するように、本学では「教養力」と

「専門力」のアセスメント（それぞれ令和元年度と平成29年度に開始）を、ルーブリックを基に行っている。学生の論述内容や方法を主な評価対象として、教養力と専門力の修得を客観的に測定するよう試みている（備付-14-1～3）。

「学生が本学で培った能力が卒業後どのように社会に還元されているか、また、社会から卒業生がどのように評価されているかを把握する方法を検討していく」に関しては、平成28年度と30年度に企業への進路先調査を実施し、30年度には編入学先への調査も実施した。それらの結果を基に、令和元年度に学修成果アセスメント（平成30年度）を実施した（備付-14-2）。

更なる行動計画「アセスメントポリシーの項目や手順を明確にし、かつ充実させることにより、更なる教育の質保証に努める」については、ポリシー策定翌年の平成27年度より原則として毎年、アセスメントポリシーの改定を重ね、効果的な項目の絞り込みと同時に新たな項目の追加を行ってきた。手順については、アセスメントポリシーでその大枠を定めているが、具体的な手順、手法はアセスメントの実施主体である各専門委員会が改善を重ねている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の学習成果は、「建学の精神」とそれに基づく「卒業認定・学位授与の方針」が示す五つの分類の中で個々に定められるとともに、個別科目シラバス内の「到達目標（学修成果）」において定められているが、短期大学部としてそれらを統合した形での学習成果は定めていない。その主な理由は、本学は英語科単科の短期大学部であるが、多様な教養科目と専門科目を開講し、特に基礎科目と専門科目分類内に、「異文化理解」、「英米文学研究」、「言語研究」、「言語教育」の四つの領域を設け、それらの科目群から学生は自由に科目を選択するため、卒業時の学習成果に多様性が見られることである。また卒業生が4年制大学の多様な学科に編入学する等、学問への興味と学習成果に幅がある。しかし、そうした学習成果の中に中核的な要素を見定めた上で短期大学部としての学習成果を定め、学則等にも明記することを検討していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

[提出資料] 1. 2020 年度履修要覧・講義内容 (pp.5-6, pp.47-49, pp.77-515, p.9)
3. 上智大学短期大学部ウェブサイト (情報公表)

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/> 2. 上智大学短期大学部大学案内
2021 年度版 (pp.45-46) 7. 上智大学短期大学部ウェブサイト (講義内容 (シラバス)
2020 年度 春/秋学期 シラバス変更) 5. 上智大学短期大学部英語科行動規範
--建学の精神・アカデミックポリシーに基づく行動原則と実施事項 4. 上智大学短期
大学部学則 12. 2021 年度入学試験要項 (学校推薦型選抜・総合型選抜・その他の入
試)・願書等一式 13. 2021 年度入学試験要項 (指定校制)・願書等一式 14. 2021 年
度入学試験要項 (一般選抜・総合型選抜)・願書等一式

[備付資料] 14-1. 学修成果アセスメント (平成 29 年度) 14-2. 学修成果アセスメン
ト (平成 30 年度) 14-3. 学修成果アセスメント (令和元年度) 21. アセスメント
ポリシー (教育課程、授業改善、学修成果、教育成果) 28. 2020 年度履修要覧・講
義内容 (提出資料 1) 29. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版 (提出資料 2)
30. 上智大学短期大学部ウェブサイト (情報公表) (提出資料 3) 15-1. 教育成果
アセスメント (平成 29 年度) 15-2. 教育成果アセスメント (平成 30 年度) 15-3.
教育成果アセスメント (令和元年度) 25-1. 教授会議事録 (平成 30 年度) 25-2. 教
授会議事録 (令和元年度) 25-3. 教授会議事録 (令和 2 年度) 31. 学修ポートフォ
リオサンプル 32. アドバイザー教員による進路指導マニュアル (2019 年度改訂版)
33. 2020 年度キャリア講座一覧 (就職・編入学) 34-2. 委員会等議事録 (学生生活・
進路指導専門委員会) (令和 2 年度) 9-1. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点
検・評価会議議事録 (平成 29 年度) 9-3. 秦野市との 3 つのポリシーに関する点検・
評価会議議事録 (令和元年度) 8-1. 委員会活動報告・活動計画書 (平成 30 年度)
8-2. 委員会活動報告・活動計画書 (令和元年度) 8-3. 委員会活動報告・活動計画書
(令和 2 年度) 35. 2021 年度入試選抜ループブック 40. 入学手続き者用発送書類
一式 (令和 3 年度入学者用) 36. 上智大学短期大学部公式ウェブサイト (受験相談)
19. 国際学院中学校高等学校との高大接続協議実施記録 (令和元年度) 37. 2020 年
度シラバス作成要綱

[備付資料・規程集] なし

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロ
マ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取
得の要件を明確に示している。

- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学の「卒業認定・学位授与の方針」は言語系かつ教養系の短期大学部として、卒業時に学生が身に付けているべき能力を、体系的な教育課程を通してそこで得られる学習成果に対応する形で明示している（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-5）。より具体的には、英語科の「卒業認定・学位授与の方針」の（1）「キリスト教ヒューマニズムの精神に立脚し、他者とのかかわりの中で自己形成を行う力を身につけます」が起点となり、キリスト教ヒューマニズム関連科目の学習成果が定められる仕組みとしている。方針（2）「学術的な学びを行うために必要なアカデミックスキルを身につけ、幅広い教養を修得できます」が教養科目群の学習成果の起点となり、方針（3）「自己発信力に重点を置いた英語力を身につけ、英語を実践的かつ学術的に運用できます」は英語科目群、方針（4）「専門的知識を身につけ、自律した学修者として研究する力を修得できます」は基礎・専門科目群、方針（5）「地球市民的意識を形成し、多文化共生の実現のための実践ができます」は、サービスラーニング関連科目の学習成果の起点となる（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

「卒業認定・学位授与の方針」では、社会的そして国際的なニーズに対応した能力を明確にし、どのような学習成果を得た学生に本学が卒業を認定し学位を授与するのかを示している。そして同方針を起点として、それらの目標への到達度が、学習成果を扱う各種アセスメントにより検証され、アセスメントに基づくPDCAサイクルを通じて、教育課程の見直しと改善へと繋がる仕組みを有している。

また「卒業認定・学位授与の方針」の大きな見直しは、平成25年度の自己点検・評価以降では、平成28年度に実施した。同年9月より三つの方針改定ワーキング・グループを中心に議論を重ねながら、教授会でも内容を検討し、最終的に平成29年3月に教授会の意見を徴し、学長が決定した。今後も、より具体的な卒業要件及び成績評価の基準の明確化を検討していく。また本学には卒業要件と関わる資格はない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定して

いる。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の「教育課程編成・実施の方針」は、五つの方針によって構成される「卒業認定・学位授与の方針」に沿って策定されている。キリスト教ヒューマニズムの精神と関わる方針（1）及び教養力と関わる方針（2）に沿って、教養必修科目である「人間学Ⅰ」を中心とする教養科目群の編成・実施の方針の策定を行っている。同様に、英語力と関わる方針（3）に沿って、英語科目群の編成・実施の方針の作成を行い、専門力と関わる方針（4）に沿って基礎・専門科目群、そして地球市民意識の形成や多文化共生と関わる方針（5）に沿って、サービスラーニング関連科目群の編成・実施の方針を策定している。以下に二つの方針の関係性を具体的に記す。

英語科の「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」の関係

卒業認定・学位授与の方針	教育課程編成・実施の方針（抜粋）
1. 【キリスト教ヒューマニズムの精神に立脚し、他者とのかかわりの中で自己形成を行う力を身につけます】	1. 【教養科目群】 本学での学びの基礎を築く教養必修科目として「人間学Ⅰ」を配置します。同科目ではキリスト教ヒューマニズムに基づく人間観を理解し、他者とのかかわりの中での自己形成を目指します。そこでの学びを受け、主に人文・社会科学各分野における学問体系に関するバランスのよい知識・理解を得ることを目的に教養選択科目を配置します。
2. 【学術的な学びを行うために必要なアカデミックスキルを身につけ、幅広い教養を修得できます】	
3. 【自己発信力に重点を置いた英語力を身につけ、英語を実践的かつ学術的に運用できます】	2. 【英語科目群】 2-1. 【必修英語科目】 第1～第4 Semester（それぞれ準備期・発展期・応用期・完成期）にわたる履修のため、各学期に「必修英語Ⅰ～Ⅳ」を配置し、学修内容としてそれぞれ他者とともに生きる、異文化との遭遇、日本に

	<p>における社会問題、日本と世界というテーマを発展的に学び、自己発信力に重点を置きながら英語の4技能を修得します。ペアワークや発表等の能動的学びが中心的活動を成します。それらを通し、「他者のために、他者ととともに」という本学の教育の精神を持つ責任ある地球市民となるために必要な知識と理解を深め、複眼的・批判的・論理的な思考力を伸ばします。同時に他者の考えを尊重しながら自分の考えを効果的に表現する力をつけます。課題や Independent learning を通し自律した学修者となるための技能を身につけます。必修英語科目での学びは、学内英語発表イベントである、Sophia Junior English Festa の準備学修を含みます。また各学年の学生が適切な習熟度別のクラスで学べるようクラスを編成します。</p> <p>2-2. 【TOEIC 対策講座科目】</p> <p>第1 Semester（準備期）及び第2 Semester（発展期）までの履修のため、各学期に「TOEIC 対策講座 I・II」を配置し、グローバル化する社会で職業人としてキャリア形成を行うために必要な英語力の基礎を身につけることを目指します。課題や e-learning を通し自律した学修者となるための技能を身につけます。また各学生が適切な習熟度別のクラスで学べるようクラスを編成します。</p> <p>2-3. 【英語スキルズ科目】</p> <p>第1 Semester（準備期）、第2 Semester（発展期）及び第3 Semester（応用期）の履修のため各学期に「英語スキルズ科目」を配置し、学生が様々な英語技能やアカデミックなトピックを扱う科目を選択し、それらの技能の発展、トピックに関する知識・理解を深めることができるように、科目を編成します。また習熟度別のクラスを配置します。</p> <p>2-4. 【英語ファンダメンタルズ】</p> <p>第2 Semester（発展期）に、必修英語科目のひとつである英語 I の成績が「F」であった者のために、学修支援を行うリメディアル科目を設置します。履修者に単位付与はありませんが、「P」の評価を受ける必要があります。</p>
<p>4. 【専門的知識を身につけ、自律した学修者として研究する力を修得できます】</p>	<p>3. 【基礎科目群・専門科目群と専門領域】</p> <p>本学において専門性と結びついた知識の修得を可能とするため、基礎科目群・専門科目群内に以下の4つの専門領域を設けます。</p> <p>3-1. 【異文化理解】</p>

3-2. 【英米文学研究】

3-3. 【言語研究】

3-4. 【言語教育】

4. 【基礎科目群】

本学が定める4領域のテーマを学ぶにあたり、導入科目となりうる科目を基礎科目群として配置します。主に第2 Semester（発展期）から第3 Semester（応用期）での履修を念頭に置いています。

5. 【専門科目群内の選択科目】

本学が定める「異文化理解」「英米文学研究」「言語研究」「言語教育」の4領域において効果的に科目を配置します。各領域は、多様な分野において知識・理解の点で独自の教育内容を持つ科目によって構成されます。基礎科目群の概論科目での学びを受け、主に第3 Semester（応用期）から第4 Semester（完成期）に、専門的知識や技能を修得することができるように、専門科目を配置します。また科目群の一部で反転授業を行い、同時にアクティブラーニングの手法を用いて、能動的な学びや課題解決と結びついた学びを実施します。

6. 【専門科目群内のゼミナール科目】

本学では、段階を踏んだゼミナール科目を4 Semester（2年間）にわたって設けています。

6-1. 【基礎ゼミナール】

第1 Semester（準備期）に履修し、大学で学ぶにあたって必要なアカデミックスキル修得の導入教育を行い、リサーチの基礎・論文作成・口頭発表の方法を学ぶとともに、キャリア設計の第一歩を踏み出すために必要な知識を身につける演習を行います。

6-2. 【プレ・ゼミナール】

第2 Semester（発展期）に履修し、特定の研究分野において自身の研究テーマを設定し、それに基づく演習を通して、能動的な学びを行います。このような学修により、基礎的研究手法を用い、論理的・批判的思考力、論文作成力、口頭発表力、協働により問題を解決する力を身につけます。

6-3. 【ゼミナール I、ゼミナール II】

第3 Semester（応用期）と第4 Semester（完成期）にそれぞれ履修し、自身の設定したテーマをより深く研究していく過程で、高度な研究手法の知識を得ます、自律的思考に基づく独自の問題

	提起をし、討論、口頭発表、研究論文作成力の素養を統合的に身につけることができます。協働により問題を解決する力もより発展させます。「ゼミナール II」では、学修成果の集大成としてゼミナール論文の作成を行います。
5.【地球市民的意識を形成し、多文化共生の実現のための実践ができます】	7.【基礎科目・専門科目群内のサービスラーニング関連科目】 キリスト教ヒューマニズムに基づく奉仕の精神と地球市民的意識を持って、多文化共生の実現に向けて実践することを目的にし、基礎科目・専門科目群内にサービスラーニング関連科目として、児童英語教育や日本語教育等の科目を配置します。正課カリキュラムでの学びを受け、その成果を地域社会で実践し、地域社会で学んだ内容を授業へとフィードバックします。またサービスラーニング関連科目には、アクティブラーニングの手法を用いて、能動的な学びや地域社会での課題解決を行う科目もあります。

また本学は、学則第 26 条により 1 学期間の授業時間と科目ごとに付与する単位数を定めており、第 24 条により必修科目と選択科目という分類で科目を配置している（提出-4）。それらは短期大学設置基準に則っている。

科目の編成を学習成果に対応させるため、英語科目群については「教育課程編成・実施の方針」に従い、「各学年の学生が適切な習熟度別のクラスで学べるようクラスを編成」している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。より具体的には、必修科目においては学生の英語習熟度に従った三段階の「レベル分け」（基礎レベル、標準レベル、上級レベル）による科目編成がそれに該当する。レベル別の科目編成により、学生の学習成果が効果的に上がるような体制としている。1 年次生については、入学時に受ける TOEIC IP テストのスコアを基に英語必修科目（「英語 I・II」）及び「TOEIC 対策講座 I・II」のクラスを決定し、2 年次生については 1 年次の学年末に実施される TOEIC IP テストのスコアを基に、英語必修科目（「英語 III・IV」）のクラスを決定する。また英語選択必修科目（英語スキルズ科目）においては、全ての該当する英語科目が TOEIC のスコアを基準に、基礎レベル、標準レベル、準上級レベル、上級レベルのいずれかに位置付けられており、学生は自らの英語力に合わせたレベル選択が可能である。更に「教育課程編成・実施の方針」に従い、「英語 I」が不合格となった学生向けに、学び直しを目的とした科目「英語ファンダメンタルズ」も設けられている。

次に教養科目群、基礎科目群、専門科目群の編成であるが、これらに関しては英語科目群のようなレベルによる科目配置はなされていないものの、基礎的な学問内容からより高度な専門領域へと、段階的に学びを進めることを可能としており、それは学生の段階的な学習成果の向上を意図したものである。具体的には四つの学期のうち、学生は入学後の第 1 学期及び第 2 学期において、幅広い知識や視野を養うべく教養科目群の中から科目を履修する。学生は教養科目群の核と位置付けられる必修科目の「人間学 I」をはじめとし、様々な人文科学系及び社会科学系の科目を受講した後に、より専門性の高い段階へと進む。その段階とは、基礎・専門科目群の

履修であり、学生は主に教養の学びを終えた後の第3学期、第4学期で履修する。更に専門科目群は「異文化理解」、「英米文学研究」、「言語研究」、「言語教育」の4領域で構成され、それらの領域の入門的、導入的な内容を学ぶ基礎科目が各領域に配置されている（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

また全科目において、内容の専門性、学習内容の順番や学習成果の段階等の観点から、科目ナンバリング制度が設けられている。具体的には100番台の授業は「導入的内容を扱う科目」、200番台は「学問の基礎的な概念、考え方、技能を学ぶ科目」、そして300番台は「専門領域の理解を深める科目」とそれぞれ指定されている。科目ナンバリングによる授業編成も、学生が自らの学習段階や学習成果によって履修計画を立てる際に役立つ（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

本学では単位の実質化を図り、卒業要件として学生が修得すべき単位数、各学期において履修可能な単位数の上限を定めている。それと関連して、令和2年度には、卒業要件単位数（総修得単位数）を見直し、これまでの66単位以上から62単位以上へと減少させ、それを令和3年度入学者より適用することとした（提出-4）（備付-25-3）。見直しの際、66単位内の基礎・専門科目の要件をこれまでの36単位以上から32単位以上へと減少させた。基礎・専門科目内で必修を除いた選択科目の卒業要件単位数を減らし、これまでの28単位以上の単位取得から、24単位以上としている。同見直しの主な理由は、以下の通りである。（1）各授業においてより多くの学びの時間を確保し、より充実した学習成果の獲得に繋がる。（2）これまで教授会等でやや多いと議論されてきた授業の課題の数を調整する。（3）2年間で卒業後の進路を決定しなければならない学生が、進路に向けた学習をより効果的に行うことができる。（4）受講者が多くなる傾向にある基礎・専門科目において、受講者数を抑え、授業の少人数化に繋がる。（5）〈区分 基準Ⅱ-A-3の現状〉で後述するが、令和2年度より全ての教養選択科目について、それ以前の各科目が4単位科目として週2回100分の授業を14週行う体制から、各2単位科目として週1回100分の授業を14週行う体制へと変更し、同時に教養科目の卒業要件単位数は14単位と変更せず、学生が幅広い教養を身に付けることを可能とした。学生はより多くの学問体系について学ぶことになるため、基礎・専門科目の卒業要件単位数の減少により、無理なく効果的な教養力獲得に繋がる。各学期の履修上限単位数は原則として24単位と定めている（提出-1）（提出-3）。

本学では各科目において、担当教員は学生の学習成果の獲得を基に成績評価を行っているが、それは短期大学設置基準に則っている。教員は自らのシラバス上に短期大学設置基準で規定される1単位に必要な学習時間を基に算出された授業回数、授業時間、及び授業外学習に必要な時間を明記し、その中で学生が獲得した学習成果を基に成績評価を行っている。

また各科目のシラバスにおいて、必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している（提出-1）。本学では平成25年度シラバスより、上記の項目を含むシラバス形式とし、更にそれ以降も必要に応じて項目を見直し、学生にとって科目選択の際の最も有効な情報源としている。

また本学は通信による教育を行う学科・専攻課程ではない。

本学では学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。学科のアセスメントポリシー（提出-3）（備付-21）に従い、教務専門委員会が実施する年次「カリキュラム（教育課程）アセスメント」及びその他のアセスメントにおいて、見直す必要が認められた点については PDCA サイクルの中で翌年の検討事項とし、運営会議及び教授会に具体的な改善策を提案し、それを基に改善へと繋げている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育の内容と実施体制が確立していることに関し、本学の教育課程は、短期大学設置基準第4章第5条に則り、教養科目群の中に配置された各種教養科目において幅広く深い教養を培うことができるよう編成されている。前項＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞で触れた通り、特に幅広い教養教育の実施体制の構築のため、令和2年度より科目の在り方を改めた。それ以前は、多くの教養科目において各回100分の授業を学期に計28回開講し4単位を付与する形を取ってきたが、令和2年度より各回100分の授業を学期に14回開講し2単位を付与する形に改めた。同時に科目の種類にも多様性を持たせた。それにより学生が履修する教養科目の数と内容の多様性が増加し、より多くの学問分野で教養を身に付け、視野を広げることが可能となった（提出-1）（提出-2）（提出-3）。また「専門領域の理解を深める科目」と定義された科目ナンバリング上300番台の科目の履修により、専門的知識を深めることができる（提出-1）。

「英語科の卒業認定・学位授与の方針」のうち、方針（1）「キリスト教ヒューマニズムの精神に立脚し、他者とのかかわりの中で自己形成を行う力を身につけます」及び方針（2）「学術的な学びを行うために必要なアカデミックスキルを身につけ、幅広い教養を修得できます」が明示する能力が、教養教育によって達成されるべきものと定められている（提出-1）（提出-2）（提出-3）。そのうち、キリスト教ヒューマニズム理解力は教養必修科目である「人間学Ⅰ」を中心とする科目で獲得されるが、同科目の担当教員の中心は本学専任教員であり、科目コーディネーターを専任教員が務め、科目の内容、学習成果、評価方法や基準を決定している。また必修科目「人間学Ⅰ」については、担当教員全員で定期的に会合を設け、随時、情報共有と授業改善に努めている（備付-14-1～3）。そして1年次春学期に受講する同科目で修得した教養力を基盤とした多様な教養選択科目の履修により、アカデミックスキルと幅広い教養知識を積み上げていくというカリキュラム編成である。教養選択科目には、主に人文科学、社会科学分野の科目を設置することで幅広い教養教育を図

っている。必修科目「人間学Ⅰ」（2単位）の他に、選択科目12単位、計14単位の修得を卒業要件としている（提出-1）。

教養教育の実施に際しては、教養必修科目担当責任者を定め、必要に応じて科長、教務委員長の三者が相談できる体制を整え、全学的に検討が必要な事項が発生した場合には、運営会議と教授会にて審議を行っている。

教養教育と専門教育との関連を明確にするため、「英語科卒業認定・学位授与の方針」に従い、科目を「教養科目」、「英語科目」、「基礎科目」、「専門科目」の4群に分類し、科目群を明確に識別している。（その他、教養科目内にキリスト教ヒューマニズムを学ぶ教養必修科目が、そして基礎科目・専門科目群内にサービスラーニング関連科目が位置付けられている。）言語系かつ教養系の短期大学部として、教養科目群、基礎科目群、専門科目群にそれぞれ人文科学、社会科学系の科目を配置しており、段階的に理解を深めることができる教育課程の編成としている。基礎科目・専門科目分類内では「異文化理解」、「英米文学」、「言語研究」、「言語教育」の四つの専門領域に科目が配置されているが、教養科目で学んだ学問の入門的知識から、より高度な科目に移行する際に、上記の四つの領域で導入的役割を果たす基礎科目である概論科目を履修し、そこでの知識を基に、専門科目で学びを深めることが可能な編成としている。また前提科目等の履修要件をシラバスで明示することによって、学生が適切な順序で履修を進めることが可能となるよう配慮している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。そして「カリキュラムマップ」により、履修の道筋を提示している。

教養教育で学生が獲得する学習成果の測定・評価について、従来は主にGPAや卒業時に全卒業生を対象に実施する卒業生（卒業時）アンケートにおける学生の自己評価によるデータを基としたアセスメントを実施していたが、令和元年度より「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」の中で教養必修科目「人間学Ⅰ」の担当教員が主体となり、同科目の期末試験の一環として作成する小論文を対象に、1年次生全員の教養力の測定を実施している（備付-14-2～3）。その方法は、成績ごとに三つのレベルに区分し、レベルごとの特徴と問題点を洗い出すというものである。基本的なアセスメント手法を示すルーブリック等は以下のものである。

令和2年「人間学Ⅰ」小論文作成のための要領（抜粋）

小論文作成の要領	
人間に「生老病死」の苦しみがあることを踏まえながら、「どうしたら希望をもって生きられるか」について、事前に最低一冊の参考文献を読み、そのポイントを簡潔に要約した上で、自分の考えを分かりやすく展開する。	

令和2年「人間学Ⅰ」教養力測定のためのルーブリック（抜粋）

分類	視点
文献理解	i. 参考文献の内容を適切に紹介している。
	ii. 文章が論理的に組み立てられており、分かりやすく表現されている。

考察内容	iii.テーマについて自分の言葉でしっかり考察している。
	iv.主張が明確に述べられており、根拠づけに説得力がある。
形式面	v. 誤字や文法的誤りがなく、原稿用紙の使い方、引用や出典表示が適切である。
字数	字数が指定を外れている場合は減点とする。

アセスメント結果（備付-14-2～3）を運営会議及び教授会で共有し、次年度の授業内容の見直しや授業方法の改善に繋げている。令和2年度のアセスメントとして、論述内容を成績ごとにA、B、Cの三段階に分けて分析しているが、A評価の学生は、課題図書をよく読み、しっかり理解した上で、テーマ設定を行い、筆者の意見と自分の意見を区別した上で、自分の意見を、理由を挙げて論じることができていた。無理のない論理展開を行うことができていたと評価できる。B評価の学生は、課題の趣旨は理解し、自分の意見を論じることができていたが、自分の意見の裏付けに乏しく、課題図書の内容と自分の意見との違いや関係を明確に意識して書くことができなかった。C評価の学生は、そもそも課題図書を事前に読んでおくという条件を満たしていないばかりか、課題の趣旨を十分に理解しておらず、感想文の段階に止まっており、文章を論理的に組み立てる力や語彙力、漢字力等の点でも欠けている点が目についた。それらは令和元年度の実施の評価と同様であったが、令和2年度は、B評価のレベルが若干上がり、A評価のレベルにやや近づいているように見受けられた。事実、A評価とB評価の点差は、20点満点で5点～2点と僅差であった。（令和元年度は、25点満点で10点～2点であった）B評価の底上げがある程度達成されたのではないかと判断する（備付-14-3）。

アセスメントを受け、令和3年度は読解力強化を主な改善事項とし、学生が読書の習慣を形成することができるよう、推薦図書リストの配布を行うとともに、本を読んで内容を要約させる課題を授業内で提出させ、学期中に学習の進捗状況を確認する授業計画を立て、令和3年度のシラバスにもその改善を反映させることを決定した（備付-25-3）。

教養力の測定とともに、本学では専門力の測定も実施している。専門力の測定の対象となるのは、2年次秋学期に履修する専門必修科目「ゼミナールII」で提出が課される「ゼミナール論文」である。教務専門委員会が主体となり「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」の一環として、平成29年度より毎年実施している。基本的なアセスメント手法を示すルーブリックは以下のものである。

ゼミナール論文アセスメント ルーブリック

観点 Criteria	Level 3 (Accomplished)	Level 2 (Developing)	Level 1 (Beginning)	Level 0 (Need more work)
1. テーマ設定 Theme/Problem	<ul style="list-style-type: none"> ●実行可能（検証可能）なテーマ設定がなされている。 ●そのテーマをどのような学問領域からアプローチしようとしているかが明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ある程度、実行可能（検証可能）なテーマが設定されている。 ●そのテーマをどのような学問領域からアプローチしているかがわかり 	<ul style="list-style-type: none"> ●あまり、実行可能（検証可能）なテーマ設定であるとは言えない。 ●そのテーマをどのような学問領域からアプローチしているかが 	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマの設定が広すぎる（漠然としすぎる）、あるいは狭すぎる（絞り込み過ぎ）ために、論文のテーマとして適切

	<ul style="list-style-type: none"> ●問題提起や仮説と一設に関する問題の検証が可能なため、自分の論文で何が明確であるかをタイトルが形の上でも（「～に関する考察」等）、内容的に論文に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●問題提起や仮説と一設に関する問題の検証が可能なため、自分の論文で何が明確であるかをタイトルが形の上でも（「～に関する考察」等）、内容的に論文に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●問題提起や仮説と一設に関する問題の検証が可能なため、自分の論文で何が明確であるかをタイトルが形の上でも（「～に関する考察」等）、内容的に論文に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●問題提起や仮説と一設に関する問題の検証が可能なため、自分の論文で何が明確であるかをタイトルが形の上でも（「～に関する考察」等）、内容的に論文に表現している。
<p>2. 全体の基本構成 Structure/ Organization</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●序論、本論、結び、文献一覧といった論文の構成がしっかりしているため、論文としての体裁が整っている。 ●全体の構造の中で論理性／首尾一貫性がしっかりと保たれているため、論旨が分かりやすい。 ●段落構成がしっかりと意識されており、また主題文(topic sentence)によって具体的に論じられるという展開が全体を通して見取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●序論、本論、結び、文献一覧といった論文の構成が、ある程度整っているが、所々で構造的な問題がある。 ●全体の構造の中で部分的に論理性／首尾一貫性に問題があるため、多量な議論が追いついていない箇所がある。 ●段落構成がある程度意識されており、また主題文→支持文という展開も部分的には見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●序論、本論、結び、文献一覧といった論文の構成が、多くの問題がある。 ●全体の構造の中で論理性／首尾一貫性に多く問題を抱えているため、論旨が追いついていない箇所が多い。 ●段落構成があまり意識されていないため、また主題文→支持文という展開もほとんど見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●序論、本論、結び、文献一覧といった論文の構成が、全くないため、論文として論理性／首尾一貫性がない。 ●論文全体を通して、論理性／首尾一貫性がないため、論旨が非常に困難である。 ●段落構成が全く意識されていないため、また主題文→支持文という展開も全く見えない。
<p>3. 先行研究、データ分析／考察、結果／結論、引用など Argument</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な分量の文献を用いて、これまでの先行研究を整理し、説明し、そのテーマに関連付けている。 ●先行研究と自分の意見、主張、発見が明確に区別され、論じられている（引用や出典元の提示など）。 ●ゼミ論文の「本論」部分で、自らのデータや資料（文献や数量データ等）を用いて、分析／考察をする必要がある。 ●データや資料の分析／考察をもとに、自らの問題設定に沿った結果／結論を明確に提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ある程度の分量の文献を用いて、これまでの先行研究を整理し、説明し、そのテーマに関連付けている。 ●先行研究と自分の意見、主張、発見が明確に区別されていない箇所も多少見られる。 ●ゼミ論文の「本論」部分で、自らのデータや資料（文献や数量データ等）を用いて、分析／考察をする必要がある。 ●データや資料の分析／考察をもとに、自らの問題設定に沿った結果／結論を提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた数の文献のみが用いられており、先行研究の整理、説明、そのテーマに関連付けていない。 ●先行研究と自分の意見、主張、発見が明確に区別されていない箇所が多い。 ●ゼミ論文の「本論」部分で、自らのデータや資料（文献や数量データ等）を用いて、分析／考察をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ほとんど文献が用いられておらず、自らのテーマに全く関係がない。 ●先行研究に全く言及せず、研究成果を無視した自分のことだけを述べている。 ●ゼミ論文の「本論」部分で、自らのデータや資料（文献や数量データ等）を用いて、分析／考察をする必要がある。

	ことができた。	確に、はっきりとした結果／結論ではなかった。	●データや資料の分析／考察をもとに、自ら設定した結果／結論を提示するが、意見や主張はあつた。	の分析／考察の結果／結論は、単に意見を述べた。意図を表現しただけであった。
4. 論文の分量／長さ Length / How much a student was able to write on an academic topic/theme	●全体として、十分な分量の文章で自らの研究をまとめ、論文を完成させた（目安：A4用紙12枚以上）	●全体として、ある程度の分量の文章で自らの研究をまとめ、論文を完成させた。（目安：A4用紙10枚以上）	●全体として、論文として認められる十分な分量の文章が書かれたが、それでもグラフや表、図や挿絵などを多用して、何となくある程度の分量にまとめ論文を完成させた。（目安：A4用紙5枚以上）	●全体として、論文として認められる十分な分量の文章が書かれていなかった。（目安：A4用紙5枚以上）
5. 文章作成における技能 Style 【参考指標】	●誤字脱字 ●句読点の使用 ●漢字および仮名遣いの使用 ●表現の適切性（例：文末表現（「～である」体の統一）や敬語の不使用など） これらの技能が論文の中で十分、適切に使用されていた。	●誤字脱字 ●句読点の使用 ●漢字および仮名遣いの使用 ●表現の適切性（例：文末表現（「～である」体の統一）や敬語の不使用など） これらの技能が論文の中である程度、適切に使用されていた。	●誤字脱字 ●句読点の使用 ●漢字および仮名遣いの使用 ●表現の適切性（例：文末表現（「～である」体の統一）や敬語の不使用など） これらの技能が論文の中であまり、適切に使用されていなかった。	●誤字脱字 ●句読点の使用 ●漢字および仮名遣いの使用 ●表現の適切性（例：文末表現（「～である」体の統一）や敬語の不使用など） これらの技能が論文の中でまったく適切に使用されていなかった。

アセスメント結果（備付-14-1～3）を運営会議及び教授会で共有し、次年度の授業内容の見直しや授業方法の改善に繋げている。令和2年度のアセスメントとして、論述内容を成績ごとに優秀、平均、工夫が必要と三段階に分けて分析しているが、優秀レベルと分類されたゼミナール論文は60本で全体の23.5%を占める。平均レベルは51.8%であり、工夫が必要と分類されたものは24.7%である。1/4の学生が、何等かの意味で、自律した学習者として課題を発見し、論理的、批判的思考に基づいて研究する力をゼミナール論文の形で発揮する上で、工夫が必要な状態にあることになる（備付-14-3）。そのため全体の3/4の学生は、専門力・研究力の獲得がなされたと解釈できる。（備付-25-3）。今後も「ゼミナールII」の達成目標・到達目標に掲げられている「ゼミナール論文の作成」のより確実な検証を継続していく。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確であるかについて、英語科単科の言語系かつ教養系短期大学部である本学では、特定の職業に就くための職業教育は行っていないが、短期大学設置基準に則り、職業及び実生活に必要な能力を育成できるよう職業教育の実施体制を整えている。

本学では「英語教育」を職業教育の一部として位置付けている。特に1年次生向けの必修科目である「TOEIC 対策講座Ⅰ・Ⅱ」は、ビジネス英語の技能向上を目的としている。また選択必修科目でも TOEIC 関連の科目を開講しており、それらを通じた学習により、学生は就職のために求められる英語力を無理なく身に付けることができる（提出-1）（提出-3）。

教養科目では、現代社会においてよりよく生きることへの関心を広げ、深めるために、多くの選択科目が開講されている。教養科目の中には、社会人基礎力の育成を目標とするものも含まれており、例えば「基礎コンピューター演習」は、社会人として要求される情報リテラシー及び PC を利用した情報処理の基本を身につけることを目的とし、「数学 A」は、就職の際の適性検査・SPI 試験において出題される非言語能力（数学）の演習と課題の解説を含んでいる（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

また必修科目と位置付けられた各種ゼミナールの履修を通して、段階的に社会人基礎力の涵養に繋がるような体制を整えている。1年次春学期履修の「基礎ゼミナール」、1年次秋学期の「プレ・ゼミナール」、2年次春学期の「ゼミナールⅠ」、2年次秋学期の「ゼミナールⅡ」と進むにつれ、ディスカッション、テキスト講読、研究発表、レポート提出、論文執筆等を通して、コミュニケーション能力、文献読解力、プレゼンテーション能力、文章構成力等を育成する教育課程を編成している（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

ゼミナール担当教員は「基礎ゼミナール」の一部のクラスを除き全員専任教員であり、当該教員がゼミ生のアドバイザーとなり、研究指導に加え就職指導を継続的に行い支援する仕組みになっている。学生は学期ごとの履修登録の際には、必ずアドバイザーに相談し、アドバイザーの承認を得る。アドバイザー教員は、学生が記入した学習成果や進路上の課題と今後の目標及び計画を含むポートフォリオを活用しつつ、就職や編入学等の希望の進路を視野に入れて履修計画を立てるよう指導している（備付-31）。アドバイザー教員と学生生活・進路指導専門委員会が常時連携を図り、相互に進路に関する情報交換を行うことで、それぞれが円滑な進路指導ができるような協力体制を築いている（備付-32）。

上記の正課科目とは別に、学生生活・進路指導専門委員会が主体となり、年間を通して1年次生と2年次生の双方を対象に「キャリア講座」を実施している（備付-33）。「キャリア講座」では、就職希望者向けのものとは編入学希望者向けものを企画、実施し、進路決定に必要な情報を適切な時期に提供し、段階的に知識・技能を修得できるよう構成している。運営方法や改善策については、専門委員会の定例会議や臨時会議において検討している（備付-34-2）。

職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるかについて、教務専門委

員会と学生生活・進路指導専門委員会は、卒業生（卒業時）アンケートの分析や卒業生の進路状況を年次アセスメントの一環として行い、それぞれの観点から検証し、把握した認識を、教授会等の場で確認し合い、教育課程や「キャリア講座」改善のために活用している（備付-14-1～3）。

また同アセスメント結果については、学内で共有するとともに、平成28年度より毎年秦野市との間で開催される「3つのポリシーの視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議」を通して、外部評価を受けている。特に平成29年度には編入学に向けた論述力向上のための助言を得て（備付-9-1）、「キャリア講座」の小論文講座の教育内容を共有し、ゼミナール担当教員による進路指導に役立てるよう試みた。令和元年度には、秦野市との同会議から就職や社会で活躍するために必要なコミュニケーション力や発表力向上に関する意見を得て（備付-9-3）、それらを8月の運営会議において次年度の教育課程の改善に活かすことを決定し、令和2年度から「基礎ゼミナール」の内容の改善のため、「小論文の発表」を取り入れた（提出-1）。

職業教育の効果を測定、評価し、改善に取り組むため、年度末3月の業務実施報告会の折に、学生生活・進路指導専門委員会より「キャリア講座」の実施状況や学生の参加状況等を分析し、結果報告している（備付-8-1～3）。また講座の効果を年次アセスメントにおいて、測定、評価している。その際、卒業生（卒業時）アンケートの結果を、学生生活・進路指導専門委員会が分析し、進路実績に照らし合わせ、「キャリア講座」の内容と運営の妥当性について検証している。その結果は、教授会で報告するとともに、改善すべき事項があれば、速やかに次年度の企画に反映させている。そしてアセスメント結果に基づき教育課程改善のための提言も運営会議、教授会で行い、学長による決定を受け、必要な要素を学科及び教務専門委員会の改善業務に組み込んでいる（備付-25-1～3）。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

三つの方針の一つである「入学者受け入れの方針」は、本学での学びの目的、そして目的に到達するための教育的内容を理解した上で、受験生が志願できるよう「上智大学短期大学部の入学者受け入れの方針」と「上智大学短期大学部英語科の入学者受け入れの方針」により構成され、それを公表している。前者では本学卒業時に目指す学習成果を獲得するため、入学希望者が入学時に備えていなければならない素養が定められており「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」と一体的に関連付けされたものとして、学習成果に対応している（提出-2）。

「入学者受け入れの方針」は、本学のウェブサイト及び各入試種別の学生募集要項に明確に示されている（提出-3）（提出-12）（提出-13）（提出-14）。後者の、「英語科の入学者受け入れの方針」では、複数の種類の入試を通して多角的視点から学生を選抜する意図が示されており、学生募集要項には、それぞれの入試において、求める学生の基本像に加え、高大接続の観点から学力の三要素を基に本学が求める学習成果とその選考配分の比重が示されている。各入試種別の選抜方法は、それぞれの求める学生像に沿って、スクーリング、グループ・ディスカッション、課題文の内容を含む口頭試問等、「入学者受け入れの方針」に対応する選抜方法を有する。

令和3年度入試（2年度実施）においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、選抜方法にグループ・ディスカッションを取り入れていた学校推薦型選抜（指定校制推薦）及び一般選抜C日程において、やむを得ず選抜方法を変更する必要が生じ、これに伴い、学力の三要素を基に本学が求める学習成果とその選考配分の比重が、5月にウェブサイト上で当初公表したのから変更された。変更された内容は、7月末までに公式ウェブサイトで公表し、学生募集要項は変更後の内容で発行している（提出-3）（提出-12）（提出-13）（提出-14）。

各入試種別において、求める学力を客観的に測定するため、全ての学校推薦型選抜、総合型選抜、その他の入試において個別のルーブリックを作成し、選考基準を設定して公正に選考を行っている。グループ・ディスカッションを取り入れていた一般選抜C日程の学力考査もルーブリックに基づき実施していたが、令和3年度入試（2年度実施）では、新型コロナウイルス感染症対策のため、グループ・ディスカッションを取り止め、英語と国語による筆記試験による評価へと変更している。学校推薦型選抜（指定校制推薦）においてもグループ・ディスカッションは取り止め、書類選考・課題審査による評価としたことから、ルーブリックの変更を行っている。

以上のように、「入学者受け入れの方針」は、入試種別ごとに入学前の学習成果の把握・評価の方法を明確に示し、入学者選抜の方法は、入試種別ごとに受け入れの方針に対応し、高大接続の観点により、これら多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施を行っている（提出-3）（提出-12）（提出-13）（提出-14）（備付-35）。

授業料の他、入学に必要な経費は、大学案内や公式ウェブサイト、学生募集要項、

入学手続要項に明示している。令和 3 年度入試（2 年度実施）においては、公表されている学費から中止が決定されたオリエンテーション・キャンプ費用の 2 万円を差し引いた金額で納入の案内をすることとし、入学手続要項に実際に納入する金額を記載する形で案内している（提出-2）（提出-3）（提出-12）（提出-13）（提出-14）（備付-40）。

入試及び入試広報について、アドミッション・オフィスは整備していないが、科長、事務センター長、チームリーダー及び入試担当者による組織体制が組まれている。学生募集に関わる業務として、オープンキャンパスでは、英語科の全専任教員と事務センターの全専任職員が参加し、全学体制で臨んでいる。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで行っていた対面型のオープンキャンパスや、受験生授業見学会、進学相談会は見直しを迫られ、代替の手段としてオンライン相談会や、動画視聴による WEB オープンキャンパスを行った。オンライン相談会は 8 月、9 月、10 月に計 3 回開催し、全専任教員と一部に学生相談員も加わり、受験生からの入試相談を始め、入学後の教育方法や、進路状況、学生生活等に関する質問に答えた。WEB オープンキャンパスとして公開した動画には、科長による英語科説明や、専任教員による授業紹介等があり、短期大学部での学びをよりよく理解してもらえよう、発信を続けた。

受験生や保護者からの問い合わせには、専用メールアドレスが用意されており、対面で不足する分の電話やメールによる個別相談に対応している。公式ウェブサイトを通して、一日の受け入れ人数を限定した学校見学も再開しており、コロナ禍においても受験生の問い合わせ等に対しては適切に対応している（提出-3）（備付-36）。

「入学者受け入れの方針」に関する高等学校関係者からの意見聴取は、国際学院中学校高等学校との間に設けた高大接続事業協力のもとに開催される会議内で行っており、加えて同方針に基づき行う入学者選抜方法について意見聴取、意見交換を行っている（備付-19）。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

学生の学習成果については、客観的な数量的データによる分析と学生の主観的な自己診断の双方を用い、多様な観点から年次のアセスメントにより詳細に測定している（備付-14-1～3）が、学習成果は二つの点から具体的であると言える。まず「カリキュラムマップ」及び「学習成果獲得の観点」が示す学力は、短期大学部及び英語科の「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力をより具体的に示したものであり、学生のどのような学習成果がそれらの方針で示された能力の獲得へと繋がるかが明確である。そして本学で開講されている全ての科目の「到達目標（学修成果）」が、

シラバス内で明確かつ具体的な文章で記されている（提出-1）（提出-2）（提出-3）（提出-4）。

シラバス作成のため、教務専門委員会から各教員へ送付する「シラバス作成要綱」には「達成目標で挙げた事項を具体化したかたちでお書きください。その際、学生を主語にし「学生が〇〇するために、△△について理解し、××を判断できるようになる」のような文章をお使いください」という指示を載せている（備付-37）。そして実際に各科目のシラバス内には、上記に倣った具体的な「到達目標（学修成果）」が明記されている。

具体的な「到達目標（学修成果）」は、科目の終了時に学生が獲得する知識や能力等を指すため、一定期間（一学期）内で獲得が可能である。しかしながら、専門力の測定・評価の対象となるゼミナール論文に関しては、4 学期間にわたるゼミナール科目を通した学びの成果と捉えているため、獲得により多くの期間を要する。

また本学では二つの視点から測定可能な方法で学生の学習成果を測っていると考える。第一に、「卒業認定・学位授与の方針」で示された能力へと到達するための学習成果であるが、本学の五つの方針で示された能力のうち、関連する学習成果を何らかの数値を用い、客観的に測定しているものは、方針（2）と関連した教養力（「人間学 I」で課せられる小論文の評価・測定）、方針（3）と関連した英語力（TOEIC IP テストスコアによる測定）、そして方針（4）と関連した専門力（ゼミナール論文のルーブリックによる評価・測定）である。それ以外の「卒業認定・学位授与の方針」で示された能力と関わる学習成果に関しては、必ずしも客観的な数値としてではないが、卒業時に 2 年次生に実施する卒業生（卒業時）アンケート結果を分析及び解釈することにより、測定・評価している（備付-14-1～3）（備付-15-1～3）。

第二に、各科目における学習成果の測定のため、教員は担当科目のシラバスに評価方法と評価基準を互いに関連した形で示し、そこに数値やパーセンテージと具体的な評価内容を明記している（提出-1）（提出-3）。また評価方法と基準は学科が綿密にチェックし、明確さを欠き、学習成果の測定が困難だと思われる記述については、書き直しを求める。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いた測定を行っている。年次の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」、及び「ティーチングアウトカムズ（教育の成果）アセスメント」において、アセスメントポリシーに則り、GPAを活用した分析を行っている（備付-14-1～3）。しかしながら単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布等はアセスメント項目には含まれていない。

本学では学生調査、留学への参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率についてはデータ化し、一部はアセスメント対象としているが、それを学習成果の獲得と結び付けて分析はしていない（備付-14-1～3）。

各種アセスメントにおいて、テストスコア等の客観的な数量データを基に学習成果の評価・測定は行っているが、その結果の公表はされていないものが多い。特に英語力に関する成果や GPA に関わる情報の公表については、行っていない。一方、質的データに関しては、卒業生（卒業時）アンケートから得られた結果を基に「卒業認定・学位授与の方針」が示す能力に関わる達成度、及び英語力の伸びを「学生による自己評価」として公表し、授業外学習時間も公表している（提出-2）（提出-3）。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生の進路先からの評価を聴取することについては、学生生活・進路指導専門委員会が主体となり、「就職先企業へのアンケート調査」を3年に1度の頻度で実施している。選択式と自由記述のアンケート項目を用意し、正確な評価が得られるように努めている。平成28年度に1度目の企業アンケートを実施し、そこで得られたデータを基に翌29年度にアセスメントを行い（備付-14-1）、平成30年度の2度目のアンケートでは、企業と学生の編入学先として最も多くの学生が進学している上智大学にアンケート調査を実施し、令和元年度にアセスメントを行った（備付-14-3）。

平成30年度実施の企業アンケートの概要を述べると、卒業後2年目の卒業生が在籍している企業22社（卒業生31名が対象）にアンケート調査を実施したところ、18社（卒業生24名が対象）より回答があった。選択式のアンケートにおいては、〈1=十分している、2=ある程度している、3=あまりしていない、4=全くしていない、5=判断ができない〉のうち、ほぼ全ての項目で1ないしは2の評価が多かったが、3と評価された項目も複数あった。該当する項目は、「国際的視野」、「課題発見および解決」、「英語技能」、「積極的に意見を述べる」、「情報理解および報告書作成」、「PC活用」、「プレゼンテーション」であった。更に4と評価された項目は、「英語技能」と「プレゼンテーション能力」であった。

企業からの要望としては、これ以上求めるものはないと高い評価を受けた卒業生がいる一方、より高い能力が求められる場合もあり、それは以下の項目においてであった。即ち、ビジネスマナー、文章作成力、相手を理解し多様性を受け入れる態度、問題解決能力、コミュニケーション能力、情報の収集・選別能力、主体的に学ぶ力、チャレンジ精神、積極的に自分の意見を言う力、英語力、Excel等のPC技能、敬意と謙虚さ、明るさ、失敗しても再チャレンジする強い精神力等である。改善の要望が最も多かったのは、広義のコミュニケーション能力であった。

同じく平成30年度実施の「編入先大学へのアンケート調査」の概要を述べたい。まずアンケート内容として、選択式と自由記述の項目を用意し、正確な評価が得られるよう努めた。本学を卒業後2年目の卒業生が在籍している上智大学12学科を対象にアンケート調査を実施したところ、全学科より回答があった。選択式のアンケートにおいては、〈1=十分している、2=ある程度している、3=あまりしていない、4=全くしていない、5=判断ができない〉のうち、ほぼ全ての項目で、1ないしは2の評価が多かったが、3と評価された項目も「文化の多様性の理解」を除く全ての項目にわたった。4と評価された項目はなかった。

当該学科から高い評価を受けている卒業生がいる一方、授業への欠席が多く成績も思わしくないと指摘される学生も少数ながらいることが分かった。特に、日本語及び英語で専門書を理解する読解力と、レポートや論文を書き上げる文章作成力に関しては、ほぼ全学科より、一層高い学力への要望があった。

学生生活・進路指導専門委員会で、アセスメントを基に、カリキュラム改善の手かがりとしてもらうため、運営会議及び教授会への提案を行い、授業内容の改善や進路指導上有益な資源の共有に繋げた(備付-25-1~2)。

近年では、同委員会が運営会議及び教授会において、毎年そうした教育課程改善の提言を行い、プレゼンテーション能力や文章作成能力を含むコミュニケーション能力の強化の必要性を専任教員間で共有してきた。計画の具体的な実行としては、

(1) 企業や上智大学から得たフィードバックを学生に伝え、意識付けし、課題への取り組みを意欲的に行わせる。(2) 就職支援については1年次春学期履修の「基礎ゼミナール」のシラバスを変更し、「企業が学生に求めるもの」をテーマとする回を新設し、目的を明確にした(提出-1)。そして「小論文の発表」を加え、コミュニケーション力涵養のため内容に改善を行った。(3) 編入学は引き続き「プレ・ゼミナール」(1年次秋履修)、「ゼミナールI」(2年次春履修)、「ゼミナールII」(2年次秋履修)と続く一連のゼミナール科目にて課題として認識されていた読解力や論文作成力等の能力の養成を行うとした。また、(4) プレゼンテーションに適したAV機器、PC環境の整備の必要性が認識されていたが、令和2年9月までに最新のものへの更新が完了している(備付-25-2 令和元年9月10日開催)。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

「教育課程編成・実施の方針」により定められている科目群のうち、教養科目群と基礎科目群、専門科目群に関して、これらの定義、また相互の関連性が不明確であるという指摘が教授会等でなされてきた。それを改善するためには「教育課程編

成・実施の方針」を見直し、科目群の再定義及び各科目の再配置が必要となる可能性がある。令和2年度より教養科目群において実施したように、今後、基礎科目群、専門科目群においても週1回開講科目化を検討する必要がある。更に「教育課程編成・実施の方針」の見直しの中で、現行の四つの「領域」についての再考が必要となると考えられる。特に「異文化理解領域」には、分野横断的に多様な学問分野と関わる科目が位置付けられているため、「英米文学」、「言語学」、「言語教育」領域の有するような専門分野の明確なコアが定められていないことを、改めて見直す必要がある。

本学では具体的かつ一定期間で獲得可能な学習成果を、年次のアセスメントにより測定、評価している。その学習成果の具体性及び明確性は、各授業シラバスの主に「到達目標（学修成果）」に見て取ることができる。例えば教養教育における主たる学習成果は教養必修科目である「人間学Ⅰ」のシラバスに、そして専門力の主たる学習成果は専門必修科目である「基礎ゼミナール」及びより発展的なゼミナール科目のシラバスにおいて明記されている。しかしながら英語力の学習成果については、必修科目である「英語Ⅰ～Ⅳ」の全てのクラスに共通したものは設定されていない。卒業までの毎学期に履修が必須となっているこれら英語必修科目において、「人間学Ⅰ」や「基礎ゼミナール」のように共通シラバス上で、本学の学生があまねく獲得すべき英語の学習成果が具体的に定められていないことは、改善されるべき課題である。特に「英語Ⅰ」を除く3科目の担当教員の多くが非常勤教員であるため、その必要性はより高まる。同時に専門力・研究力の涵養において主要な科目と位置付けられる専門必修科目の「プレ・ゼミナール」そして「ゼミナールⅠ・Ⅱ」にも、統一された共通の「到達目標（学修成果）」は設定されていない。ただし「ゼミナールⅡ」ではゼミナール論文を評価項目の一つに含めることを、科目担当者である専任教員が共通認識としている。今後、必修英語とともにゼミナール関連科目においても、学習成果の検証が必要である。

本学は、学習成果を明示し単位の実質化を図るための重要な要素である授業シラバスを、履修要覧及び本学のウェブサイトに掲載し、学生による教育課程の理解や効果的な科目選択を促してきた。しかし昨今のデジタル化の流れの中で、シラバスを上智学院の教学支援システム Loyola で閲覧可能な体制とし、更なる利便性の向上に繋げることを検討すべきである。そして早期に実現することが課題である。

本学は学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定・評価する仕組みを有している。しかしながらその測定の範囲が限定的であるという課題がある。年次の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」、及び「ティーチングアウトカムズ（教育の成果）アセスメント」では英語力、教養力、専門力の測定を成績評価の分布や外部テストの分析、また各種評価のためのアンケート結果等を基に測定・評価している。一方で単位取得率、学位取得率等の分析は行っていない。また、GPAを卒業要件や退学勧告と結び付けるべきかといった議論は、まだ実質的には行われておらず、まず成績評価の厳正化と単位の実質化に取り組み、その後の課題と位置付けられている。「卒業認定・学位授与の方針」が掲げる能力の獲得と、卒業率や退学率は密接に関わるため、学生の各科目における成績評価と卒業要件単位数の修得

に加え、GPAを指標とした新たな制度の必要性について検討し、必要であると認められた場合には新たな制度設計に取りかかる必要がある。

そして「卒業認定・学位授与の方針」の見直しとして、方針内でより具体的な卒業要件及び成績評価の基準の明確化を検討していく。

各科目における成績評価は、短期大学設置基準等に則り、学生の学習成果の獲得を基に担当教員が行っている。しかしながら同一科目の複数クラス間で成績評価のばらつきが頻発したため、令和元年度より一部を除く科目において、A評価に限りその割合をクラス全体の30%以内に限定した。それによりクラス間、また科目間の成績のばらつきは改善傾向にあるが、学習成果の獲得を正しく評価するという本来の目的のもとに、本制度について今後数年をかけて注意深く見守り検証する必要がある。例えば、適用されるべき科目の種類や性質、また受講者数の下限等が今後の見直しの対象となってくる。

本学では卒業生が就職した企業や編入学した4年制大学にアンケート調査を依頼し、卒業生に対する評価を得ている。そこに含まれる卒業生の学習成果の評価や本学の教育内容に対する要望や課題を、本学の学習成果のアセスメントに取り入れた上で、教育課程の改善により効果的に反映する必要がある。例えば平成30年度にアンケート先から指摘されたプレゼンテーション能力や文章作成能力を含むコミュニケーション能力の強化については、幾つかの必修科目において共通シラバスにそれらを取り入れ、学習内容や評価基準の一部としたが、他の多くの科目においてそのような対応をしているわけではない。シラバス作成を通じた学科からの正式な指示としては、「アクティブラーニング」導入の推奨にとどまる場合もある。今後も卒業生の評価への取り組みを継続するが、それが浮き彫りにする課題を、どのような形で教育課程の改善に反映させることがより効果をもたらすか検討する。

卒業生の調査については、進路先からの意見聴取を実施しているが、卒業生からの意見聴取は、卒業時のアンケートを除き行っていない。今後は、大学・短期大学基準協会主催の「短期大学生卒業生調査」に参加し、自己点検をより多角的に進め内部質保証に取り組む。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

[提出資料] 1. 2020年度履修要覧・講義内容 (pp.9-74) 8. 上智大学短期大学部大学案内 2020年度版 2. 上智大学短期大学部大学案内 2021年度版 9. 2020年度入学試験要項 (第1期AO・第2期AO・推薦・特別入試)・願書等一式 10. 2020年度入学試験要項 (指定校制)・願書等一式 11. 2020年度入学試験要項 (一般入試・第3期AO・特別入試)・願書等一式 12. 2021年度入学試験要項 (学校推薦型選抜・

総合型選抜・その他の入試)・願書等一式 13. 2021 年度入学試験要項(指定校制)・願書等一式 14. 2021 年度入学試験要項(一般選抜・総合型選抜)・願書等一式
3. 上智大学短期大学部ウェブサイト(情報公表)

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/>

[備付資料] 39. 学生生活実態調査(平成 29 年度) 15-1. 教育成果アセスメント(平成 29 年度) 15-2. 教育成果アセスメント(平成 30 年度) 15-3. 教育成果アセスメント(令和元年度) 40. 入学手続き者用発送書類一式(令和 3 年度入学者用) 41. 合格者用入学前課題一式(令和 3 年度入学者用) 42. 履修ガイダンス資料(2020 年度) 43. 学籍原簿・身上記録 44. 上智大学短期大学部ウェブサイト 進路実績(2018~2020 年度) <https://www.jrc.sophia.ac.jp/career/results/>
45. 2020 年度「ラーニングアウトカムズ(学修成果)アセスメント」内 2019 年度 DATA(学修成果アセスメント)Items 1.~6. 46. 授業評価アンケート様式(中間・期末) 17-1. 授業改善アセスメント(平成 29 年度) 17-2. 授業改善アセスメント(平成 30 年度) 17-3. 授業改善アセスメント(令和元年度) 38-1. 期末授業評価アンケート結果(平成 30 年度) 38-2. 期末授業評価アンケート結果(令和元年度) 38-3. 期末授業評価アンケート結果(令和 2 年度) 47. 2021 年度入学試験要項(学校推薦型選抜・総合型選抜・その他の入試)・願書等一式(提出資料 12) 48-1. 期末授業評価フィードバック報告(平成 30 年度) 48-2. 期末授業評価フィードバック報告(令和元年度) 48-3. 期末授業評価フィードバック報告(令和 2 年度) 8-1. 委員会活動報告・活動計画書(平成 30 年度) 8-2. 委員会活動報告・活動計画書(令和元年度) 8-3. 委員会活動報告・活動計画書(令和 2 年度) 31. 学修ポートフォリオサンプル 21. アセスメントポリシー(教育課程、授業改善、学修成果、教育成果) 10-1. SD 活動報告書(平成 30 年度) 10-2. SD 活動報告書(令和元年度) 10-3. SD 活動報告書(令和 2 年度) 49. 図書館案内 2020 6-1. 2019 年度上智大学短期大学部新学期行事予定表 6-2. 2020 年度上智大学短期大学部新学期行事予定表 50. 「英語ファンダメンタルズ」資料 14-1. 学修成果アセスメント(平成 29 年度) 14-2. 学修成果アセスメント(平成 30 年度) 14-3. 学修成果アセスメント(令和元年度) 51. ラーニングアウトカムズ(学修成果)アセスメント(平成 28 年度) 52. 2020 年度委員会等業務分担 25-3. 教授会議事録(令和 2 年度) 53. 令和元年度 オリエンテーション・キャンプ パンフレット 54. 学生手帳(2020 年度) 55. 上智大学短期大学部ウェブサイト 聖マリア寮の運営移管と閉寮について

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/news/2018/6117/>

56. 「基礎ゼミナール」多文化クラス資料 2. 秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書 57. 卒業式・入学式の式次第(2020 年度) 58. 上智大学短期大学部通信 97 号 33. 2020 年度キャリア講座一覧(就職・編入学) 28. 2020 年度履修要覧・講義内容(提出資料 1) 29. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版(提出資料 2) 59. カリキュラム検討ワーキング・グループ議事録 60. 新カリキュラム検討に関する教授会資料(平成 27 年 5 月 12 日開催)

[備付資料-規程集] 7. 個人情報保護に関する規程 9. 職員による学生等の個人情報管理に関する細則 82. 上智大学短期大学部学生課外活動規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

シラバスには成績評価基準について内容と割合を明記し、それに基づき学習成果を評価している。全教員が担当科目のシラバスが明示する教育目的と目標、そして「到達目標（学修成果）」に記した学習成果の達成度を把握し、適切な修正を行うために、授業評価アンケートを実施し、対応を行っている。アンケートは「中間授業評価アンケート（記述式）」と「期末授業評価アンケート」からなる。「中間授業評価アンケート」は、学科が定める様式で各教員が授業内で実施・回収し、学生の学習成果を把握し授業担当者の学期中の見直しに資する材料としている。また学期末には「期末授業評価アンケート」を実施している（備付-46）（備付-38-1～3）。

「期末授業評価アンケート」の結果を受け、各教員が中間授業アンケートから明らかになった課題の改善を含む「期末授業評価フィードバック報告」をFD専門委員会に提出している。同フィードバック内では、教員が「中間授業評価アンケート」により学生の学習成果獲得のために必要な事柄について認識を得て、必要に応じてその後の改善へと繋げていることを、FD専門委員会が確認している。(備付-48-1～3)。令和2年度においては、コロナ禍のため学科共通の「中間授業評価アンケート」は実施できず、中間授業評価アンケートの内容と方法は各教員に委ねた。

「期末授業評価アンケート」の実施方法は、教室で担当教員が席を外し、その間に学生が記入・提出したものを、各授業クラスを代表する学生2名が事務センター窓口に直接届けるというものである。評価結果を受け、科目担当教員に通知するとともにFD専門委員会が分析し、「期末授業評価アンケート結果の分析・考察について」という報告書にまとめ、教授会に提出している。改善の必要があると認められる科目については、FD専門委員による授業参観と助言を行い、それを受けた当該教員による改善報告書の作成、その後の授業実践を通して、改善に取り組んでいる。令和2年度には対象となる科目はなかった。また同年度の「期末授業評価アンケート」の実施は、教室ではなく学生教学支援システムLoyolaを利用しオンラインで実施した。

「期末授業評価アンケート」の他にも、FD専門委員会のもと、学生代表である教育改善学生委員が授業及び教育課程について意見を発し教員と意見交換を行う「学生FD」を実施している。平成30年度に開始した「学生FD」では、「期末授業評価アンケート」結果についてFD専門委員会から学生委員に説明するとともに、教育改善及び「ティーチングアウトカムズ(教育成果)アセスメント」の充実に向けて学生から意見聴取している。令和2年度の「学生FD」を通じた意見交換と聴取は、8月5日と2月4日に実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン授業へ変更を余儀なくされたため、そこでの教育の効果及び学習成果に関する意見聴取を目的に、従来は学年末に実施している同FDを春学期終了後にも実施した(備付-8-3)。FD専門委員を中心として教員(8月4名、2月3名参加)と教育改善学生委員(8月12名、2月12名参加)がオンライン授業に関する本学の取り組みについての討議を行った。「学生FD」でなされた討議はFD専門委員会を通じて教職員間に共有されている。

授業内容に関する授業担当者間での意思疎通、協力・調整については、同一の科目や同じレベルの科目において、まずそれらの基本となるシラバスにおいて以下の三つの統一のための手段を取っている。(1)完全統一シラバス型：初年次導入教育「基礎ゼミナール」においては、授業内容、教授法、評価方法等を統一。(2)一部統一シラバス型：「人間学I」、「英語I～IV」、「TOEIC対策講座I・II」では、達成目標及び評価方法のみ統一。「プレ・ゼミナール」、「ゼミナールI」、「ゼミナールII」では、平成28年度よりゼミナール論文を必須化し、評価方法の一部を統一(提出-1)。また、担当教員間の意思疎通を容易にするため、「基礎ゼミナール」、「人間学I」においてはコーディネーターを設け、学期中担当者間の連絡調整を行っている。更に学期前にはそれぞれのFD会合を開催しており、令和2年度からはSNSのグルー

プで緊密な連携を取っている。

アドバイザー教員は学期開始時の学生との面談時に、自分がアドバイザーを務める個々の学生について、履修登録、学習、進路について助言する他、1年次の秋学期以降は学期ごとに学生が作成する「学修ポートフォリオ」を用いた面談によって、教育目的、目標を示す「卒業認定・学位授与の方針」で示された能力に向けた達成状況や、各科目での学びの成果を理解し、指導を行っている。教員は学生指導の幅を広げ、学生の成長に対して責任を果たせるよう試みている（備付-31）。

短期大学部事務センターでは、学習成果獲得の一次資料である成績修得状況（成績表）を後述の規程に基づき厳格に管理、保有している。また、在学生対象に実施する授業評価（中間・期末）アンケート、卒業時に実施する卒業生（卒業時）アンケート等の配布依頼や実施後の取りまとめ、集計分析依頼を手配した後、教員へ提供している。

上記の経緯を経て整えた資料を基とし、教員が「カリキュラム（教育課程）アセスメント」、「ティーチング（授業改善）アセスメント」、「ティーチングアウトカムズ（教育成果）アセスメント」、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」として各視点から客観的な分析を実施する。そしてシラバスの構成や今後の授業の進め方、教授法について改善策を提案し、学生のより一層の学習成果獲得に繋げている。アセスメントは学生のサービ斯拉ーニング活動や進路に関わる総合的な学習成果も対象として含んでおり、多角的な年次アセスメントからも教員は学生指導の幅を広げている（備付-21）。また事務職員は、各種アセスメントによる分析結果を、SD活動等を通じて共有することで教育目的・目標の達成度について現状を把握し、今後のミッションを理解している（備付-10-1～3）。

事務職員は、履修に関する諸相談（履修中止、授業進行に関する相談含む）に応じ支援している。また、欠席調査を実施、集計して、欠席回数が多い学生に注意を促す等細やかで継続的な支援を行っている。

学生の成績記録は、上智学院規程のうち、「個人情報保護に関する規程」（備付-規程集 7）、及び「職員による学生等の個人情報管理に関する細則」（備付-規程集 9）等の規程に基づき適切に保管している。

図書館の運営については、事務センター職員が毎年の運営計画及び実施方針を立て（備付-8-3 図書・紀要関係業務報告）、委託業者との連携のもと、専門スタッフ（司書資格を持つ3名を含む計6名）がカウンター対応等の現場の業務をシフト制で担当している。

学習向上のための学生支援については、主に新入生を対象とした「図書館案内」パンフレット（備付-49）の配布や「図書館ガイダンス」をはじめとし、年度中もレポートや論文作成、編入学や就職対策に図書館資料を活用するための各種ミニ講座を実施している。例年は館内にて対面で行っている各種ミニ講座も、令和2年度は図書館も予約制での限定開館が中心となったことから、実施できなかった。また、平成30年度より学期及び月ごとの企画展示を行い、月ごとの企画展示では「学修支援コーナー」と「特集展示コーナー」を設け、「学修支援コーナー」ではTOEIC試験対策やレポート作成等、日頃の学習に役立つ資料を中心に展示し、「特集展示コー

ナー」は洋書の貸出を促進するためのコーナーとし、多読本、児童文学等読みやすく親しみやすい洋書を中心に展示を行っている（備付-8-1～3）。

館内では学生からニーズが高い図書や、授業や進路等で有用な本の配置を定期的に見直し、改善している。令和 2 年度は、利用者の密状態を防ぐため、特に利用者の集まりやすい書架を分散させる等にも配慮した。館内設備としては 77 の閲覧席に加え、OPAC や各種データベース等の利用をするための PC が 4 台、AV 視聴覚コーナーが 3 席あるが、令和 2 年度においては、感染症予防対策として PC や視聴覚コーナーの利用席は半分に、閲覧席は最大 20 席に間引き、利用者による利用前後の消毒を行う方法を取った。春学期からの完全オンライン授業実施（秋学期よりゼミナール科目においてハイフレックス型授業を実施）に伴い、令和 2 年 5 月から令和 3 年 3 月まで郵送での図書貸出サービスを行った。令和 2 年 5 月からは VPN 接続を利用したデータベースや電子書籍が利用可能となり、学生が自宅から図書館の資料を活用できる体制とした。

キャンパス内においては、令和 2 年 4 月よりほぼ全ての教室に教卓 PC を設置し、授業で PC を利用しやすい環境を整備している。学生に対しても PC 教室の他、前述の図書館、学習支援室、学生総合支援センターサービスラーニング部門、進路資料室等にも PC を設置して学生が利用できる環境を整えているが（提出-1）、令和 2 年度は感染症対策の観点から図書館と進路資料室のみに利用を制限した。学内では全館に無線 LAN の環境が整い、学生や教職員が持参した PC 等を接続して利用できるようになっており、短期大学の PC ヘルプデスクと四谷キャンパスの情報システム室が連携して管理を行っている。

教職員の PC スキル向上のため、近年は上智学院全体で情報セキュリティ研修や Office ソフトの研修が行われているが（備付-10-1）、令和 2 年度は実施されなかった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

平成30年度から入学手続者に対し、「4月から上智大学短期大学部で学ぶために」という事前資料を送付し、本学の2年間での学びについて、単位、履修、教育課程を中心とした観点から情報を提供している（備付-40）。この資料により本学での学びについて新入生に前提知識を与え、入学後の4月に実施される各種ガイダンスの理解をより深めることができるよう試みている。

入学者に対するオリエンテーションは、毎年入学後1～2週間を使って実施している。令和2年度はコロナ禍のため例年通りのオリエンテーションは実施できず、1泊2日のオリエンテーション・キャンプも中止したが、履修登録に関わるガイダンスはオンラインでパワーポイント等を使い実施し、専任教員のアドバイザーとの履修相談もオンラインでメールやZoomを使い実施した（備付-6-2）。

例年、履修に関する詳細な説明は「履修ガイダンス」及び「人数制限科目ガイダンス」を通して集中的に行われる。それ以外にも履修登録等を行う教学支援システムLoyolaの使い方に関するガイダンスも開かれる。また履修関連以外のガイダンスについては、「本学の教育理念（三つのポリシー）に関するガイダンス」、「学生生活ガイダンス」、「PCガイダンス」、「e-learningガイダンス」、「留学ガイダンス」、「サービスマーケティングガイダンス」、「小学校児童英語指導者資格ガイダンス」、「奨学金ガイダンス」等が開催されている。更にこれらのガイダンスに加え、学生のグループごとの集まりである「履修に関するグループ集会」、一泊二日のオリエンテーション・キャンプ、そしてアドバイザー教員が学生と個別に行う履修相談等、オリエンテーションの内容、方法は学生のニーズに合わせ多岐にわたる。このような手厚いオリエンテーションにより、新入生が本学での学びや大学生活を上手く開始できるよう支援している（備付-6-1）。

教務専門委員会による「履修ガイダンス」及び「人数制限科目ガイダンス」は、履修登録の方法や注意点について新入生に説明する場であるのと同時に、学習の方法や科目選択についても触れながら、大学での学びを始める準備をさせる絶好の機会でもある。それらに加え、平成27年度に開始された学長及び科長による「本学の教育理念（三つのポリシー）に関するガイダンス」は、本学の「建学の精神」及び「教育理念」の説明から始まり、学生は2年間で何を学び、卒業時にどのような人材になるべきかを新入生に意識させると同時に、本学での学びに対する方向付け、動機付けをするという役割を担っている（備付-42）。

本学では学生の学習成果の獲得に向けて、学生要覧や学習支援のための印刷物を発行している。全科目のシラバスを掲載した履修要覧は冊子として毎年度印刷され、全学生に配布されてきた。また履修要覧内のシラバスは全て本学ウェブサイトでも

閲覧できる（提出-1）（提出-3）体制を整えてきたため、令和3年度には全科目のシラバスについて、ウェブサイト上のみでの閲覧及びダウンロードを行うこととした。

本学では専任教員が学生のアドバイザーとして学習や進路等について指導・助言をする体制が整備されている。また特に2年次生が自らの研究において専門分野の教員から指導を受けたい場合には、授業担当教員やアドバイザー教員ではなくとも、相談することができる。ただし、非常勤教員に対しては学生からの要請や依頼が過剰になることがないように、必ずアドバイザー教員が間に入ることになっている。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

本学の学生には学習進度の点で多様性があるが、それに合わせた対応をしている。英語科目に関して、補習を目的とした科目「英語ファンダメンタルズ」が平成27年度秋学期より開講されている（提出-1）（提出-2）（提出-3）（備付-50）。これは必修科目「英語I」（1年次春学期履修）において不合格となった学生を対象とする英語の学び直しを目的とした認定科目で、秋学期のみ開講される。科目の性格上、担当は専任教員が務める。

学習進度の速い学生については、英語検定試験のスコアを基に、技能審査による単位換算を行っており、入学前もしくは在学中に、以下に示す通り検定試験のレベルをクリアした場合は、その資格をもって英語選択必修科目に代えて別の専門科目での履修を認めている。同専門科目は英語で行われる科目とし年度ごとに指定される（提出-1）（提出-3）。

技能審査（英検・TOEIC等）による単位換算

実用英検	*TOEIC L&R	TOEFL(Computer-Based) TOEFL(Internet-Based)	**TOEFL(Paper- Based)	IELTS
準1級以上	700以上	190以上/68以上	520以上	5.5以上

また学内で実施されるTOEIC-IPテストにおいて800点以上取得した場合、「TOEIC対策講座I・II」の単位として認定しており、学生は他の科目の履修を進めることができる。

その他にも、研究を自律的に進めるための選択科目「インデペンデント・スタディ」を通して、学生が主体的に指導教員のもとで研究し、研究報告書として成果をまとめ、評価を受けることにより、専門科目として2単位を付与する制度を有している（提出-1）（提出-3）。

本学には海外からの留学生を正規生として受け入れる制度はない。本学学生の海外の大学等への派遣については、本学と提携関係を結ぶ海外の大学が開講するESL（English as a Second Language）プログラムへの参加を通して行われている。同ESLプログラムは本学の教育課程において「海外短期語学講座」と位置付けられ、提携校へ夏期休暇中と春期休暇中に履修学生を約一か月間派遣している。また参加学生は本学の正課科目である「留学準備」を事前に履修することが求められる。本学が提携している大学は夏期休暇中のプログラムについてはグロースターシャー大学（イギリス）、春期休暇中のプログラムについてはボンド大学（オーストラリア）で

あり、履修学生は各大学において所定の学びを修了した場合に、本学において2単位が認定される（提出-1）（提出-2）（提出-3）。しかし令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により両学期とも「海外短期語学講座」を中止とし、各大学への派遣を取り止めた。そして提携関係の見直しを行い、令和3年度まで検討を継続する。

令和2年度秋学期には、国際交流ワーキング・グループが中心となり、海外の大学が開講するESLプログラムへ国内から参加する「オンライン語学講座」を設け、実施に至った。正課科目での学び及び単位取得とは切り離された形での実施であることから、今後の検討課題である。

令和2年度オンライン語学講座

プログラム名	国名	開講期間	参加人数
グリフィス大学 附属語学学校 オンラインコース	オーストラリア	2021年2月8日（月）～3月5日 （金）【4週間】	2
カリフォルニア大学 デービス校 オンラインコース	アメリカ合衆国	2021年2月22日（月）～3月12 日（金）【3週間】	6
マギル大学 附属語学学校 オンラインコース	カナダ	2021年2月22日（月）～4月2日 （金）【6週間】	1

また令和3年度に関しては、春学期開講科目の「留学準備」の休講及び夏季休暇中の「海外短期語学講座」の中止を決定しているが、秋学期開講科目の「留学準備」は開講し、それと連動した春期休暇中の「海外短期語学講座」については実施に向けて調整を重ねている。なお、本学では現時点で、中・長期の留学制度を構築する予定はない。

平成26年度以降、毎年、年次アセスメントにより学習成果の獲得状況を一定の量的・質的データに基づき、測定・評価している（備付-14-1～3）。そしてその結果を基に更なる改善を図るべく学習支援の方策を常に検討している。これについては他の区分の現状でも触れているが、学習支援方策の点検について特筆するなら、例えば、平成28年度実施の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」（備付-51）において、ゼミナール論文を評価材料として学生の専門力・研究力のアセスメントを行ったが、その結果、「テーマ設定の難しさ」という問題が表面化したため、教授会等でこの問題意識を専任教員全員と共有し、翌年度の「ゼミナールII」では論文作成指導の中で、テーマ設定・課題設定を重点的に扱うこととなった。ゼミナール論文は本学での学びの集大成とも位置付けられるため、その後も重点的に学習支援方策について検討を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生支援のための教職員組織として、学生生活・進路指導専門委員会が設置されている（備付-52）。教員2名からなる学生生活部門には、委員の他、担当事務職員1名も常時加わり（令和2年度は臨時職員も1名加わり）、4月の新入生オリエンテーションに関わる学校行事の運営、奨学金等による経済的支援、大学祭や課外活動団体の活動支援、リスクマネジメント講座や避難訓練等、学生生活の安全を守るための活動を担っている。この他、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を受け、同年より「学生生活サポートシステム」による学生の学習支援を開始しており、同専門委員会の教員を含み学科から選出された教員3名が担当となり健康管理室、カウンセリングオフィスと連携して支援を行っている（備付-52）。

学生が主体的に参画する活動としては、大学祭（Sophia Junior Festival、以下 SJ 祭）実行委員会を含む課外活動団体がある。また令和2年度は新型コロナウイルス

感染拡大防止のため実施できなかったが、例年4月に行われる新学期オリエンテーション・キャンプでは、学生から募った学生リーダーと呼ばれるボランティアが運営を担い、新生の相談等に対応することで学生のリーダーシップを育む取り組みを行っている（備付-53）（備付-8-2 学生生活・進路専門委員会活動報告・活動計画書）。キャンプは実施できなかったが、その準備を令和元年より進めていた学生リーダーは、令和2年6月に3回、9月に2回、Zoomを使い実施された新生の集いに参加した（備付-25-3）。参加新生数は延べで203名、2年次生学生リーダーは延べで58名であったが、例年ほど学生リーダーが主体性を発揮する場を提供できなかった。

課外活動団体への支援として、本学の規程により承認を得た課外活動団体は申請により活動助成金を受けられることができる。すべての課外活動団体は課外活動連合会に所属して年2回の活動報告を行っており、同じ場で次年度の助成金申請等についての説明を受けて2年次生から1年次生に活動を引き継ぐ場としている（備付-規程集82）。令和元年度の課外活動団体数は13であり、参加学生数は延べで290名を数えた。学生主体の課外活動支援の一環として、例年は4月の新生入学式後に同じ会場で各課外活動団体による勧誘のための説明の時間を設け、その後の新学期行事の中に課外活動団体の勧誘の時間を入れて新生勧誘の場としていた。しかし令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため入学式が挙行できず、Zoomによる新生との交流会を通して一部の課外活動団体が勧誘を行うにとどまった。令和2年度の春学期は全面的にオンライン授業となり対面での活動が制限されたことから同年度には活動休止状態の団体もあり、活動は10団体、参加学生数は延べで195名である（備付-8-2～3）。

SJ祭については、例年は学生生活・進路指導専門委員会の学生生活部門責任者が顧問となり担当職員とともに実施の支援にあたっているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため大幅な変化が予測されたため、前年度に顧問を担当した教員が引き続き顧問を務めることとなった（備付-8-3）。学生が構成するSJ祭実行委員は初のオンラインでの開催を企画し、SJ祭実行委員長のリーダーシップのもと令和2年10月23日から25日までYouTubeでの動画発信とSJ祭グッズの通信販売を行い、顧問教員と事務センターの担当職員が支援にあたった（備付-8-3）。

キャンパス・アメニティについては、ソフィアホールでの食堂運営、1号館地下の売店、1号館及び2号館の自動販売機等で、学生生活の便宜を図っている。学生が休憩できるラウンジが2号館1階ソフィアホール入り口、2号館2階サービスラーニングセンター内、1号館地下1階に設けられている（提出-1）（備付-54）。しかし令和2年度春学期は全面オンライン授業であり、秋学期は10月14日より水曜日午後を開講の「プレ・ゼミナール」と「ゼミナールII」のみキャンパスでの対面を含むハイフレックス型で実施したが、キャンパス内の密を避けるため学生には授業後速やかに帰宅を求め、食堂の運営は行わなかった。

宿舎を必要とする学生のために、秦野キャンパスに隣接する敷地に聖マリア修道女会が運営する聖マリア寮を設置し、本学創立以来全国からの学生を受け入れていたが、聖マリア寮は平成30年より上智学院に移管され、令和元年からは募集を停止

し令和 2 年 3 月をもって閉寮となった（備付-55）。聖マリア寮以外の下宿の紹介はそれ以前から行ってきたが、令和元年からは秦野学生会館の紹介及び株式会社学生情報センターに委託し、アパート、学生マンションの紹介を行っている（提出-2）。入試合格者への入学手続き資料に紹介チラシを同封し、オープンキャンパス会場にも案内のブースを設けて入学志願者とその保護者の要望に応えてきた。秦野学生会館からは秦野キャンパスや秦野駅までのマイクロバスによる学生の送迎が授業時間に合わせて行われており、長期休暇中も課外活動のためにこれを利用できるようになっている。令和 2 年度も秦野学生会館や学生情報センターの紹介するアパートに居住した学生はいるが、秋学期の一部の授業を除き全面オンライン授業となったため例年より利用者が減少した。また、上智学院が祖師谷に有する国際寮である国際交流会館に本学学生も入居できる枠があり、入居希望者と学生生活・進路指導専門委員が面談し、経済状況等を勘案して入居者を決定している。

秦野キャンパスの最寄り駅である小田急線秦野駅から本学までは徒歩で約 20 分を要するが、歩道のない場所もあり夜間は照明も少なく危険もあることから、無料のスクールバスを秦野駅南口と本学 4 号館前間で授業の開始・終了時間、図書館の閉館時間に合わせて運行している。当初 1 台での運行であったが、平成 27 年 3 月に 1 台追加し 2 台での運行とした。更に新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてバス内での密を避けるため、令和 2 年 9 月に 1 台追加し、計 3 台で運行するようになった。令和 2 年度導入のバスは、身体の不自由な学生への配慮からノンステップのものとした。令和 2 年度秋学期の水曜午後に「プレ・ゼミナール」、「ゼミナール II」がハイフレックス型に移行したのに伴い、所属ゼミナールごとに利用するバスを割り当てて運行した。

経済的支援として、本学独自の給付型奨学金と日本学生支援機構による給付型及び貸与型の奨学金を、学生は利用できる。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的不況のため、本学同窓会であるソフィア会に依頼し給付型奨学金を例年の 70 万円から 120 万円に増額することが叶った。令和 2 年度の上智大学短期大学部奨学金（給付型）として例年給付されているものは下記の通りである（備付-8-3）。

- (1) 創立 40 周年記念特待生奨学金
一般選抜 A 日程の成績上位 3 名の新生入生に対し給付
- (2) 新生入生奨学金
本学を第一志望として入学を許可されたもののうち、経済的理由により入学が困難で、かつ、本学に入学する以前の学校の成績と本学の入学試験の成績が優秀な者に給付
- (3) 修学奨励奨学金
学業成績が良好であるにかかわらず経済的理由で学業継続が困難な学生に対し給付
- (4) 上智大学短期大学部同窓会奨学金
上智大学短期大学部ソフィア会（同窓会）のご厚意により、毎年、本学に寄

附される資金によって学業成績が良好であるにもかかわらず経済的理由で学業継続が困難な学生に給付

- (5) ソフィアキャンパスサポート父子母子家庭支援奨学金
経済的理由により学業の継続が困難であると認められる父子家庭又は母子家庭の学生を対象に給付
- (6) 大規模災害による学生給付金減免及び被災奨学生支援金給付
大規模災害等により被災した者のうち、支援が必要だと認められるものに対して、本学から入学金及び授業料の減免、及び学資金の一部として生活費等の支援金を給付
- (7) 家計急変奨学金
家計支持者が失職・死亡、または災害などにより就業に困難が生じた学生を対象に給付
- (8) 利子補給奨学金
本学と提携する金融機関の提携ローンを契約して学費を納入した者に、その提携ローンの利息の一部を給付

上智大学短期大学部奨学金及び日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金については、申込受付、書類または面接選考、受給者決定までを学生生活・進路指導専門委員会の教職員が行う。また、奨学金以外の経済的な支援として、学費の一括納入が困難な学生に対する授業料分納も可能となっている（備付-8-3）。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング体制を整えている。具体的には、例年は新生、在學生ともに4月の新学期行事週間に健康診断を行い、必要に応じて健康管理室の看護師が面談を行い、医療機関等の受診を進めている。また4月に新生を対象とし、UPI（University Personality Inventory：学生精神的健康調査）に準拠し学生の悩みの早期発見を目的とするMHA（Mental Health Assessment）カードによるアンケートを実施している。それに併せてオリエンテーション・キャンプ参加に関するアンケートを行い、オリエンテーション・キャンプにも看護師、カウンセラーが同行して相談に応じ、入学時点から学生がカウンセリングオフィスを利用しやすい環境を整えている（備付-8-2）。しかし、令和2年度は春学期にキャンパスでの健康診断は実施できず、9月26日にキャンパスでの健康診断を実施した。また、MHAカードを配布しているが回収率は例年よりも低く90%であった。なお令和2年度の健康管理室、カウンセリングオフィスはメール及び電話相談に対応した（備付-8-3）。

学生からの意見聴取については、平成29年度に学生生活実態調査を実施しているが、それに基づく報告書の作成と提出は、アンケート集計や分析の遅れから令和2年度となった。本学では学生生活実態調査は5年に1度行っており、平成29年度実施分については他の毎年行うアンケート項目と重複する質問を削除し、昨今の経済情勢に鑑み、アルバイトの実態とそれが学生生活に及ぼす調査に重点を移しているが、アルバイトによる学業への影響はそれほど大きくないことが判明している（備付-39）。

留学生の学習及び生活支援体制について、本学では入試における留学生枠は設けられていない。しかし在学する学生の10%近い学生が外国に繋がる背景や、長期にわたる海外での生活や学習の経験を有することが分かっている。そのような多様な背景を持つ学生の把握のため、例年は、1年次春学期履修の専門必修科目「基礎ゼミナール」のクラスを編成する際に、4月のオリエンテーションガイダンス期間中に「基礎ゼミアンケート」を実施している。そこで得られた情報を基に、日本語以外の母語を持つ学生や日本語と英語以外の言語話者の家族を持つ学生、1年以上海外に滞在した学生、社会人経験のある学生等を抽出して「多文化クラス」を1クラス構成し、日本語での学習に関わる支援を行っている（備付-56）。しかし令和2年度は「基礎ゼミアンケート」を実施できなかったため、そのようなクラスを編成しておらず、個々の学生に対する手厚い支援をアドバイザー教員に委ねている。

社会人学生の学習支援体制については、特に設けていない。しかし年齢や社会人経験の長さ等により、多様な背景を持つ学生として上述の「基礎ゼミナール」における「多文化クラス」に配置して学生の支援に手を貸してもらい、その経験をクラスに評価している姿勢を他の学生に示すようにしている。

障がい者学生受け入れのための施設整備や障害者支援体制については、平成28年度より「学生生活サポートシステム」による学習支援を行っている。新入生の保証人向け送付書類に案内文書「学生生活サポートシステムについて」を同封し、4月の新学期学生生活ガイダンスで同サポートシステムについて学生を対象に説明を行っている。令和2年度は対面でのガイダンスが実施できなかったため、オンラインで実施した教務ガイダンスの中で紹介した。「学生生活サポートシステム」では学期ごとに診断書や専門家の所見を添えた申請を受け付け、担当教員、健康管理室の看護師またはカウンセリングオフィスのカウンセラーと面談の上で、授業時における合理的な配慮の内容を決定し、担当教員に通知する形を取っている。希望する学生は健康管理室、カウンセリングオフィスまたはアドバイザー教員への相談を経て申請することができる（備付-8-3）。また、身体障がいのある学生のため、授業の多くが行われる1号館にはエレベーターが設置されており、1号館各階のトイレには手すりがつき、4号館には障がい者用のトイレが設置されている。しかし、2号館及び3号館にはエレベーターの設置がない。

本学には長期履修学生を受け入れる体制はない。

本学では、学生の社会的活動が推奨されており、〈区分 基準 I-A-2 の現状〉で詳述した通り、キャンパスの位置する秦野市との間に「秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書」に基づき連携協定（備付-2）を平成19年度に締結し、そのもとで学生は地域での言語教育支援を中心としたボランティア活動であるサービ斯拉ーニング活動を中心に多様なボランティア活動に参加している。サービ斯拉ーニング活動に従事し、秦野市や秦野市教育委員会等から感謝状を受けた学生は学長賞の対象として推薦しており、授賞となった場合には、卒業式と入学式で表彰している（備付-57）。また、秦野市とのまちづくりに関する連携事業の一環として、「秦野たばこ祭り」に学生が交通安全パレードに参加し、協力している。参加学生を「上智短期大学短期大学部通信」で取り上げ、評価している（備付-58）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、進路指導・支援を担当する教職員の組織を整備し、相互に連携を図りながら支援活動を実施するため、学生生活・進路指導専門委員会を設置している（備付-52）。教員 2 名（委員長を含む）からなる進路指導部門には、委員の他、担当事務職員 2 名も常時加わり、年間 20 回程度会議を開催している。進路指導に関わる年度計画から日々の実務に至るまで運営全般について適宜審議している（備付-8-1～3）。

当部門では、就職状況・採用環境を把握した上で、1 年次の 1 月に進路調査を行い、進路ガイダンスを含むキャリア講座の計画及び実施、学校推薦求人への応募者の学内選考等、多岐にわたって進路支援を行っている。職員 2 名は、円滑な就職活動ができるように学生に対する個別支援に尽力している（備付-8-1～3）（備付-33）。

本学の特徴として、学生の希望進路先に 4 年制大学への編入学が多いため、進学支援の充実にも尽力している。そのため就職希望者向けのキャリア講座に加えて、編入学希望者向けのキャリア講座の企画・運営、推薦編入学試験応募者に対する学内選考についての計画及び実施、学生への個別指導を行うアドバイザー教員へ情報提供等をしている（備付-8-1～3）（備付-33）。以上の体制に加え、本学ではゼミナール担当教員が学生一人ひとりについて進路支援を行うというアドバイザー制度が確立しており、学生生活・進路指導専門委員会と連携を取りながら、きめ細かな指導と支援を行っている。留学を希望する学生については、アドバイザー教員が個別に支援を行っている（備付-28）（備付-29）。

本学には「学生総合支援センターキャリア支援部門（進路資料室含む）」を整備しており、学生は各種企業からの求人情報、会社案内、合格者体験記（本学独自に編集したもの）、また主要大学の大学案内・シラバス・編入学試験過去問題、本学卒業生による合格者体験記等を自由に閲覧できるようになっている。また PC、プリンター、コピー機を用意し、学生が自由に使用できる（備付-29）。進路資料室の隣室には職員が常駐し、進路に関する個別相談を逐次受け付けており、アドバイザー教員も適宜相談に応じる体制を整えている（備付-29）。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援については、就職試験対策として、年間 30 回程度のキャリア講座を実施している他、本学教員によるガイダンス、外部講師を招き自己分析、企業研究の方法、エントリーシートの書き方、SPI 試験対策

等のキャリア講座を設け、就職のために必要な能力の育成に努めている。更に卒業生との懇談会や学内企業セミナーを企画し、就職活動の実際を学び、就職への意欲を段階的に高めることができるように配慮している。そして少人数指導を目的に、進路指導担当者がグループ面接や個人面接等の練習の機会を提供し、学生の就職活動を具体的に支援している（備付-33）。以下に令和2年度のキャリア講座実施状況を記す。

キャリア講座（就職）1年生対象（一部は2年生対象）

	日程	実施時間	場所	内容	参加者数
1	4/22（水）	13：30～15：10	411・412	進路スタートアップ 1年生就職・編入学共通	中止
2	7/15（水）	13：30～15：10	オンライン	夏休み直前進路ガイダンス 1年生就職・編入学共通	221
3	9/30（水）	13：05～14：45	オンライン	就職スタートアップ 就職活動の流れと活動のポイント	106
4	10/7（水）	13：05～14：45	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習① 傾向と対策	98
5	10/14（水）	13：05～14：45	オンライン	基礎① 自分の強みをみつける！自己分析	85
6	10/21（水）	13：05～14：45	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習② 一次方程式、仕事算	55
7	10/28（水）	13：05～14：45	オンライン	基礎② 企業に伝わる！履歴書・エントリーシートの書き方とポイント	82
8	11/11（水）	13：05～14：45	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習③ 一次方程式、言語系問題	60
9	11/18（水）	13：05～14：45	オンライン	基礎③ 仕事研究の基本！「業界」&「職種」研究	72
10	11/25（水）	13：05～14：45	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習④ 速度・距離・時間	57
11	12/2（水）	13：05～14：45	オンライン	学校推薦・求人の見方、就職活動の基本マナー等	56
12	12/5（土）	10：00～11：30	オンライン	卒業生による就業体験報告会	28
13	12/9（水）	13：05～14：45	オンライン	基礎④ 選考に通る！「志望動機」の書き方とポイント	59
14	1/6（水）	13：05～14：45	オンライン	実践 ES 対策講座 自己分析を	61

				メインとして自己 PR を書ける ことがゴール	
15	1/13 (水)	13:05~14:45	オンライン	基礎⑤ 面接対策と面接トレーニング	55
16	1/27 (水)	13:05~14:45	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習⑤ 濃 度、仕事算	37
17	2/9 (火)	10:00~11:30	オンライン	筆記試験対策 /SPI 演習⑥ 順 列・組合せ、確率	23
18	2/10 (水)	9:00~17:00	オンライン	グループ・ディスカッション練 習 A	16
19	2/12 (金)	9:00~17:00	オンライン	グループ面接練習 A	14
20	2/15 (月)	10:00~15:30	オンライン	学内企業研究セミナー (3社)	43
	2/16 (火)	10:00~14:15	オンライン	学内企業研究セミナー (3社)	41
	2/17 (水)	10:00~15:30	オンライン	学内企業研究セミナー (3社)	41
21	2/18 (木)	10:00~11:30	オンライン	実践上智短大の履歴書作成講座	38
22	2/22 (月)	9:00~17:00	オンライン	グループ・ディスカッション練 習 B	19
23	2/24 (水)	9:00~17:00	オンライン	グループ面接練習 B	25
24	3/23 (火)	10:00~17:00	オンライン	グループ・ディスカッション練 習 C	10
25	3/24 (水)	10:00~17:00	オンライン	グループ面接練習 C	24
26	4/15 (水)	13:30~15:10	412	企業セミナー (2年生対象) 2年生	中止
27			オンライン	個人面談 2020 年度面談人数延べ 293 名、294 時間	

キャリア講座実施状況 (編入学)

1 年生対象

	日程	実施時間	場所	内容	参加者 数
1	4/22 (水)	13:30~15:10	411/412	進路スタートアップ 就職・編 入学共通	中止
2	7/15 (水)	13:30~15:10	オンライン	夏休み直前進路ガイダンス 就職・編入学共通	221
3	8/5 (土)	10:00~11:30	オンライン	卒業生による編入学体験報告 会 1、2 年生共通	59/121
4	10/21 (水)	13:05~13:55	オンライン	編入学志望学部・学科の選び方	133
		13:55~14:45	オンライン	編入学のための英語勉強法	

5	1/27 (水)	13:05~14:45	オンライン	編入学合格者による体験報告会 (在校生)	103
6	3/24 (水)	11:00~12:00	オンライン	小論文春期集中講座 ①②	97
		12:10~13:10			
7	4/17 (金)	Loyola 掲示	—	編入学試験全般について	—
8	6/3 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ①	103
9	6/10 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ②	110
10	6/17 (水)	13:30~15:10	オンライン	特別編入学試験説明会 ①	86
11	6/24 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ③	87
12	7/1 (水)	13:30~15:10	オンライン	志望理由書の書き方 ①	104
13	7/8 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ④	105
14	7/15 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ⑤	100
15	7/22 (水)	13:30~15:10	オンライン	特別編入学試験説明会 ②	73
16	7/29 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ⑥	97
17	8/5 (水)	13:30~15:10	オンライン	夏休み前編入学ガイダンス	97
18	8/8 (土)	11:00~12:30	オンライン	卒業生による編入体験報告会 1、2年生共通	62/121
19	9/16 (水)	13:30~15:10	オンライン	小論文講座 ⑦	42
20	10/7 (水)	13:05~14:45	オンライン	志望理由書の書き方②	71
21	10/28 (水)	13:05~14:45	オンライン	面接対策講座	57

学生は正課科目を通して進路について学ぶ機会があり、1年次春学期履修の専門必修科目「基礎ゼミナール」には、キャリア形成支援と関わる内容が含まれている。本科目は、大学での自律した学びに必要なアカデミックスキルを身に付けてもらうための導入教育科目であるが、キャリア選択のために必要な情報収集の方法を学ぶ時間を設けるとともに、日本語表現力を高めるための多様なエクササイズを何度も実施する等、進路決定に資する内容が組み込まれている(備付-28)(備付-29)。基礎選択科目「キャリアプランニング」では、社会の一線で活躍している卒業生を講師として招き、本学学生に講義を行ってもらうことで、学生は多様な職種の実態を知り、社会で仕事をするということの意義を、自分の人生設計という長期的な視野のもとに学ぶことができる(提出-1)(提出-2)(提出-3)。

また1年次秋学期より、アドバイザーはゼミナール担当教員が担当することになっており、アドバイザー教員は担当する学生の希望する進路を把握し、学生のニーズに合わせて個別の進路指導を行っている。更に学生からの個別の要望に対しては、就職指導を主業務とする職員も日々相談活動にあたっている(備付-28)(備付-29)。

資格取得について、本学には、「NPO 小学校英語指導者認定協議会(J-SHINE)」が認定する「小学校英語指導者資格」の資格を取得できる制度が整っている。本学において資格取得講座と連動する科目を修了し、その成果を反映した課題の提出を経て資格認定申請をすることで準資格の取得が可能である。更に、本学が推奨する

サービ斯拉ーニング活動に参加し、小学校での指導実践の時間数が所定の時間を満たした場合、正資格の認定申請が可能となる（提出-1）（提出-2）（提出-3）。

卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用するため、学生生活・進路指導専門委員会では、卒業式当日に進路の確認調査を行うとともに、必要に応じて追跡調査を実施し、卒業時の就職状況を正確に把握するように努めている（備付-8-1～3）。

学生生活・進路指導専門委員会は、就職状況及び編入状況を中心とした学生の進路の分析を常時行って課題を明確にし、当該年度のキャリア講座の内容の見直しや支援方法の改善に繋げている（備付-8-1～3）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の学習成果の獲得状況を適切に把握しながら、履修及び卒業に至る指導を行うことについて、近年では学習進度の速い学生と必ずしもそうではない学生間の開きが生じており、教育課程では前者の学生の更なる学習を促す科目や後者を対象とした補修科目を設ける等の対応をしてきた。しかし単位の実質化に伴う成績評価厳正化に向けた取り組みもあり、卒業者数は、令和2年度には卒業判定対象272名中、卒業243名、在学継続29名（修業年限不足5名、修得単位不足24名）である。在学中に休学等の理由で必ずしも2年間での卒業を希望しない学生も一定数いるが、希望する学生の全員が実現できないのが実情である。専任教員のアドバイザーが履修や学習を含む支援を行っているが、より個々の学生の学習進度やニーズに合わせた支援が必要である。特に令和2年度より、教養科目が週1回開講科目となったことにより、幅広い多様な学問体系を学ぶことができるようになったが、同時に履修相談の際に個々の学生に合わせた指導、そしてその後の学習支援が必要である。また令和3年度入学者より、卒業要件の単位数も66単位から62単位に減少（専門選択科目を減少）させたため、その効果について検証する。

合理的配慮を必要とする学生の支援を行う「学生生活サポートシステム」を学生生活・進路指導専門委員会が中心となり運用しているが、運用開始が平成28年度であり、今後活用を望む学生が増える可能性もあるため、社会の要請に合わせたシステムの改善を継続して検討し、実施する。

学生からの意見聴取のため学生生活実態調査を実施しているが、変化する社会の中で学生生活の実態を総合的にそして的確に把握するため、アンケート集計や分析を早める必要がある。また調査項目についても、特にコロナ禍での影響を含め工夫を行う必要がある（備付-39）。

そして進路支援については、2年次の秋学期になっても進路の希望が定まらない学生や、安易に進路の希望を変更する学生については、学生生活・進路指導専門委員会が中心となり、アドバイザー教員から情報を収集し、教学支援システムLoyola、メール、電話等で連絡を継続的に行うよう努めている。アドバイザー教員からも連絡を試みているが、それでも連絡が取れない場合もあり、対応に苦慮することがある。以下の改善計画で記すが、進路決定を可能とする効果的な支援とその継続が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

限られた教職員の人数で考えうる最大限の学生支援を実施するように努めている。その基本として、全ての授業において毎回出欠を取り、授業への欠席調査を学期開始直後と学期中間時で実施する制度を整えており、欠席が多い学生に対しては、連絡して注意を促すとともに、アドバイザーによる支援を行っている。

合理的配慮を必要とする学生に対しては、「学生生活サポートシステム」を運用し、学生生活・進路指導専門委員会内の学生生活部門の担当教員、カウンセリングオフィス職員、アドバイザーの三者が情報共有し、必要な支援を行っている。

本学が実施してきた学生支援の妥当性を検証するため、平成28年度に進路先の企業への卒業生に関するアンケートを実施した。卒業2年目の卒業生を対象に、学習成果や社会人としての能力への評価を中心とした。平成30年度には、企業への第2回目のアンケート調査に加え、編入学先大学への第1回目のアンケート調査を実施した。その結果の分析を行い、学生生活・進路指導専門委員会は、主に読解力、論述力、コミュニケーション力向上のための教育課程改善のための提言を運営会議、教授会等で行い、必要な要素を教育目標の設定に活用し、次年度の全学的教育課程編成の方針を運営会議で定めてきた。またアドバイザー教員による学生支援の改善策を立案し、実行している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価時の行動計画であった「社会的な構造変化に伴い、従来とは違う動機とニーズから本学に進学する学生の割合が高まってきていることから、今後ますます多様化する学生や社会の多様なニーズを正確に把握しなければならない」に対しては、学生生活・進路指導専門委員会がアドバイザー教員の協力のもと、学生の在学中に複数回の進路調査を実施し、希望進路の把握に努め、適切な情報提供と指導に繋げている。

「限られた資源のなかで学生の多様なニーズを把握し、それを満たすためには、マネジメントの効率化と教職員のFD及びSDの実施、また管理部門におけるジョブローテーションによる担当替えに柔軟に対応できるような業務の標準化・視覚化を進めること」については、教職員合同のSD研修会を実施し、対応している。特に年次アセスメントの結果について全教職員が情報を共有し、学習成果の現状と課題、改善計画、行動計画を把握し、業務に直結する課題解決に従事している。また業務の標準化・視覚化への対応として、マニュアルの整備も行っており、ジョブローテーション、業務の選択と集中をした上での人員配置により、持続可能な業務の継承に力を注いでいる。

また「複数の教員が同じ科目を担当するような必修科目については、学力別の教育メソッドを開発していくこと」が課題とされていた。現行の教育課程において学

力別にクラス編成されている科目は、英語必修科目（「英語 I～IV」及び「TOEIC 対策講座 I・II」）のみであるが、習熟度レベルに対応した共通シラバスや教育メソッドについては、これまでのところ十分な検討を行っていない。しかし毎学期開催される FD イベント内で、定期的に英語必修科目を含む科目の教授法についての講演やワークショップを行っており、それを参考に、各教員が学生の英語能力試験のスコア情報を基に、授業計画を立て、授業運営をしている。

「学生の入学前、在学中、卒業後それぞれの学習過程を一貫した流れとしてとらえ、従来個別で行われてきた教育プログラムや支援サービスの関連性を高める学生支援体制を検討していくことで、学習成果の獲得や進路支援、休退学の減少につなげていくこと」が課題とされていた。そうした仕組みの構築に少しずつ着手しているところである。これまで入学前の学習成果は、評定平均値や調査書を基とし把握してきたが、ポートフォリオ等を通じた学習成果の分析の方針は未決定であったため、高大接続で連携している国際学院高等学校との間で平成 30 年度にその課題について意見交換を行い、検討を開始した。しかし高等学校から大学へと繋がるポートフォリオの構築及び活用については、未知数の部分が多いことも原因となって検討は進んでいない。一方で一般選抜の出願書類として「活動報告書」を求めるようになったが、その効果的な活用について今後検討が必要である。

在学中と卒業後の学習成果については、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」を通して、分析を進めており、教育課程内での学習成果と卒業後の学習成果を結び付けて捉える試みを始めている。また後述の改善計画でも記すように、「入学者受け入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」のそれぞれに照らして学生の学習成果を評価する必要がある。休退学の減少への対応については、休学理由に留学や海外滞在が増えていることを考慮すれば、必ずしも減少が望ましいとは言いきれないが、その他の理由による休退学については、その理由を把握し、学習への動機付けが弱まった経緯を、休退学者の個人情報の開示に配慮しつつ分析する必要がある。現時点では、入学時に複数のアンケートを実施し、学生の抱える課題を学科で共有し対応している。また平成 26 年度より開始したアセスメントの中で入学者選抜の妥当性に関わる評価を行い、異なる「入学者受け入れの方針」に基づいた入試により入学した学生の GPA や TOEIC スコアを通じた学習成果の情報や進路情報を経年的データからまとめる作業に着手した。更に必要に応じてカウンセリングによって対応し、先述した「学生生活サポートシステム」を通して合理的配慮を行っている。

「教育課程の編成においては、社会要請や学校運営上の方針を速やかに反映できるようにするため、学科のカウンターパートナーでもある事務センターも係っていくようにする」という課題については、課題は達成できた。学習成果向上のため、事務センターは学生の現状を把握し、測定可能な学習成果に関わるデータや統計を整備し、アセスメントを実施する各専門委員会へ提供している。また専門委員会において結果の解釈や分析に対して積極的な提案をしている。そして、アセスメント結果を共有し、検討するとともに、次年度に向けた全学的教育課程の改善に寄与している。高大接続改革、教育の質的転換等、国の政策から学習成果を向上させる視

点も事務センターは有しており、各専門委員会と運営会議、教授会と連携を取りながら、教育改革へ寄与している。なお、教育課程の大きな変革時には、カリキュラム検討ワーキング・グループが設置されるが、職員もこれに正式な構成員として参加している（備付-59）（備付-60）。今後は、同ワーキング・グループにおいて近年検討された結果を、選択の上で段階的に実現するため、教育課程編成の計画策定及び実施に向けた業務に参加することが必要である。

「学生のネットリテラシーを向上させるための教育プログラム等を開発するとともに、教職員の IT リテラシーをアップデートすることで、教育や支援サービスの効果を上げていく」ことが課題とされていた。これについては、特にデータに基づくアセスメント（IR）を行うために必要不可欠である中上級レベルの Excel 関数、Access の技能を向上させるため、平成 29 年度に 2 日間、平成 30 年度に 1 日、上智学院情報システム室による研修を実施している。また、PC 上のセキュリティ脅威の事例やその対応方法、個人情報に関わるデータの取り扱い等に関する情報セキュリティ研修を平成 27 年度に職員、平成 30 年度に教員を対象として実施した。今後必要に応じて、教職員の研修を実施する予定である。

「学修進度の速い、優秀な学生の意欲に応える教育プログラムを充実させていく」ことが、課題となっていた。そうした学生を対象に、技能審査による単位換算や単位認定を通してより高度な科目の履修を促し、また教育課程における上級者向けの英語スキルズ科目の充実や、専門科目群に英語で行う科目を導入する等の手段を中心に行ってきたが、今後も教育課程内で充実の方法を検討する。また近年では入学者の学力向上も見られ、それに対応し令和 2 年度より、より幅広い教養の修得が可能な週 1 回開講科目を増設し、全ての教養科目を週 1 回開講科目とした。

「学生の進路選択が軌道に乗るところまで適切な支援を続けることを進路指導の基本方針に掲げ、志望動機の強さや、行動と志望との一貫性の有無に注意しながら、進路選択に迷いを抱えている学生に対してアドバイザー教員が中心となって適切なサポートをよりきめ細かく行うことができるような体制を作り上げていきたい」という課題が指摘されていた。学生の学習意欲向上の観点から言えば、学生ができるだけ早く希望の進路を見出すことが肝要であるが、進路指導の観点からは、学生の中には 2 年次においても希望の進路が見出せず、また途中で進路を変える者も見られる。こうした事態を改善するためには、個々の学生のニーズを逐次把握し、適切な支援をいち早く行う必要がある。そのため、1 年次 1 月の進路希望調査だけでなく、それ以降も複数回にわたって進路状況を確認しているが、調査結果を踏まえ、より適切な指導方法を探り、その内容をガイダンスやアドバイザーによる個別指導に反映させる必要がある。また毎年、卒業時に、進路が未決定の者がいる。そうした学生の多くは、特に 2 年次夏休み明け以降、進路指導担当の教職員から連絡しても応答がなくなってしまう傾向にある。そうした事態を打開するために、夏休み前にアドバイザー教員による全学生との面接を実施し、学生と教員との信頼関係を深める等、個別指導を強化したが、今後も改善を重ねる必要がある。個別指導をより適切なものにできるように、6 年前に作成した「アドバイザー教員による進路指導マニュアル」の見直しを令和元年に実施し、改訂版を作成した。

「第1期 AO 入試、推薦・特別入試等の受験者に対しては、入学選考後に大学での学びについてのガイダンスを行っているが、入学手続後の情報提供は、新学期スケジュール以外の情報を十分には提供できていない。今後、そのような学生からの情報提供のニーズがどの程度あるかを判断し、ニーズがあると思われる場合には入学前ガイダンスの実施や、情報提供のための冊子の作成等を行う必要がある」との課題が指摘されていた。学生のニーズを判断し、事前に情報提供するため、平成30年度より、「4月から上智大学短期大学部で学ぶために」という資料を作成し、入学前に全ての入学手続者に対して送付し、本学での2年間での学びに関する基本情報を提供している。また志願者全体を対象とする情報提供の充実を図り、授業見学会の開催や、冊子「大学案内」の配布に加え、平成27年度より本学ウェブサイトを更新して、キャンパス・レポートやキャンパス・ライフ欄を設け、学内行事や学生生活について情報発信を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「卒業認定・学位授与の方針」に関して、現在の方針は具体的な卒業要件及び成績評価の基準は明確に示してはいないため、それらを明確にするため見直しを行う。その際、現在行っている成績評価の厳正化及び単位の実質化の検証を進め、卒業要件の単位数も66単位から62単位に減少（専門選択科目を減少）させたため、その効果について検証する。

教育課程については、令和2年度より、学生による幅広い教養力の獲得を意図して、教養科目群において1科目につき週2回100分の授業を14週開講していたが、それを改め1科目につき週1回の授業を14週開講する体制としたが、学習成果獲得の観点から考えて、学生の学習の進度によっては、多くの学問体系について学ぶ方が望ましい場合と、限られた学問体系について集中的に学ぶ方が望ましい場合がある。多様な学生をアドバイザー教員がこれまで以上に理解しながら、履修や学習について支援を行っていく必要がある。

上記の教養科目の週1回開講科目化について「カリキュラム（教育課程）アセスメント」を行い、その効果を検証し、必要な改善を行っていく。またそれを受け、英語選択必修科目、基礎科目、専門科目においても同様の変更を行っていくべきかどうか、判断する。

そして準上級や上級における新たな英語選択必修科目導入の例に見られるように、学習進度の速い学生の意欲に応える高度な教育プログラムをより充実させるとともに、そうした科目の受講者数を増加させるための方策を企画、実施する。同時に学習進度が必ずしも早くはない学生について、学期中のアドバイザーによる学習支援に加え、「学生生活サポートシステム」を通じた支援や、各学期そして特に卒業と関わる最終学期における、履修指導や学習支援に工夫が必要である。2年間での卒業を意図していない学生も一定数いるが、それを望む場合の最終学期で、学生が専門科目の学習に難しさを抱えている場合がある。より高度な学問に関する講義や書籍の理解、そして研究倫理に則った上で、学術的な論述を行うための支援も科目担当者に加え、アドバイザーがより効果的に行っていく。

学生生活実態調査を受けた、アンケート集計や分析を早める必要がある。また調査項目についても工夫を行い、学生生活の実態及びニーズの的確な把握に努める。

進路決定に向けた活動に困難を抱えている学生に対し、早期対応ができる体制を整えるために、情報収集と情報共有の仕方について検討を加え、「進路指導マニュアル」の効果的な活用方法を提案する。

進路先を対象に意見聴取し、卒業生の調査を実施しているが、卒業生からの意見聴取は、卒業時のアンケートを除き行っていない。今後は、短期大学基準協会主催の「短期大学生卒業生調査」に参加し、自己点検をより多角的に進め内部質保証に取り組む。

最後に、令和3年度にはコロナ禍への対応のため、教育課程全体において教室での対面授業と Zoom を通じた遠隔での授業を同時に行う「ハイフレックス型」授業を実施することを令和2年12月教授会で決定した(備付-25-3)。その決定に至る前に、令和2年度春学期は全ての授業をオンライン授業とし、秋学期には必修科目である「プレ・ゼミナール」(1年次生履修)「ゼミナールII」(2年次生履修)をハイフレックス型で実施し、担当する専任教員が効果的な授業運営について検証を重ねてきた。それを活かし、令和3年3月には全教員を対象にワークショップ「オンライン授業の工夫と実践・ハイフレックスへの備え」を開催する等して準備をしてきた(備付-8-3)。今後は、ハイフレックス型授業について常に改善の方法を検討し実行に移し、アセスメントの対象とし、その継続の有無や改善の方法について検討する。進路支援についても同様で、就職や4年制大学への編入学へ向けたキャリア講座を対面と遠隔の同時進行のハイフレックス型で実施することを決定した(備付-8-3)。それについても、短期的及び長期的アセスメントと改善を行っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

[提出資料] 1. 2020 年度履修要覧・講義内容

[備付資料] 62. 教員個人調書 [様式 18] 63. 教育研究業績書 [様式 19] 64. 非常勤教員一覧表 [様式 20] 65. 上智大学短期大学部ウェブサイト 専任教員一覧 <https://www.jrc.sophia.ac.jp/research/> 66. 専任教員年齢構成表 67. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21] 68. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22] 69-1. 上智大学短期大学部紀要 (第 40 号) 69-2. 上智大学短期大学部紀要 (第 41 号) 69-3. 上智大学短期大学部紀要 (第 42 号) 70. 上智大学短期大学部紀要査読基準 71. 専任職員一覧表 8-1. 委員会活動報告・活動計画書 (平成 30 年度) 8-2. 委員会活動報告・活動計画書 (令和元年度) 8-3. 委員会活動報告・活動計画書 (令和 2 年度) 10-1. SD 活動報告書 (平成 30 年度) 10-2. SD 活動報告書 (令和元年度) 10-3. SD 活動報告書 (令和 2 年度) 72. 上智大学短期大学部専任教員採用選考基準 73. 上智大学短期大学部専任教員昇任基準 74. 学内共同研究実施状況 (平成 30～令和 2 年度) 75. 研究活動の不正行為への対応のガイドライン/公的研究費の管理・監査ガイドライン【理解度測定】 17-1. 授業改善アセスメント (平成 29 年度) 17-2. 授業改善アセスメント (平成 30 年度) 17-3. 授業改善アセスメント (令和元年度) 61. 事務センター業務分担表 (2020 年度) 76. 上智大学短期大学部 SD 方針・計画

[備付資料-規程集] 28. 上智学院就業規則 32. 上智学院特別契約教授就業規則 44. 専任教員選考手続要領 54. 学校法人上智学院個人教育研究費規程 69. 上智大学短期大学部共同研究取扱要領 65. 上智大学学術研究倫理に関するガイドライン 67. 上智大学短期大学部教員在外研究規程 68. 上智大学短期大学部教員特別研修制度に関する規程 27. 上智大学短期大学部運営会議規程 1. 上智学院職制 2. 学校法人上智学院事務局組織規 33. 上智学院職員人事規則 21. 職員教育研修規程 22. 部署別教育研修実施要領 19. 上智学院安全衛生管理規程 66. 上智学院ハラスメント防止等に関する規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員 (兼任・兼担) を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学に設置された英語科は、入学定員 250 名に対して、教授 8 名、准教授 7 名、講師 2 名の計 17 名の教員によって学科の教員組織を編成している。短期大学設置基準第 22 条、別表 1 のイが規定する「文学関係」の学科で同一分野に属する学科が 1 学科の場合に必要とされる教員数及び別表 1 のロで定められる教員数を充足している。またその 3 割以上は教授とするという規定を充足している（提出-1）。定年年齢である 65 歳を迎えた教員については、「特別契約教授就業規則」に基づき、後任の補充ができない場合や、教育課程編成上当該教員の雇用が必要であると判断された場合は、学長が必要と認めれば、学校法人と事前協議の上、人事稟議を経て次年度に特別契約教授として再雇用が可能である。それ以降については、年度ごとにその必要性を鑑み雇用の継続を行っている（備付-規程集 28）（備付-規程集 32）。

英語科専任教員一覧及び担当科目

令和 2 年 4 月 1 日現在

	氏名	役職	担当科目
1	山本 浩	学長 教授	英文学概論、イギリスの文化と文学、英語史
2	永野 良博	科長 教授	英語 I、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、小説研究
3	平野 幸治	特別契約教授	英語 I、英語 IV、上級英語スキルズ(編入対策)、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II
4	近藤 佐智子	教授	英語 I、言語学概論、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、語用論
5	丹木 博一	教授	人間学 I、人間学 II、哲学 A、哲学 B、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、倫理学
6	森下 園	教授	歴史学 A、歴史学 B、キャリアプランニング(コーディネーター)、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、西洋研究、日本文化
7	宮崎 幸江	教授	基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール

			I、ゼミナール II、日本語学、バイリンガル教育、日本語教授法、サービスラーニング入門講座（コーディネーター）、サービスラーニング（小中学校日本語支援 B）、サービスラーニング（地域日本語支援 A）
8	狩野 晶子	教授	英語 I、TOEIC 対策講座 II、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、児童英語教育演習 A、児童英語教育演習 B
9	飯田 純也	准教授	英語 I、TOEIC 対策講座 II、英文学概論、基礎ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、演劇研究、映画と文学
10	神谷 雅仁	准教授	英語 I、英語 II、TOEIC 対策講座 II、英語ファンダメンタルズ、言語学概論、ゼミナール I、ゼミナール II、社会言語学
11	Timothy Gould	准教授	英語 I、準上級英語アカデミックスキルズ（諸学問領域）、第二言語習得
12	Chris Oliver	准教授	TOEIC 対策講座 II、準上級英語アカデミックスキルズ（社会学）、異文化間コミュニケーション、プレ・ゼミナール
13	杉村 美佳	准教授	教育学 A、教育学 B、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、比較・国際教育学、児童英語指導者養成講座、初等教育
14	小林 宏子	准教授	人間学 I、宗教学 A、宗教学 B、基礎ゼミナール、キリスト教文化入門、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II
15	Thomas Varkey	准教授	英語 I、英語 II、TOEIC 対策講座 I、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、平和と開発
16	岩崎 明子	助教	英語 I、英語 IV、標準英語スキルズ（編入対策）、留学準備（イギリス）、留学準備（オーストラリア）、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II
17	Maria Lupas	講師	英語 I、英語 IV、TOEIC 対策講座 I、準上級英語スキルズ（多読速読）、プレ・ゼミナール、ゼミナール I、ゼミナール II、リテラシーと多文化教育

本学の専任教員は、短期大学設置基準に規定されるそれぞれの職位としてふさわしい学位や、研究上の業績、研究分野における優れた知識及び経験を有する者であ

り、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者である。

専任教員の学位取得状況については、17名全員が授業関連分野において修士号以上を有しており、その内6名が博士号を有している（備付-62 [様式 18]）（備付-63 [様式 19]）。

専任教員の学位取得状況

令和2年4月1日現在

職名	人数	博士	修士
教授	8	3	5
准教授	7	2	5
助教・講師	2	1	1

教育実績については、教員が各専門分野の知識を活かし授業を実践している。研究業績については、学内紀要にその成果を発表するとともに、一部ではあるが査読付きの学術誌にも成果を発表し、研究書の出版もある（備付-63 [様式 19]）（備付-65）。

本学は英語科の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、「英語科目」、「教養科目」、「基礎科目」、「専門科目」の分類において適任と見做された教員を配置している。本学は学生が主体的かつ能動的に学ぶ専門必修科目のゼミナール科目を中核的な科目と位置付けており、それらの科目は可能な限り専任教員が担当している。そこでは、1年時春学期履修の「基礎ゼミナール」を除き、1年次秋学期履修の「プレ・ゼミナール」そして2年次春履修の「ゼミナールⅠ」、秋の「ゼミナールⅡ」全てを専任教員が担当している（提出-1）。

ゼミナール科目と同様に教育課程の中核をなす英語必修科目では、1年次春学期履修の「英語Ⅰ」を原則として専任教員が担当することにより、本学での英語の学びを効果的に開始できるような体制とし、1年次秋学期以降各学期に履修する「英語Ⅱ～Ⅳ」は専任教員の他、英語教育者としての資格と資質を有した英語母語話者を含む非常勤教員が担当している。専門分野が多岐にわたる「教養科目」、「基礎科目」、「専門科目」も、専任と非常勤教員の双方が担当している（提出-1）（備付-64 [様式 20]）（備付-65）。また1年次春学期履修の教養必修科目である「人間学Ⅰ」及び同学期履修の専門必修科目「基礎ゼミナール」には、専任教員のコーディネーターを配置し、科目の内容や教授法等に関わる会合を開き担当者間での授業運営の改善を継続し、教材の開発も行っている。特に「人間学Ⅰ」については、専任教員のキリスト教人間学の専門的知識を活かしている。

非常勤教員の採用の際には、短期大学設置基準に規定される教員の資格を準用し、担当科目と関連した専門分野での取得学位、研究業績、教歴等を慎重に考慮している。本学の「建学の精神」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方

針」、「教育上の方針」等を理解し、本学が目指す人材育成にふさわしい専門知識と教育力を有することを重視し、選考している。学長は教授会に候補者が先述の資格を有するか否かについて意見を徴し、教育上の能力を有することが認められると判断すれば、人事稟議を経て採用を決定している。令和 2 年度の非常勤教員数は、専任教員 17 名に対して 39 名である。

上智大学短期大学部は英語科単科により構成される比較的小規模な教育機関であり、比較的多くの授業において受講者が少人数であるため、補助教員等は配置していない。

本学では「上智学院就業規則」、「上智大学短期大学部専任教員の昇任選考基準」（備付-72）（備付-73）（備付-規程集 28）（備付-規程集 44）及び昇任に関わる教授会申し合わせに基づき、専任教員の昇任審査を行っている。「上智大学短期大学部専任教員の昇任選考基準」では、「准教授への昇任は、原則として、助教もしくは専任講師として 3 年以上の経歴を有する」ことが求められ、「原則として、助教の時の業績 3 点以上（内 3 点は学術論文）を有する者」と定められている。「教授への昇任は、原則として、准教授もしくは助教授として 7 年以上の経歴を有する」ことが求められ、「原則として、准教授の時の業績 5 点以上（内 4 点以上は学術論文）を有する者」と定められている。また平成 27 年 10 月教授会での申し合わせでは、従来から重視されていた選考基準の 4 本柱として、(1) 教育上の実績、(2) 研究上の業績、(3) 大学行政上の貢献度、(4) 地域・社会への貢献度が考慮されることを確認している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、日々の教育、学生指導、そして特に大学運営業務の重さを考慮すれば、成果をあげていると言える。教員は「教育課程編成・実施の方針」に基づき開講しているそれぞれの担当科目に関わる研究において可能な限り業績をあげ、それを基に質の高い授業が提供できるよう試みている。また学会、研究会、講演会、外部の教育機関等において、専門分野の知識を活かし社会活動に大きく貢献している教員もいる（備付-63 [様式 19]）（備付-65）（備付-67 [様式 21]）。科学研究費等の補助金獲得状況については、平成 26 年の認証（第三者）評価の際の基準別評価で向上の必要性が指摘されていたが、研究代表者とまではいかないまでも一定の獲得数はある。（備付-68 [様式 22]）。大学としては、科学研究費応募に必要な情報を随時提供しているが、外部資金獲得に向けた研究では、学科の分野の特性上、また短期大学部が学生の教育、学生指導、大学運営に比重を置く必要があることから、難しい状況が続いている。

専任教員の研究活動には、「学校法人上智学院個人教育研究費規程」に基づいて、経費が支給されている（備付-規程集 54）。令和 2 年度より、研究活動に加え教育関連の資料購入等に対する経費の支給も可能とする等、柔軟性を高めている。また学内共同研究は活発に行われている（備付-74）（備付-規程集 69）。

専任教員の出講日は就業規則に基づき週 4 日と定められており、その他に週 1 日を研究日に充てることができる（備付-規程集 28）。

専任教員の研究活動は、研究倫理遵守の上で実施されており、その理解度の確認のため、毎年文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、学内諸規程を定め、全教職員を対象として研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施している（備付-75）（備付-規程集 65）。

研究成果を発表する機会として本学では毎年 3 月に紀要を発行し、令和 2 年度には第 42 号（備付-69-3）を発行するに至っている。紀要に掲載される研究成果の質保証の試みの一つとして、平成 28 年度より学内での査読制度を設け、紀要担当教員を中心とする専任教員が学術的及び研究倫理上の観点から内容を精査している（備付-70）。

本学は 4 号館 2 階研究棟に各専任教員に対して 22 m²の研究室を整備しており、教員は研究の他、学生の学習指導と進路指導や大学運営業務に活用している。設備は、教員用机・椅子、学生等の訪問者用の机・椅子、書架、ロッカー、内線電話（外線発信可）、PC 機器等である。コロナ禍においては飛沫感染防止用のパネルも設置している。

専任教員の海外派遣、国際会議出席等については、個人研究費が使用可能である。教員の留学、海外派遣、国際会議出席等を促す在外研究や研究休暇である特別研修については規程（備付-規程集 67）（備付-規程集 68）が整備されており、同規程を基に、限られた人員で特別研修を行うことが可能となるよう、その取得資格を有する教員が 1 名につき 1 学期間、年間で最大 2 名までが取得可能な体制としている。令和 2 年度には春学期に 1 名、秋学期に 1 名、計 2 名の教員が特別研修を行った。

研修資格取得の条件は、「上智大学短期大学部教員特別研修制度に関する規程」により、6年継続勤務の後7年目に可能であると定められている（備付-規程集 68）。

本学にはFD専門委員会が常設され、運営会議規程を基に活動している（備付-規程集 27）。主な活動内容として、年に2回開催されるFDイベント、ワークショップの企画・運営を行うとともに、言語教育、教養教育、専門教育等における教員の能力開発に努めている。また学生による「期末授業評価アンケート」の内容を精査し、改善が必要と判断される教員に対しては、授業参観を行い、改善のための助言をし、それを基に当該教員が改善計画を立て授業改善に活かす制度を設け、必要に応じて実施している。FD専門委員会主導で、「期末授業評価アンケート」を基に各教員が自らの授業内容を振り返り改善法を示す「期末授業評価アンケートフィードバック報告」制度を有している。「期末授業評価アンケート」結果の分析と授業改善を中心とする取り組みは、FD専門委員会が実施する年次アセスメントに報告されている（備付-17-1～3）。また教員間の意見交換の場として、FDランチタイム・ミーティングを各学期に開催し、本学から必要な情報を伝達する機会とするとともに、非常勤を含む教員が授業運営で抱える課題等を大学側が把握し必要な対応をしている。

令和2年度のFDの取り組みとして、〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項〉で詳述するように、遠隔授業への移行を目的とした講演やワークショップを複数開催した。そして令和3年度は、学内の教室で行われる授業に学外から学生が参加できるようZoomを活用したハイフレックス型の授業を展開するが、その備えのためのFDワークショップを実施した（備付-8-3）。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう主に専門委員会組織を通して学内の関係部署と連携し、通常業務を行うとともに、年次アセスメントを通して、学習成果に関するデータを整理し、その評価を行い、業務内容の改善を継続している。また各専門委員会の業務内容は、年度末に教授会にて報告される委員会活動報告・活動計画書に記されている（備付-8-1～3）。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

短期大学の教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制の明確化については、「建学の精神」の実現と教育の質の保証を目的とし、教学部門と事務部門が緊密な連携を取り情報を共有しながら教育研究活動に従事している。短期大学部事務センターは、職務分掌や各種学内規程に基づき、上智学院直下の短期大学部として業務内容と責任とが明確に示されている（備付-規程集 1）。

短期大学部事務センター職務分掌は以下の通りである。

- 1 総務全般に関すること
- 2 学務全般に関すること
- 3 学生生活支援に関すること
- 4 学生の職業支援に関すること
- 5 図書館の管理運営に関すること
- 6 健康管理に関すること
- 7 短期大学部の管理運営に係る会議体及び委員会に関すること

短期大学部の事務業務においては、短期大学部事務センター長に業務上の決裁権限と責任が属している。

事務職員については、少数精鋭で、適切かつ円滑、効果的な大学運営を進めている。人事・労務部門、財務部門、教学部門（学事、学生生活）全般、進路支援部門、経営企画、広報、図書館部門等の広範囲にわたって、多種多様な職務経験を蓄積したキャリア豊富な人材が配属されている。上智大学での長年の勤務経験で培った、大学職員としてのノウハウを短期大学部の事務に反映、活用している者も多く、事務を司る専門的な職能を有している。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境整備のため、配属される事務職員の職歴（中途採用者の場合は、前職の職歴も含む）や、職務経験により本人の強みの分野がある場合は、当該業務の担当として配置し、知識・ノウハウを十全に活かして業務を遂行してもらう等、本人の能力や適性に加えて本人が今まで培ってきた知識、得意分野も含めて業務分担を決定している（備付-61）。

事務職員に係る諸規程としては、「学校法人上智学院事務局組織規程」、別表第 1（事務組織図）、別表第 2（事務分掌）（備付-規程集 2）、「上智学院就業規則」（備付-規程集 28）、「上智学院職員人事規則」（備付-規程集 33）等を整備している。

事務部署の執務環境、情報機器、備品については、短期大学部はワンストップで事務サービスを提供することを目的として、3 号館管理棟 2 階に事務センターを配置している。ここに、事務サービスを効率的に提供するために必要な備品や設備が整っている。

SD 活動については、「職員教育研修規程」（備付-規程集 21）に則り行われる上智学院の SD 活動に加えて、短期大学部では「部署別教育研修実施要領」（備付-規程集 22）に相当する SD 活動を実施している（備付-10-1～3）。「上智大学短期大学部 SD

方針・計画」では、短期大学部が毎年 8 月に定例的に実施する学内研修、及び授業期間中に実施する多文化共生に関わるプログラム等を、「職員教育研修規程」に定める部署別教育研修に相当するものとする、と定めている。

SD による人材育成の目標と、教職員に求める能力は令和 2 年度に内容を見直し、教職員に求める能力や像を制定した（備付-76）。令和 2 年は 8 月 27 日及び、11 月 2 日に SD 研修を実施した。公務で参加できなかった教職員には後日レポート提出を求める等、全員参加を徹底している。

日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価をし、改善を行う点については、専任職員を対象として、人事異動直後の毎年 7 月に、今後 1 年間の目標管理評価シートの作成を義務付けている。目標を立てたシートは上長の確認、承認を経て人事局に提出される。メンバーは 1 年間の業務スケジュールを組み立てる中で、既存業務と新規業務のバランスを鑑み、自然と業務の見直し、効率化を図る仕組みになっている。日常的な業務の見直し、事務処理の点検・評価については、各担当者が業務上見直しや改善が必要と感じたものをメールや口頭で上長に提案し、その案が効率化を図ることができ、かつマイナスの影響を及ぼさないと上長が判断した場合、年度途中であっても柔軟に取り入れている。

事務職員は、学生の学習成果の獲得向上のため、教員や関係部署と連携して進めている。事務職員は、学習成果獲得の一次資料である成績修得状況をはじめとしたデータ類を管理、分析し、教員が学生の学習成果の獲得向上に繋げる対策を講じるための支援を行っている。

また、四谷キャンパス（上智大学）の関係部署とのネットワークを生かし、4 号館 AV 機器設備の更新等大規模工事も実施、学習環境の改善に力を尽くしている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程の整備としては、専任教職員の労務管理に関わる主たる規程として、「上智学院就業規則」（備付-規程集 28）を整備し、学内ポータルサイトにて周知している。給与、退職金、休業については付属規程を別に定め適正に管理している。専任教職員以外の労務管理に関わる諸規程は別規程として整備、周知している。教職員の労働条件に関わる規程の制定及び改正は、労働基準法に則り、労働者過半数代表者及び労働組合から意見聴取した上で、適正に対応している。

また、労働安全衛生法に基づき、施設・設備から生ずる危害の防止、災害の予防並びに教職員の健康及び生命の保持、その他労働環境の整備向上に必要な措置を講ずることを目的として、「上智学院安全衛生管理規程」（備付-規程集 19）を規定し、

総括安全衛生管理者（総務担当理事）のもとに、安全衛生管理者、衛生管理者、産業医等を任じている。これらの職責者に加え、教職員の代表者を含めた安全衛生委員会を設置し、就業環境改善のため問題の解決にあたっている。

ハラスメント防止については、上智学院では公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障し、ハラスメントが生じた場合のハラスメントの排除、被害者等の救済等を行うことを目的とした「上智学院ハラスメント防止等に関する規程」（備付・規程集 66）を制定している。平成 29 年度に、全教職員を対象にした外部有識者によるハラスメント防止研修を実施し、平成 30 年度以降も各年度において、新任教職員等を対象にしたハラスメント防止研修を実施している。

「上智学院就業規則」（備付・規程集 28）において、専任教員については、週 4 日以上出講し、4 コマ（8 時間）以上の授業を担当し、学生の教育指導、学生の成績を適正に評価すること、短期大学及び学科の運営に関する職務と自己の研究を行うことが規定されている。また、専任職員については、原則として 1 日 7 時間、週 35 時間を所定労働時間とし、本学の運営に関わる職務を行うことが規定されている。

教職員の就業管理については、上記規程に基づき、就業管理システムにより適正に管理している。

平成 28 年度から、教育・研究の推進と教員個人のモチベーション向上を図り、短期大学部の目標を達成し、質の高い学生の確保と社会的な支持を得るべく、専任教員および常勤嘱託講師を対象とした教員個人評価制度を導入、運用している。上智大学と連携した教員評価全学委員会の審議を経て、優れた業績を上げた教員を選出し、12 月に支給する冬期期末手当に教員活動推進奨励手当として加算支給している。

専任職員が、国際化、高度化、複雑化する業務へ対応するための人材育成を強化することを目的として、平成 31 年度から目標遂行と評価を通じた人材育成を図るべく目標管理・評価制度を改正した。専任職員が戦略的かつ自律的に短期大学部運営に関わり、短期大学部に関わる政策立案、実行を通じた経営支援を果たすことを目的としている。制度改正により、上司と部下との意思疎通を緊密に行うための Web 支援ツール HRbrain を導入し、適切な人事管理を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特に非常勤の教員については、本学が郊外に位置しており通勤経路に不便があることや、 Semester 制で学生が集中的に学ぶ週 2 回の科目開講に合わせて勤務するという時間的制約があること等から、教学部門における人材確保が課題と言える。

対応策としては、豊富な経験を持つ有用な人材を幅広く獲得していくために、学生の履修の選択の幅を持たすことのできる週 1 回開講科目を増やす等、今後のカリキュラム検討の際に、可能な範囲で時間的制約を緩和していくことを課題としたい。既に教養科目で取り入れているが、引き続き検討を続ける。

教育・研究活動については、FD・SD 活動をはじめ、様々な積極的な取り組みにより改善が図られている。ただ、大学運営業務は全体的に増加しており、教員の研究活動に影響が生じているのは事実である。研究の積み重ねが質の高い授業の提供、知識の教授に繋がることから、業務量を見直すための方策を検討したい。

また、小規模組織は教職員が協業で大学運営の舵取りをしなければならないが、教学部門（教員）と管理部門（職員）との役割分担について更なる明確化を検討したい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[提出資料] なし

[備付資料] 77. 上智大学短期大学部秦野キャンパス全体図 ・各棟平面図 29. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版（提出資料 2） 49. 図書館案内 2020

https://www.jrc.sophia.ac.jp/library/usage_guidance/

[備付資料-規程集] 45. 上智学院経理規程 50. 機械備品等管理手続 48. 固定資産会計処理要領 56. 少額重要資産の取扱基準 49. 上智学院物品等購入手続 77. 上智大学施設管理規程 78. 上智学院危機管理規程 76. 上智学院リスクマネジメント規程 19. 上智学院安全衛生管理規程 17. 上智学院秦野キャンパス消防計画 18. 上智学院防犯カメラ等の取扱いにかかる内規 14. 上智学院情報セキュリティ基本方針 15. 上智学院情報システムセキュリティ規程 16. 上智学院情報システムセキュリティ対策に関する細則

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備してい

る。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学部が所有していなければならない校地面積は、短期大学設置基準第 30 条第 1 項において、「収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積」と定められている。上智大学短期大学部の収容定員（500 名）から算定した校地面積は、5,000 m²となる。短期大学部の敷地は、26,715 m²であり、短期大学設置基準に定める校地面積を十分に満たしている。

運動場は、上智大学と共用であるが、短期大学部が設置されている秦野キャンパスに備えてあり、運動場面積は、82,867 m²である。上智大学は、四谷キャンパスに運動場を備えており、また、ほぼ全ての学部学科が四谷キャンパスにあることから、秦野キャンパスの運動場は、専ら短期大学部が使用している。

校舎面積は、短期大学設置基準第 31 条において、「別表第二イの表に定める面積」と定められている。上智大学短期大学部の収容定員（500 名）から算定した校舎面積は、3,250 m²となる。短期大学部の校舎面積は、8,836 m²であり、短期大学設置基準に定める校舎面積を十分に満たしている。

身体障がいのある学生のため、授業の多くが行われる 1 号館にはエレベーターが設置されており、1 号館各階のトイレには手すりがつき、4 号館には障がい者用のトイレが設置されている。しかし、2 号館及び 3 号館にはエレベーターの設置がない。

校舎には、学長室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、健康管理室を備えている。「教育課程編成・実施の方針」には、五つの「卒業認定・学位授与の方針」で定められた能力を獲得するために、「キリスト教ヒューマニズム理解力」、「教養力」、「英語力」、「専門力」、「地域の国際化・多文化共生力」の五つの修得すべき学習成果を尺度に精査した授業やプログラムが組み込まれており、これらの授業等を展開するため、教室は、講義室を 25 室、情報処理学習室を 2 室備えている。研究室は、専任教員 17 名に対し 17 室を備えている。本短期大学部は英語科単科であるため、実験室、実習室等は備えていない（備付-77）。

機器・備品類は、必要な種類及び数を備えている。各教室にはアクティブラーニング型の授業ができるよう PC やプロジェクター等の AV 機器が備えられており、コロナ禍でのハイフレックス授業実施のため、学外にいる学生と学内にいる学生、教員が双方向にコミュニケーションができるようスピーカーフォンシステムを設置している。図書館は、面積 572 m²、座席数 77 席を備えている。蔵書数は、56,819 冊（うち外国書 15,313 冊）を所有している。雑誌は、62 タイトル（うち外国雑誌 27 タイトル）、新聞は 13 タイトル（うち外国語新聞は 6 タイトル）を定期購入している。

本学の学生数 548 名（令和 2 年 5 月 1 日現在）に対して、1 人当たり 104 冊が用意されており、当館は十分な蔵書数を備えているといえる。また、上智大学の各キ

キャンパスの図書館収蔵の図書をオンラインで予約申し込み、配送で取り寄せるサービスも行っており、当館で所蔵していない分野の図書も利用者へ貸出できる体制を整えている。(備付-49)

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けてキャンパスへの入構が制限されたため図書館への入館者数も減少したが、利用者へのサービスとして当館所蔵の図書の郵送貸出を行い、短大生へは583冊、系列校である上智大学学生へ171冊、合わせて754冊を貸出した。

【蔵書数】

■所蔵図書（冊）

	2016	2017	2018	2019	2020
和書	35,852	37,181	38,568	39,976	41,315
洋書	14,356	14,512	14,822	15,149	15,313
AV資料-DVD	122	159	166	186	191
AV資料-その他	0	0	0	0	0
合計	50,330	51,852	53,556	55,311	56,819

■所蔵雑誌・新聞・データベース（タイトル）

	2016	2017	2018	2019	2020
和雑誌	37	37	36	36	35
洋雑誌	30	30	27	27	27
新聞-日本語	10	10	7	7	7
新聞-英語	5	5	6	6	6
データベース	6	6	6	6	6
合計	88	88	82	82	81

【図書館利用統計】

■図書館入館者数（人）

	2016	2017	2018	2019	2020
学生	25,099	26,947	24,077	26,777	202
教職員	489	419	312	345	27
館友会員他	3,916	3,974	3,615	3,702	2,516
合計	29,504	31,340	28,004	30,824	2,745

■図書館貸出冊数（冊）

	2016	2017	2018	2019	2020
和書	5,891	7,310	6,942	7,777	1,184

洋書	1,795	1,975	2,562	2,427	218
合計	7,686	9,285	9,504	10,204	1,402

図書館の選書については、紀伊国屋書店の見計らい図書からの選書や専門分野が異なる専任教員 17 名からの選書の他、シラバスに掲載の参考図書や上智大学の特別編入学試験において 9 学部 29 学科から推奨された、各学問領域の入門的な参考図書を購入し、学生が編入学をする際の学科選択においても役に立っている。その他にも英語を母語としない学習者向けにレベル別に構成された多読本シリーズや、児童英語関連の特設コーナーを設け、専門とする英語学習を支援している。

蔵書管理は主として、短期大学部図書館業務を委託している紀伊国屋書店が担当している。年に 1 回の蔵書点検で不明本の点検を行い、3 回以上（3 年経過）不明となった図書を除籍、著しく汚損された図書や利用者による紛失図書などを除籍ルールに則り処理する等、蔵書管理を行っている。

以上のことから、利用者が望む図書をバランスよく選書するシステムや適切な除籍システムが確立され、コロナ禍で前例のない中、利用者の立場に立ったサービスを提供した。

屋内運動施設として、面積 1,008 m²の体育館を備えており、授業、課外活動に活用している。

情報伝達を媒介する手段としてのメディアは、コロナ禍において令和 2 年 5 月より、Zoom を利用したオンライン授業やハイフレックス授業を展開している。学内では集団アクセスによるハウリング防止のため Zoom で授業を受講できる場所は整備していないが、学生は自宅で Zoom を使い授業を受講することが可能となっている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産の管理、物品（消耗品及び貯蔵品）等の管理は、学校法人上智学院が定めた「上智学院経理規程」（備付-規程集 45）、「機械備品等管理手続」（備付-規程集

50)、「固定資産会計処理要領」(備付-規程集 48)、「少額重要資産の取扱基準」(備付-規程集 56)、「上智学院物品等購入手続」(備付-規程集 49)に従い管理している。

施設設備等の維持管理は、学校法人上智学院が定めた「上智学院経理規程」(備付-規程集 45)、「固定資産会計処理要領」(備付-規程集 48)、「上智大学施設管理規程」(備付-規程集 77)に従い行っている。

火災・地震対策、防犯対策は、学校法人上智学院が定めた「上智学院危機管理規程」(備付-規程集 78)、「上智学院リスクマネジメント規程」(備付-規程集 76)、「上智学院安全衛生管理規程」(備付-規程集 19)、「上智学院秦野キャンパス消防計画」(備付-規程集 17)、「上智学院防犯カメラ等の取扱いにかかる内規」に従い行っている(備付-規程集 18)。火災・地震対策、防犯対策のため施設設備については、関係する法令等に従い定期点検を行っている他、秦野キャンパスに常駐している管理会社が、定期及び随時点検補修等を行い正常な機能の維持を図っている。

学生と教職員が参加する避難訓練を年 2 回実施しており、火災と地震を想定したものを 1 回ずつ実施している。一人暮らしの学生も多いことから、学生生活・進路指導専門委員会による学生生活ガイダンスにおいて外部の警備会社を招き、防犯対策について学ぶ機会を設けている。

本学のコンピュータシステムは、上智学院学術情報局情報システム室の管理下にあり、PC にはアンチウイルスソフトがインストールされ、また、各ファイルへのアクセスコントロールが施されている他、ネットワークは利用者認証やファイアウォール等による通信制御などのセキュリティ対策が施されている(備付-規程集 14)(備付-規程集 15)(備付-規程集 16)。

省エネルギーについては、施設の改修設備の更新等において、省エネルギー機器等の導入を推進している。省資源については、廃棄物の分別回収を推進し、資源の再利用、再活用に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

短期大学部が設置されている秦野キャンパスは、山林が隣接し緑が豊かな環境にある。一方で、台風等による樹木の倒木や、成長した樹木の近隣への越境等の問題が発生している。これらについては発生の都度、迅速かつ適切に対応しているが、引き続き巡視等を実施し、山林の保全にも努める必要がある。

短期大学部の施設は、完成後 40 年を経過し経年劣化が進んでいる建物が多い。対策として建物の屋上防水、外壁改修等必要な修繕を適宜行っているが、引き続き継続的な改修を行う必要がある。

建物内の給排水設備、空調設備等についても同様である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[提出資料] 1. 2020年度履修要覧・講義内容 2. 上智大学短期大学部大学案内 2021年度版 3. 上智大学短期大学部ウェブサイト（情報公表）

<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/> 7. 上智大学短期大学部ウェブサイト（講義内容（シラバス）2020年度 春/秋学期 シラバス変更）

[備付資料] 78. 学内 LAN 敷設状況 28. 2020年度履修要覧・講義内容（提出資料 1）

79. パソコン利用について（令和2年度版） 80. 情報システム室利用ガイド

<https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/userguide/newuser/nu-02/>

81. 情報セキュリティハンドブック学生用

<https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/userguide/security/security-handbook-2/>

10-1. SD 活動報告書（平成30年度） 82. 情報セキュリティハンドブック教職員用

<https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/userguide/security/security-handbook-2/>

83. 遠隔（オンライン）授業の手引き 8-3. 委員会活動報告・活動計画書（令和2年度） 84. オンライン授業実施の支援について（2020年5月13日） 38-3. 期末授業評価アンケート結果（令和2年度）

86. 長期計画企画拡大会議資料（令和2年10月28日開催） 87. オンライン授業に関するアンケート結果概要と秋学期の対応等

について 25-3. 教授会議事録（令和2年度）

[備付資料・規程集] なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では二つの PC 教室に計 74 台の PC を設置している他、自習等に活用できるオープンルーム、進路資料室、学習支援室、学生総合支援センターサービスラーニング部門、貸出 PC を含めて 138 台の学生用 PC を配備している。コロナ禍における感染防止対策のため、臨時 PC 教室を設置し、他の 2 教室から PC の一部を移設し、ソーシャル・ディスタンスを取るよう努めている。

PC の台数は収容定員（500 人）に対して約 3.6 人に 1 台利用できる計算となる。学生が履修科目についての予復習やリサーチ、論文作成等に不自由なく PC を活用できるため、本学の「教育課程編成・実施の方針」及び「カリキュラムマップ」（提出-1）（提出-2）（提出-3）に基づき、学生が学習を進めるために必要な環境を整えられていると言える。

技術的な支援については、PC ヘルプデスク担当者が常駐し、教員の授業支援や学生の学習支援を行っている。

またコロナ禍のオンライン授業やオンラインガイダンスに対応するため、学生一人ひとりにウェブ会議システムである Zoom のアカウントを配付している。

経済的な事情等により、オンライン授業を受講できるインターネット環境（有線・無線 LAN、Wi-Fi、データ通信、スマホのテザリング機能等）を整備するのが難しい学生には、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行い、また同じ事情によりオンライン授業の受講環境（PC、iPad 等タブレット端末等）を準備するのが難しい学生には、ノート PC の貸出を上智学院が 100% 出資した事業会社である株式会社ソフィアキャンパスサポートを通じて行っている。

情報技術の向上について、学生に対しては、入学時に学内の PC や各種システムの利用マニュアル（備付-79）の配付とガイダンスを行い、基礎的な PC スキルの習得だけでなく、本学で教育支援を受ける上で重要なシステムやサービスの案内を行っている（備付-80）（備付-81）。また、正課授業においても、教養選択科目として「基礎コンピューター演習」（提出-1）（提出-2）を春学期・秋学期ともに開講しており、情報処理や情報リテラシー、文書作成、データ処理、プレゼンテーションのためのソフトウェアの基本操作を習得することができる。教職員に対しては、近年は上智学院全体で情報セキュリティ研修や Microsoft Office のソフト研修が行われており、利用技術の向上を図っているが（備付-10-1）（備付-82）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年度は実施されなかった。

技術的資源と設備については、秦野キャンパス内に勤務する事務センター担当職員と PC ヘルプデスク担当者が定期的に確認し、四谷キャンパスにて上智学院全体の技術設備を取りまとめる管財グループ及び情報システム室と連携を取りながら維持、整備をしている。機器類は専門業者による定期点検や保守を行っており、学内 PC は毎学期長期休みを利用してソフトウェアの更新等を行い、最新の状態を保っている。

PC 関連機器については、令和 2 年 3 月に学内の全教研系 PC を対象とした大規模な更新作業を行い、AV 機器については、1 号館の全教室を対象に令和 2 年 8 月から 9 月にかけて機器更新を行った。PC 機器更新にあたっては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、教務専門委員会や FD 専門委員会が教員の声を集約しつつ、事

務センターが専門部署である情報システム室と調整しながら、一部を除きほぼ全ての教室の教卓に PC を設置する等、活用方法や配置の見直しを行っている。

学内の LAN 整備と環境については、前述の学内 PC 配備の他、キャンパス全体にアクセスポイントを設置しており、学生や教職員が学内貸出 PC や自身の持込 PC、タブレット、スマートフォン等を無線 LAN に繋いでインターネットにアクセスが可能となっている（備付-78）。ハイフレックス授業で学生がキャンパスに戻ってくる直前の令和 3 年 3 月には、アクセスポイントを増設して新学期に備えた。またキャンパスに学生が持ち込む PC も増えることが予想され、電源の増設を行っている。

教員による ICT の授業活用について、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本学でもオンライン授業を実施し、多様な授業ツールを利用するきっかけとなった。春学期は全科目の授業がオンライン化され、ウェブ会議システム Zoom を利用したリアルタイム授業でのアクティブラーニング、動画の作成や配信、教学支援システム Loyola や学習管理システム Moodle を使用した教材配付やテスト実施等、全開講科目において ICT ツールを活用した授業を行った。また、秋学期からは、1 年生、2 年生ともに必修のゼミナール科目において、キャンパス内での対面授業とオンライン授業を融合させたハイフレックス授業を展開した。オンライン授業の開始にあたっては、学長と FD 専門委員会が遠隔（オンライン）授業の手引き（備付-83）を作成・配付し、〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項〉で詳述するように、両学期において複数の FD ワークショップ等を開き、令和 3 年度にハイフレックス型授業のための機器操作や授業運営の FD ワークショップを実施した。

〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題〉

平成 28 年度以降は四谷キャンパス情報システム室との連携により技術的資源の管理運用体制が強化され、学院の方針に沿った適切な管理や系列校である上智大学に揃えたサービスを提供できるようになった一方で、本学秦野キャンパス内に技術的資源に関する専門知識を有する職員が常に配置されているわけではないため、急を要する案件や専門的な案件等については十分な対応、判断ができないことがある。日頃からの部署間での情報共有、連携強化等でギャップを減らす対策が必要である。

また本学には PC 教室以外に CALL 等の特別教室を有していないが、英語の e-learning システムの見直しを定期的に行い、オンラインでの自律学習を充実させる等の対応をしている。

〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項〉

令和 2 年度のコロナ禍においては、学習者本位の視点に立って、平時と教育の質を変えずに大学を運営することに苦心した。感染拡大防止の観点から、学事日程を変更し授業開始を 5 月下旬として、全ての授業を遠隔で実施するオンライン授業へと移行した。（秋学期には必修科目である「プレ・ゼミナール」（1 年次履修）と「ゼミナール II」（2 年次履修）において対面と遠隔の両方を含むハイフレックス授業とした。）5 月下旬までにシラバスを全面的に見直し、規定授業回数の内容を盛り込ん

だ授業構成となるよう、全教員が知恵を絞って授業内容の組み立てを行い、卒業までの履修計画に支障なく、必要な学習時間を保証できるようにした（提出-7）。

オンライン授業の効果的な実施に向け、情報システムの設備増強を行い、令和 2 年 4 月 28 日に FD 委員会主催でオンライン授業のためのワークショップとして「Zoom ワークショップ」を開催する等して、新しい教材や授業手法を検討し、教職員が一体となって準備を行った。またその後もワークショップを継続し、5 月 16 日には上智大学の学習管理システムである Moodle の効果的使用法に関する「Moodle ワークショップ」及び座談会、5 月 18 日には「動画作成ワークショップ」を実施した（備付-8-3）。更に、学事日程変更及びオンライン授業実施に伴う相談のための窓口を 5 月末に設け、FD 委員長及び教務委員長の協力のもと、科長と PC ヘルプデスク担当者が Zoom を通して非常勤を含む教員の支援にあたった（備付-84）。同窓口は、学期中は年間を通し継続した。学期終了後の振り返りとして、9 月 9 日には FD・SD 講演会として「学生のオンライン環境について」及び「オンライン授業アンケート結果：授業運営の注意点」を開催し、そこで課題共有した。令和 3 年 3 月 3 日には、FD ワークショップ「オンライン授業の工夫と実践・ハイフレックスへの備え」を実施した（備付-8-3）。

学生、保証人には、授業を受講するための通信環境の整備をお願いしたが、経済的な事由で受講環境を整えることが難しい学生には、Wi-Fi ルーターやノート PC の無償貸出による支援を行った。また大学独自の生活給付金により、コロナ禍での迅速な経済的支援を行った。

令和 2 年度春学期のオンライン授業は、ウェブ会議システム Zoom を利用したリアルタイム型の授業、音声付のパワーポイントや映像配信等を用いたオンデマンド型の授業、音声や映像はなく提示された資料を読んで課題を解くオンデマンド型の授業、あるいはこれらの組み合わせにより実施し、教育の質を維持するよう努めた。秋学期開始時には、主に Zoom を用いたリアルタイムの授業が計 117 科目中 93 科目を占め、本学でのオンライン授業の多くが教員と学生、そして学生間のコミュニケーションを含むリアルタイム型となった。

また春学期末には、学生にオンライン授業全般に関するアンケートを実施し、その結果から見えてきた課題に対し、秋学期への対応や説明を学内電子掲示板にて行った。また教員に対しては、秋学期開始前に実施した FD の会合にて、(1) 授業の課題の量はシラバスの求めているもの以上にならないようにする、(2) 課題のフィードバックを行う、(3) 学生の理解を確認するためのコミュニケーションを意識する、(4) 複数の授業方法を取り入れる等、五つの提言を行い、依頼した。秋学期末はオンライン授業全般に関するアンケートは実施していないが、科目ごとの授業評価アンケートを実施した結果、(1) 適切な課題の量への配慮がされていた (96%)、(2) フィードバックが十分あった (76%)、(3) コミュニケーションが取れた (91%) と概ね改善されていた。また、授業形態に関しても、春学期の Zoom 中心 46% から、秋学期には、Zoom のみあるいは Zoom 併用型が 94% となり、(4) についても改善された（備付-38-3）。

同年秋学期は、コロナ禍で入学後一度も登校できず、そのため交友関係を上手く

築くことができない 1 年次生もおり、感染拡大防止に配慮しつつ、如何に学生が登校して学べる環境を作ることが可能か模索した。秋学期が開始された 10 月上旬に、学内と学外のコミュニケーションを実現するスピーカーフォンシステムを導入し、教室内の学生及び教員と遠隔地の学生の双方をスクリーンに映し出せるプロジェクターも設置した。それを活用し、対面型とオンライン型の授業を融合した「ハイフレックス型」の授業を、専門必修科目である「プレ・ゼミナール」と「ゼミナール II」で実施した。そこでは、本学秦野キャンパスの教室内で教員が担当する対面での授業に希望する学生が参加し、同時に遠隔授業を希望する学生はそこへ Zoom を使って参加し、教員と全ての学生間が双方向のコミュニケーションを行うとともに、電子ファイルの内容やオンラインの教材を共有できる。

同授業形態の導入は秋学期開始後の 10 月中旬であり、その時点では既に帰省している学生、あるいは基礎疾患等を抱え登校に不安を抱える学生もおり、そのような学生に配慮した授業形態である。教育効果の検証は今後慎重に行う必要があるが、通常の対面授業の質を維持しながら、オンライン授業の利点を取り込むよう努めた（備付-86）（備付-87）。

令和 3 年度は原則として全ての科目をハイフレックス型で再開することを令和 2 年 12 月教授会で決定し、既述のように令和 3 年 3 月 3 日には全教員がハイフレックス型授業を効果的に運営することを目指し FD ワークショップを開催する等、授業運営の技能を向上させる試みを継続している（備付-8-3）（備付-25-3 令和 3 年 1 月 19 日開催）。

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

<根拠資料>

[提出資料] 15. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1] 16. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2] 17. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3] 18. 「財務状況調べ」[書式 4] 19. 計算書類（平成 30 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表 20. 計算書類（令和元年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表 21. 計算書類（令和 2 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表 22. 財務計画（グラウンド・レイアウト 2.1 p.10） 23. 上智学院事業報告書（2020 年度） 24. 上智学院事業計画書（2021 年度） 25. 上智学院予算書（令和 3 年度） 1. 2020 年度履修要覧・講義内容

[備付資料] 88. SOPHIA 未来募金 パンフレット 89-1. 財務状況（平成 30 年度） 89-2. 財務状況（令和元年度） 89-3. 財務状況（令和 2 年度） 101-1. 監査報告書（平成 30 年度） 101-2. 監査報告書（令和元年度） 101-3. 監査報告書（令和 2 年度） 90. Sophia Facts データでみる上智

[備付資料・規程集] 51. 上智学院資産運用管理規程 46. 上智学院予算規程 45. 上智

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の過去3年間（平成30～令和2年度）の資金収支状況及び事業活動収支状況については、大学における市谷キャンパス売却、四谷キャンパス校舎の大規模修繕工事等があり均衡しているとは言えないが、資金収支の翌年度繰越支払資金は毎年度増加、また、事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は毎年度黒字を維持しており、安定した状態を維持している。

資金収支については、平成30年度1,597百万円、令和元年度442百万円、令和2年度185百万円の収入超過となっている（提出-15）。

事業活動収支については、基本金組入前当年度収支差額で、平成30年度2,273百万円、令和元年度12,762百万円、令和2年度1,852百万円の収入超過となっている。令和元年度の大幅な収入超過は市谷キャンパスの売却益である（提出-16）。

貸借対照表の状況については、純資産の部は増加傾向（平成30年度125,006百万円、令和元年度137,769百万円、令和2年度139,621百万円）、負債の部は減少傾向（平成30年度32,094百万円、令和元年度26,365百万円、令和2年度25,171百万円）となっており、健全に推移している（提出-17）。

また、退職給与引当金は、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している（提出-19）（提出-20）（提出-21）。

資産運用については、「上智学院資産運用管理規程」に基づき適切な資産運用が行われている（備付-規程集51）。具体的な流れは次の通りである。

まず、財務委員会の下部組織である資産運用委員会を月1回開催し、運用状況の確認をはじめ資産運用全般について審議し、必要に応じ財務委員会へ付議する。次に財務担当理事が委員長を務める財務委員会において、当該事項について審議し、承認した場合は、これを理事会へ上申する。最後に、理事会において、当該承認事項を審議し、承認する。この意思決定の流れは、新規投資に関わる契約の締結、運用方針やリスク管理方法等についての取り扱いとなる。月次の運用結果については資産運用委員会で確認し、四半期報告は理事会にて行っている。

公認会計士及び監事からの監査報告書は各年度とも適正であり、監査意見が付されたことはない（備付-101-1～3）。

また、寄付金の募集については入学前に行うことはなく、学校債の発行も行っていない。

次に、短期大学部の財政についてである。

収入は、学生納付金比率（学生納付金／経常収入）が80%前後で推移しており、学生数確保が財政の安定に直結する構造となっている。

入学定員充足率及び収容定員充足率は下表のとおりであり、適正な学生数を確保している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年間平均
入学定員	250	250	250	250
入学者数	268	282	261	270
入学定員充足率	107.2%	112.8%	104.4%	108.0%
収容定員	500	500	500	500
在籍者数	543	571	548	554
収容定員充足率	108.6%	114.2%	109.6%	110.8%

一方、支出の状況は次の通りである。

教育研究経費比率（教育研究経費／経常収入）は平成 30 年度 33.9%、令和元年度 33.7%、令和 2 年度 35.5%となっており、いずれも 20%を大きく上回っている（提出-18）。

また、教育研究用の施設設備、図書資料取得及び ICT 整備については、毎年度、事業活動収入の約 5%を充当している（下表参照）。これらは、短期大学部からの予算申請に基づき、財務局で予算策定を行い、予算計画のとおり執行されるよう短期大学部学長が管理している。

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設設備	17,089	12,340	143,815
図書	6,240	6,093	6,164
ICT	13,517	23,085	14,913
事業活動収入	696,688	707,935	729,235
比率	5.3%	5.9%	20.6%

以上の支出状況を踏まえ、短期大学部の過去 3 年間の基本金組入前当年度収支差額を見てみると、平成 30 年度は 3 百万円の収入超過であるが、令和元年度は 27 百万円、令和 2 年度は 1 百万円の支出超過となっている（提出-16）。

各年度とも入学定員充足率及び収容定員充足率が 100%を超えているにもかかわらず、令和元年度、2 年度が支出超過となっている主な要因は、先に示した教育研究経費比率の高さ、また、競争力を維持するために学費単価の値上げを見送っていることが挙げられる。教育研究経費支出として、令和元年度には学内の全ての PC 及びネットワーク機器の大規模更新、そして令和 2 年度は 4 号館大教室の机・椅子の更新、全教室の AV 機器大規模更新、ハイフレックス授業実施のための機器等の整備により教育環境の向上に努め、また、通学上の安全性向上を目的に 3 台目のスクールバス導入などを行っており、この支出が大きい。短期大学部門はこのように支出超過となっているが、学校法人全体としての財政は前述の通り堅調に推移しているため、当面の間、短期大学部の存続は可能である。

次に、財的資源の適切な管理についてである。

短期大学部を含む学内各部局は、本学院の中長期計画「グランド・レイアウト 2.1」及びアクションプランに基づく事業計画を策定し、総務局へ提出する。総務局は当該事業計画をとりまとめ、財務局はそれを踏まえて予算編成方針を策定した上、9 月末に「事業計画と予算編成方針」として学内に公表する。

各予算単位は、予算編成方針に基づいて事業計画を遂行するための予算計画を立案し、財務局に予算申請書を提出する。財務局は予算申請書に盛り込まれた各部局の意向を踏まえて予算案を策定し、財務委員会をはじめとする関係会議体で審議し、

評議員会及び理事会の議を経て毎年度 2 月に当初予算を決定している（備付-規程集 46）。

決定した予算はすみやかにシステムで示達される。

また、予算を超えた執行ができないように、システムによる管理がなされている。

予算執行に関わる経理・出納業務は、「上智学院経理規程」（備付-規程集 45）及び「金銭出納取扱要領」（備付-規程集 47）に基づいて遂行されている。「上智学院決裁権限規程」（備付-規程集 4）に準じて、500 万円未満の支出は局長決裁、500 万円以上 1,000 万円未満の支出は担当理事決裁、1,000 万円以上の支出は高等教育常務会または中等教育常務会の承認を出納処理の要件としている。

資産及び資金の管理と運用は、台帳・出納簿に適切に記録し、毎月及び年度末において試算表と突合している。また、試算表を毎月作成し、勘定科目別収支金額、現預金等について適切に把握しており、必要に応じて経理責任者（財務担当理事）を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

< 区分 基準Ⅲ-D-2 の現状 >

< 区分 基準Ⅲ-D-1 の現状 > で触れた通り、法人全体としては収支の均衡が保た

れているが、短期大学部のみでは収支の均衡は保たれていない。この状況を改善するためには、経費削減及び学費値上げによる収入増加といった方策が考えられるが、現時点では将来像は明確にはなっていない。短期大学部の今後の計画は、「短期大学部検討専門委員会」において検討されているが、本学が持つ特色を活かした将来的発展の検討であり、本学のような小規模大学が学科改組をする場合に、新たな人的資源の投入が必要となり、本学収支上その負担が更に大きくなることから、現時点で改組の選択はない。

財政上の安定に向けた教育内容上の強みについては、まず本学は英語科単科の短期大学部であるが、本学での学びを通して英語力に加え教養や専門的知識を身に付け、地球市民的な視野を持ち、同時にサービスマーケティングを通じた地域連携活動を行う中で社会人基礎力を身に付けることが可能である。コミュニケーション力、幅広い知識、そして社会で実践的に活躍する力を伸ばし、それらの能力を基に就職と同時に4年制大学への編入学も見据えることが可能であるため、将来をよりじっくりと考えた上での柔軟な進路選択を行える。そのような強みも評価され、これまで志願者を確保してきた。

また本学が全国各地から学生が集う短期大学であることも強みになっている。そして外国との繋がりを持つ学生の入学も毎年一定数あり、多様な背景を持つ学生がともに学んでいる。地域連携活動を通じ地元扎根した短期大学部であるのと同時に全国や海外とも繋がり、教員の人的資源においても国際的な背景を持つ人材を確保する等、多様性を活かした学びが提供できる。

一方、短期大学部の弱みについて記すと、4年制大学志向の強まりとともに、需要が弱まっていることが指摘できる。進路については、就職面では企業側によっては短期大学の学生に募集枠を設けない等、学生の希望する業種・職種に就けないこともある。そのような企業でも本学学生のみを対象に求人を出す場合があり、また推薦制度もあるため、今後はそのような企業の拡充に向け、より努力する必要がある。

学生募集対策については、平成29年度から学生募集に特化したコンサルティングを外部に委託しており、本学の学びの広報から、資料請求数、オープンキャンパス等の来場者数、志願者数、入学手続者数までをトータルサポートにより管理をしている。そうした取り組みの結果として平成29年度入試から志願者数が増加した。特に令和元年度入試（平成30年度実施）においては志願者数が過去18年間で最大の「590名」となり、入学者数、「282名」を確保した（備付-90）。学納金については、学生募集の観点から、値上げは検討していない。

人事計画については専任教員の高齢化と後任人事をどう進めていくかが課題となっている。現在、退任後、カリキュラムの特性上、または後任の補充が難しい等の事由により特別契約教授や非常勤教員として雇用するケースが想定されるが、今後は嘱託講師等の雇用も検討していかなければならない。

専任職員は各専門委員会において教員と協働して運営を進め、また自己点検・評価委員会、自己点検・評価小委員会等で大学運営に関わる業務を行い、これらを補助する業務を派遣職員が担っている。大学を取り巻く状況の変化により、質・量ともに業務が変化しており、派遣職員を嘱託職員に身分転換し、大学運営の一角を担

う職員の強化を図ることとした。一方、学生サービスの根幹は維持しつつも、業務の見直しを大胆に進め、人件費の抑制に努めることを考えていかなければならない。

施設設備は老朽化が進んでおり、教育効果を高めるために AV 設備等の設置・更新等を必要に応じて行っている。施設本体に関しては、大規模修繕計画の立案が必要である。

外部資金の獲得については、研究代表者とともに、科学研究費助成事業の遂行に責任を負い、自らの裁量で研究費を使用する日本学術振興会の「補助事業者」である研究分担者に、前回の平成 26 年度の認証（第三者）評価以降、新規に 3 件が採択されている。

短期大学の定員管理は、3 年間平均が 110.8% と理想的な状態であるにもかかわらず、経費とのバランスはとれていない。

短期大学部単独の財政状況は短期大学のウェブサイトで公開されているが、国の定員管理に関わる私立大学等経常費補助金の取扱により、短期大学は入学定員の 1.3 倍以上を上回る場合、補助金を全額不交付とする入学定員超過率が設定されており、そこまで入学者を確保することはない。収支のバランス、教育の質の維持を考えると少なくとも入学定員を充足する入学者の確保が必要だと認識している。しかし、よりよい教育研究活動を推進するため、大規模な設備の更新等を行う際には、定員を確保していても収支のバランスが大きく崩れる。

入学定員の確保とともに、如何に教育研究活動の質を上げながら、経費削減を図っていくかを考えていかなければならない。

短期大学の敷地に隣接し本学学生が寄宿していた聖マリア寮は、運営事業者が寮の運営から撤退するため、短期大学の学生寮として令和 2 年 3 月に買収した。この学生寮は、老朽化のため閉鎖しているが、短期大学の中・長期的な計画を踏まえ、敷地及び施設の活用について検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

入学定員充足率及び収容定員充足率が 100% を超えているにもかかわらず支出超過となっていることについて、どのように対応していくかが大きな課題である。また、支出超過ということは、老朽化した施設整備のための財源を捻出することができない状況であることをも示しており、今後の大きな課題となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回自己点検・評価報告書内の行動計画として、「次世代の人材育成ニーズに応え、

社会貢献に資する人材を輩出していくために、長期的な視野で時流の先を読む教育課程や教育組織の編成・改善をしていかなければならない」ことを指摘していたが、まず社会が求める英語 4 技能の効果的使用に対応する教育課程の強化を継続して実施してきた。そしてグローバル化する社会への対応として、国際化する地域社会での活動を通して多文化共生に向けた力を育成する教育課程の編成に工夫を凝らした。そのような地域貢献活動であるサービスマーケティング活動と正課カリキュラムとの繋がりをより強めるため、以前はボランティアのみで行っていた一部の日本語教育、教科支援、多文化共生に関わる活動も、令和 2 年度には正課科目と関連させ、講義を受け演習を行い、それを基に地域貢献活動を実習として行うことができる編成とした（提出-1）。同様に主要なサービスマーケティング活動である地域の国際化に貢献する児童英語教育支援活動は、そのプログラムの成熟に取り組んできた。そして教育組織としては、同活動の強化のため新たな教員の雇用と配置を行い、更なる充実化に努めてきた。

「研究活動については、地域社会性を重視した取組みをより幅広く行い、それらの研究成果がどのように教育現場や地域社会に還元できているのかを客観的に測定していく」という計画については、＜区分 基準 I -A-2 の現状＞で既述の通り、例年、秦野市教育委員会及び秦野市教育研究所との間に「教育委員会担当者会」を開催している。併せて「多文化共生教育研究連絡協議会」を設け、連携に関わる研究の報告を行っている。そして本学の研究成果が教育現場や地域社会に還元できているのかを客観的な立場からの意見聴取を行い、検証している。

「短期大学部門の校地も含め、法人が所有する秦野キャンパスの広大な敷地の活用方法について検討していく」については、キャンパス計画に特に進捗はない。

「学生の IT ネイティブ化に対応する教育サービス、進路支援ができるよう IT インフラの更新、オペレーター育成、さらに広義の意味での IT リテラシー教育を充実させていく」については、教養選択科目「基礎コンピューター演習」を開講し、Word、Excel、PowerPoint といった文書作成、表計算、プレゼンテーションを行うための基礎的な技法、HTML を使ったウェブサイト作成、そしてインターネット上におけるマナーやセキュリティをはじめとする情報リテラシーについて学べるようにしている。本学の各科目において、学生に多くの課題が出され、Word でレポートを作成したり、それを教学支援システムである Loyola や、学習管理システムである Moodle を使って提出させる等、IT を活用する機会を取り入れている。令和 2 年に、学内のほぼ全ての教室に PC が設置され、教室内の AV 機器の更新を行った。これによりプレゼンテーション等をより効果的にできるように環境を整えている。また全ての学生にウェブ会議システムである Zoom のアカウントを配付しており、オンラインを使っての学内外で学ぶ学生と教員を繋げたハイフレックス授業でのアクティブラーニング対応だけでなく、就職等の採用試験等でオンラインツールを活用できるよう支援している。将来ビジネスの場面で PC によるオペレーションができるよう教育の様々な場面で IT を取り入れるようにしている。

「少子高齢化、4 年制大学志向、資格・実学系学問の人気、学生の多様化・学力二極化等、短期大学を取り巻く厳しい環境の中で、今後も教育による社会的使命を

達成できるよう、学生から支持される教育課程の編成と、募集活動を行うとともに、学生納付金に依存しない収入源の多角化の可能性も模索していく」については、本学が持つ特色を活かした将来的発展を検討しており、資格・実学系とは異なる言語系かつ教養系の教育課程の充実に努めてきた。英語 4 技能伸長への対応、学問的英語及びビジネス系英語への対応、教養科目の多様化による幅広い教養の獲得、ゼミナール論文の必須化を含むゼミナールの充実、多文化共生や地域の国際化に貢献するサービ斯拉ーニング・プログラムの充実等に取り組んできた。また 4 年制大学への編入学に必要な学力、就職に必要な汎用的な学力の獲得を可能とし、双方の学生から支持される教育課程の編成に努めてきた。学生の募集活動については、平成 29 年度から学生募集に特化したコンサルティングを外部に委託しており、令和 2 年度入試までは成果を上げてきた。学納金以外の収入源の多角化は、学院全体の取り組みとして力を入れている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

入学定員充足率及び収容定員充足率が 100%を超えているにもかかわらず支出超過となっていることへの対応が大きな課題である。また、支出超過ということは、老朽化した施設整備のための財源を捻出することができない状況であることをも示しており、今後の大きな課題となっている。

まずは入学定員 250 名を充足し、安定した学費収入を得ることが必要である。本学の教育と本学で学んだ学生の学習成果についてより受験生に理解を深めてもらう入試広報を展開していく。

本学は収容定員 500 名の英語科単科の短期大学部であるが、英語科目、教養科目、基礎科目、専門科目を人文・社会科学を中心に可能な限り幅広く開講している。英語科目が多いことから少人数の授業が多い。令和 3 年度はコロナ禍による三密を防ぐため、教室の収容定員を最大 6 割までとし、更なる少人数化を進める。各新定員の教室に履修者数を収めるため、全科目人数制限科目とする予定である。

新型コロナウイルス感染拡大が収束するまでは難しいが、教育研究活動と収支バランスを整えていくための施策を根本的に検討してみる必要がある。科目区分を見直しつつ体系的な教育課程の編成や、より多くの選択肢を残しつつ科目の週 1 回開講科目化を進め、更には開講科目数と適正な授業定員の検討等を進める。また遠隔（オンライン）を活用し、科目の特性や学生の需要によって、ある程度大人数の受講が可能な科目を開講する等の可能性も考えられる。

大学運營業務が全体的に増加しているため、取り組むべき業務に優先順位を付け、業務の選択と集中を図る必要がある。本学は短期大学設置基準を上回る専任教員を配置している。業務の選択と集中を行った上で、定年（現状：65 歳）を迎える専任教員の継続雇用を視野に入れて検討する。

大学運営を支える事務部門の業務もますます増えており、大学運営の視点から業務の見直しについての提案も引き続き行っていく必要がある。

小規模な短期大学部であるため、教職員の協業体制は必須ではある。今後も業務の大胆な見直しを踏まえて、教学部門（教員）と管理部門（職員）との役割分担の更

なる明確化を図る必要がある。

秦野キャンパスは豊かな山林に恵まれており、台風等による樹木の倒木や、成長した樹木の近隣への越境等の問題も発生している。迅速かつ適切に対応するとともに引き続き巡視等を実施していく。

また短期大学の施設は、完成後 40 年を経過し経年劣化が進んでいる建物が多いため、引き続き建物外壁や建物内の給排水設備、空調設備等について継続的な改修を行っていく。

英語の e-learning システムの見直しを定期的に行い、オンラインでの自律学習を充実させる等の対応をしていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

<根拠資料>

[提出資料] 26. 学校法人上智学院寄附行為 6. 上智大学短期大学部自己点検・評価規程

[備付資料] 91. 理事長履歴書 92-1. 学校法人実態調査表（平成 30 年度） 92-2. 学校法人実態調査表（令和元年度） 92-3. 学校法人実態調査表（令和 2 年度） 93-1. 理事会議事録（平成 30 年度） 93-2. 理事会議事録（令和元年度） 93-3. 理事会議事録（令和 2 年度） 94. 学校法人上智学院諸規程 95. グランド・レイアウト 2.1 96-1. 評議員会議事録（平成 30 年度） 96-2. 評議員会議事録（令和元年度） 96-3. 評議員会議事録（令和 2 年度）

[備付資料-規程集] 74. 寄附行為施行細則

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営

について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

現在の理事長は、本学創設の礎となった上智大学大学院で哲学を修めるとともに、設立母体のカトリックイエズス会の修道士でもある（備付-91）。また、永きにわたり上智大学教授として教鞭を執る傍ら、上智大学での役職を多数務め、その後、上智学院の設置学校である聖母大学（平成26年閉学）学長、上智社会福祉専門学校長を歴任、更に平成23年より上智学院理事に就任、平成30年からは上智学院理事長として、建学の理念・教育理念、教育目的・目標の周知・浸透、及び学校法人の発展に尽力してきた。

学校法人上智学院を代表し、その業務を総理する理事長は、「学校法人上智学院寄附行為」（提出-26）の定めるところにより、ガバナンスの中心として、法人運営に携わっている。平成26年度から令和5年度までを見据えた中長期計画は、平成31年度（令和元年度）より上智学院「グランド・レイアウト2.1」（備付-95）として第二期に入り、理事長を議長とする長期計画企画拡大会議を設け、そのもとに11の検討専門委員会を設け推進している。検討専門委員会の一つである上智大学短期大学部検討専門委員会では、上智大学短期大学部の改革及び将来構想全般について、検討課題の優先順位及び短・中・長期の区別を明確にしつつ審議・検討を加え、それぞれ具体的な実施計画を立案し、それに基づく年次事業計画の策定と達成度の評価を行っている。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている（備付-96-1～3）。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により文部科学省より期限緩和の通知が出され、6月の評議員会において意見を聴取した。

「学校法人上智学院寄附行為」第16条（理事会）及び「寄附行為施行細則」第2条並びに第3条の規定に基づき、理事長は原則として月1回の頻度で理事会を開催し、自ら議長となり、学校法人の意思決定機関として適切に運営している（提出-26）

（備付-規程集74）。また、理事の職務執行監督を目的とし、理事会に監事を陪席させることで適切な運営を担保している。

令和2年度 理事会評議員会出席状況（定員13名～15名、現員15名）

開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	

令和 2年 4月 22日 15:30 ~ 17:35	13	86.7%	2	4 / 4
令和 2年 5月 27日 15:30 ~ 17:00	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 6月 24日 15:30 ~ 18:15 (第1回) 18:00 ~ 18:10 (第2回)	14	93.3%	1	4 / 4
令和 2年 7月 29日 15:30 ~ 18:30 (第1回) 17:05 ~ 17:20 (第2回)	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 9月 2日 13:30 ~ 14:10	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 9月 16日 15:30 ~ 16:25 (第1回) 17:20 ~ 17:35 (第2回)	15 14	100.0% 93.3%	0 0	4 / 4 4 / 4
令和 2年 10月 28日 16:30 ~ 19:20	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 11月 10日~13日 メールによる審議	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 11月 25日 15:30 ~ 16:40	15	100.0%	0	4 / 4
令和 2年 12月 16日 15:30 ~ 17:10	15	100.0%	0	4 / 4
令和 3年 1月 27日 16:30 ~ 19:05	15	100.0%	0	4 / 4
令和 3年 2月 24日 15:30 ~ 18:35 (第1回) 17:45 ~ 17:55 (第2回)	15 14	100.0% 93.3%	0 1	4 / 4 4 / 4
令和 3年 3月 24日 15:30 ~ 17:45 (第1回) 16:55 ~ 17:00 (第2回)	15	100.0%	0	4 / 4

法定認証評価を受審するにあたって、自己点検・評価委員会に職責として理事 1 名が加わることとなっており（提出-6）、学校法人を統括する理事長が就任するのが通例となっている。委員会では、教育研究活動の維持向上を図り、本学の理念に掲げた目的及び社会的使命を達成するため、教育、研究及びそのための管理運営について自己点検・評価にあっている。自己点検・評価小委員会により作成された自己点検・評価報告書を基に、自己点検・評価委員会で包括的に点検・評価をした後、高等教育常務会、及び理事会に付議し、意見を求めている。

また、理事会及び高等教育常務会において、法人及び法人下の各学校全体の発展に資する情報の収集を行い、適宜、共有している。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関して、他大学の動向や法人下の各学校間の情報共有を密に行い、各学校共通の学生支援施策を実施している。

理事会は、学校運営に関する最終的な意思決定権を有するとともに、運営に対する全ての責任を負う機関としての共通理解のもと、法人運営に携わっている。平成28年度より短期大学部学長が職責で理事に就任し、理事会の意思決定に意見を反映しやすい環境が整備された。教育方針や学生募集、財務状況、教学人事等の学校運営に関わる重要事項については、理事（短期大学部学長）、理事長及び担当理事より理事会にて付議され、その妥当性について協議されている。

更に、理事会は学校法人及び短期大学部の運営に必要な規程を整備するとともに、寄附行為や学則等の重要な規程の改正等については、理事会にて審議することで内容の適正化を確認し、適切な運営が可能となるようにしている。

理事は「私立学校法」第38条（役員を選任）の規定に基づき定めた「学校法人上智学院寄附行為」第6条（理事の選任）に則り選任されている。「寄附行為施行細則」第5条に担当理事の掌理する業務を定めている他、外部理事については理事会において期待する役割を確認し、本学の「建学の精神」を十分理解し、学校法人の健全な経営に関し学識及び見識を有する者により理事会は適切に構成されている（提出-26）（備付-規程集74）。

なお、「学校教育法」第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、「学校法人上智学院寄附行為」第10条に準用されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会方針を全ての教職員が理解することをはじめとし、理事長のリーダーシップを十分機能させるためのなお一層の工夫と教職員の意識改革の推進が必要である。また既に、法人内の各学校の長が時宜に適った決定を行えるよう決裁権限規程を整備したが、変化する状況に応じて調整を続ける必要がある。更に、上智学院「グラウンド・レイアウト2.1」の具現化推進の歩調を合わせられるよう、各学校間の情報共有をより密にする環境を整えていく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[提出資料] 4. 上智大学短期大学部学則 26. 学校法人上智学院寄附行為

[備付資料] 97. 教員個人調書(学長)[様式18] 98. 教育研究業績書(学長)[様式19] 25-1. 教授会議事録(平成30年度) 25-2. 教授会議事録(令和元年度) 25-3. 教授会議事録(令和2年度) 34-1. 委員会等議事録(教務専門委員会)(令和2年度) 34-2. 委員会等議事録(学生生活・進路指導専門委員会)(令和2年度) 34-3. 委員会等議事録(FD専門委員会)(令和2年度) 34-4. 委員会等議事録(地域連携活動専門委員会)(令和2年度) 34-5. 委員会等議事録(国際交流委員会)(令和2年度) 99. 文部科学省ウェブサイト 私立大学等改革総合支援事業を中心とする私学助成を基盤とした取組と成果

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/05/1400859_06.pdf 6-2. 2020年度上智大学短期大学部新学期行事予定表 105. 科学技術研究費採択状況(平成30年度～令和2年度) 106-1. 学内共同研究計画書(平成30年度) 106-2. 学内共同研究計画書(令和元年度) 106-3. 学内共同研究計画書(令和2年度) 4-1. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録(平成30年度) 4-2. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録(令和元年度) 4-3. 秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会資料・議事録(令和2年度) 107-1. 短期大学活動目標(平成30年度) 107-2. 短期大学活動目標(令和元年度) 107-3. 短期大学活動目標(令和2年度) 13. 平成30年度自己点検・評価報告書(中間時) 14-3. 学修成果アセスメント(令和元年度)

[備付資料・規程集] 27. 上智大学短期大学部運営会議規程 79. 上智大学短期大学部学則第52条第2項第3号に規定する学長が必要なものとして定めるものの取扱い 80. 上智大学短期大学部学生懲戒規程 57. 上智大学短期大学部教授会規程 75. 上智学院常務会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を定めている。

- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

平成 27 年 4 月 1 日の学校教育法の改正・施行により、学長がリーダーシップを発揮して機動的に大学改革を進めていくことができるよう、そのガバナンスの在り方を明確にするために運営体制の見直しを行った。

それまでの学長直属の決議機関は、「教務委員会」、「学生生活委員会」、「地域連携委員会」、「FD 委員会」、「図書館・情報委員会」、「進路指導委員会」の六つの委員会の各委員長で構成される委員長会議であったが、一方でこれらの委員会が教授会のもとに置かれる代表会議にもなっているため、構造的には委員会が教授会に拘束される可能性も秘めていた。

そこで委員長会議をまず廃止し、学長の諮問機関として新たに運営会議（備付・規程集 27）を設置、各委員会を整理統合し、「教務専門委員会」、「学生生活・進路指導専門委員会」、「地域連携活動専門委員会」、「FD 専門委員会」の四つの専門委員会を運営会議の下部組織とした。

運営会議は学長、科長、事務センター長と学長が委嘱する者によって構成されるが、各専門委員会委員長をはじめ、カトリック指導主任、国際交流ワーキング・グループ長、学生生活・進路指導専門委員会の学生生活責任者等、幅広い重要ポストの者で構成される。そして次に掲げる事項について学長の求めに応じ、意見を述べている。

- (1) 本学の教育研究の重要事項
- (2) 本学の教育研究に関連する管理運営上の重要事項
- (3) 全学的教育課程編成の方針の策定について

(4) その他、学長が必要と認めるもの

運営会議で審議し、学長が決定したものは教授会で報告されるが、学校教育法に規定する、教授会が審議すべき教育研究に関する重要な事項で、学長が最終決定を行うにあたり、教授会の意見を徴す必要があるものについては、必ず教授会の意見を十分に考慮した上で、教学運営の最高責任者としてその権限と責任において最終決定を行っている。学長が意見を徴すものとして定めるものは、次に掲げる事項である（備付-規程集 79）。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 学生の退学、転学、留学及び休学（家庭の事情及び本人の意思に基づくものを除く。）
- (4) 学生の賞罰（学生を賞するもののうち学業優秀賞、学長賞及びジェラルド・バリー賞に関するものを除き、学生を罰するもののうち上智学院ハラスメント防止等に関する規程によるものを除く。）
- (5) 学科の教育課程に関する事項
- (6) 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- (7) 学則その他の規程の制定、改廃
- (8) 教員の人事に関わる教育研究業績の審査（特任教員の任用に関する内規第 2 条第 1 号に定める特任教員、同内規同条第 2 号及び第 3 号に定める特任教員のうち教授・准教授を除く。）

以上を踏まえ、学則（提出-4）においても、学校教育法改正に伴う学長の権限と教授会の役割を明確化している。

平成 25 年 9 月に就任した現学長は、平成 24 年度まで上智大学文学部英文学科の教授として教鞭を執ってきた傍ら、同大学において、長年、学事部長、学事センター長等の全学的な教学実務を担ってきた。また、平成 24 年度には、学院の内部監査業務の支援を行う「特別監査人」としてスクールガバナンスや法人運営等にも広く関わっている（備付-97）（備付-98）。その実務見識に基づき、本学の学生の学習成果の向上と内部質保証を重視した教育研究体制や運営体制等の改善・充実を図り教学行政の改革を進めた。その結果、文部科学省補助事業の改革総合支援事業において、タイプ I「教育の質的転換」については、平成 25 年から 5 年連続での選定、タイプ IV「グローバル化」については、平成 28 年から 2 年連続で選定を受け、平成 29 年度には本学がモデル校として文部科学省のウェブサイトで紹介されている（備付-99）。

<区分 基準 I-A-1 の現状>において既述の通り、例年、入学式では、理事長及び学長が式辞の中で、本学の「建学の精神」と強い繋がりを持つ「上智の教育の精神」について説明している。「他者のために、他者ととともに（Men and Women for Others, with Others）」という「上智の教育の精神」を、授業や社会貢献活動の中で

養い、身に付け、将来にわたって実践していけるようその礎となる講話を行っている。また例年、新学年開始時に、全学生を対象に学長や英語科長が担当する「本学の教育理念（三つのポリシー）に関するガイダンス」を通して、「建学の精神」の学内での共有を推進している（備付-6-2）。

「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる能力の獲得を目指し、各科目が方針のどの部分を担うかを明らかにし、「建学の精神」に基づく教育の質保証のためのガバナンス体制を確立している。令和 2 年度のコロナ禍においては、学長が自ら先頭に立ち、対面授業でもオンライン授業も教育の質を落とさないよう、またオンラインの新たな教育手法により、更に教育の質を向上させるため、専任教職員が自由に参加できるオンライン・コモンルームを週 3 回実施し、活発な議論を重ねた。加えて自身の IT 技術を活かして各種のマニュアル整備に携わり、FD 専門委員会に指示し、オンライン教育ツールを活用するためのワークショップを開催する等、「教育を決して止めてはならない」との決意のもと学内を一致団結させ、困難を乗り越えた（備付-34-3 令和 2 年 5 月 26 日開催）。

研究においては、前回の平成 26 年度の認証（第三者）評価の各基準の評価において、「専任教員の教育活動は活発に行われているが、科学研究費補助金等の外部資金の獲得が少なく、今後の研究活動の活性化が望まれる」との指摘を受け、教員へ科研費応募を積極的に行うよう指示した。その結果、研究代表者ではないが、研究代表者ととともに、補助事業の遂行に責任を負い、自らの裁量で研究費を使用する日本学術振興会の「補助事業者」である研究分担者に、前回認証評価の平成 26 年度以降新規に 3 件が採択されている。この他「連携研究者」に 1 件の採択もある（備付-105）。また非常勤教員も加わった学内共同研究も活性化している。本学紀要の投稿には非常勤教員にも門戸を広げており、学内の研究を活性化させ、研究の教育への還元を支援している（備付-106-1～3）。

学生に対する教育上の懲戒については、学則第 57 条第 3 項、第 58 条第 1 項（提出-4）に基づき、必要な事項を定めるものとして、「上智大学短期大学部学生懲戒規程」（備付-規程集 80）を制定しており、同規程に則り懲戒の要否、及び懲戒の内容について規定している。

「学校法人上智学院寄附行為」（提出-26）の目的にある教育基本法及び学校教育法に従い、設立母体である日本カトリックイエズス会の掲げる理念を建学の土台として、「他者のために、他者とともに（Men and Women for Others, with Others）」生きる人を育成するという教育精神をもって学校教育にあたることが学長の校務であり、最終的な決定権を有している。キリスト教ヒューマニズムが基盤となる「人間学 I」の授業をはじめとする各授業での学びの場に加えて、特にその精神を活かす場として本学ではボランティア活動が盛んであり、秦野市との連携事業としてのサービ斯拉ーニング活動にその精神が活かされている。毎年、秦野市との提携事業運営協議会にて、秦野市長、学長が交互に議長となり、年度計画を策定し、教職員、学生が地域に貢献していく仕組みを作っている（備付-4-1～3）。また学長は高等教育常務会の構成員、評議員会での評議員、理事会での理事であり、理事会で決定された業務を執行するとともに、学校の運営に関する重要事項を高等教育常務会、評議

員会で審議の上、理事会に提案する立場にある。

学校法人上智学院が設立する短期大学部の長として学長は寄附行為の目的を達成すべく、自らの諮問機関である運営会議にて大学運営に関わる重要事項について意見を徴し決定している。また事務センター長は同会議の構成員であり、教授会には事務局として参加しており、教授会の意見を徴し学長が決定した事項について、事務センター職員に共有し、実現していく仕組みとしている。つまり学長が所属職員に対して高い立場から指揮命令する権限を有し、統督している。

こうした大学運営を司る短期大学部学長は、「寄附行為施行細則」第 3 条第 1 項 12 号（提出-26）に基づき、人格的にも教育研究実績面でも学長としてふさわしい人材（備付-97）（備付-98）が理事会にて選出されることになっている。

本学学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学部の教育研究上の審議機関として適切に運営している。原則として、運営会議が月の第 1 週、教授会は第 2 週に開催されている。運営会議で審議された事項について教授会（備付-規程集 57）で報告される。

併設大学と審議する事項について、学長は高等教育常務会の構成員であり、同会議体で学校法人上智学院が設置する各学校で実施する施策を審議する中で、本学で取り入れるべきものについて調整を図っている（備付-規程集 75）。

教授会議事録については、事務局として事務センター長が作成しており、教授会の議長である英語科長が内容を確認し、学長が最高責任者として教授会の意見を徴し決定を下したとして署名している（備付-25-1～3）。

教授会では、三つのポリシーに基づく点検・評価をアセスメントポリシーに則り行っており、各専門委員会委員長から付議される学習成果のアセスメントを共有している（備付-25-1 平成 30 年 7 月 17 日開催）（備付-25-2 令和元年 7 月 30 日開催）、（備付-25-3 令和 2 年 9 月 8 日、10 月 20 日開催）。

「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」に関わるポリシーに従ったアセスメントでは、学生が「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」のもと、本学が目標とする具体的な学習成果を獲得しているかどうかを判断する。教務専門委員会、地域連携活動専門委員会、学生生活・進路指導専門委員会は、調査対象年度の次年度前半に、調査結果と勧告を教授会に提出する。その結果を検討し、必要なものを同年度または翌年度の活動目標に反映させている（備付-107-1～3）。

学長のもとに本学教育研究上の重要事項を審議事項の一つとしている会議体として学長の諮問機関である運営会議が位置付けられるが、同会議は先にも述べたように主に専門委員会委員長で構成されている。各専門委員会委員長は教授会構成員でもあり、教授会では学長が運営会議で決定した事柄の報告を行い、引き続き審議事項とされる内容について付議する。これらの会議は規程（備付-規程集 27）（備付-規程集 57）に基づき適切に運営されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

平成 30 年度の間自己点検時には外部評価者である秦野市から、「収集した情報

を分析し、情報リテラシーの概念を取り入れ、適切に施策に反映することも重要と考えます」、「様々な課題に対して、様々な対応を行われています。その全てが、建学の精神に基づいた学生の学習成果を向上することに通ずるとは思われますが、一度に取り組むべき量には限界があります。様々な課題において、対応することによって得られる成果の大小が考えられる中で、優先順位を付け、順次対応していくことも重要と考えます」と指摘されている（備付-13）。学生の学習成果を焦点とするアセスメントが多岐にわたり、判断の元となる IR 機能を効かせた可視化が十分とまでは言えない。学長が大学運営及び教育研究上の重要事項を判断するにあたり、最重点事項に絞って成果を測定する必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

東日本大震災以降、志願者が減少し、ほぼ全入の時代が続いた。学長のリーダーシップのもと、学校法人上智学院の将来構想「グランド・レイアウト 2.0」を継承する「グランド・レイアウト 2.1」に基づき、本学の将来構想の基盤となる入学者の安定的確保、かつ学力の 3 要素による入学者選抜機能を働かせた「入学者受入れの方針」の素養を持った学生の獲得が、平成 28 年度以降できるようになった。受験生に本学の学びを可視化した「授業見学会」等の広報戦略、一般入試にディスカッション等を取り入れる入試改革、キリスト教ヒューマニズム理解力、教養力、英語力、専門力、地域の国際化・多文化共生力を学生に修得させる教学改革、進路支援や休退学防止を目指した学生支援、特別編入の拡充等上智大学との連携、秦野市との地域連携の活性化等、学長を最高責任者とした全学的教学マネジメントの下、教職員の理解を深め、力強く改革を推し進めてきたと言える。全専任教員が参加する FD、大学を運営する教員や職員が参加する SD で学内の意識を高め、アセスメント結果を受けた改善のためのミッションは全教職員が共有している。ミッションを理解した教職員の学生支援のもと、本学学生は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる能力を身に付け、進路先からもおおむね高い評価を得て活躍している（備付-14-3）。言語系や教養系の短期大学が募集停止する例が見られるが、本学は学長のリーダーシップのもと、その使命を全うしている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[提出資料] 26. 学校法人上智学院寄附行為 3. 上智大学短期大学部ウェブサイト（情報公表）<https://www.jrc.sophia.ac.jp/about/disclosure/> 2. 上智大学短期大学部大学案内 2021 年度版 1. 2020 年度履修要覧・講義内容

[備付資料] 101-1. 監査報告書（平成 30 年度） 101-2. 監査報告書（令和元年度） 101-3. 監査報告書（令和 2 年度） 96-1. 評議員会議事録（平成 30 年度） 96-2. 評議員会議事録（令和元年度） 96-3. 評議員会議事録（令和 2 年度） 93-1. 理事会議

事録（平成 30 年度） 93-2. 理事会議事録（令和元年度） 93-3. 理事会議事録（令和 2 年度） 102. 学校法人上智学院ウェブサイト <https://www.sophia-sc.jp/> 103. IR 委員会議事録（2018 年 9 月 28 日、2019 年 7 月 26 日開催） 104. IR 委員会短大会資料（2018 年 9 月 18 日開催） 95. グランド・レイアウト 2.1

[備付資料-規程集] 52. 学校法人上智学院監事監査規程 12. 上智学院インスティテューショナル・リサーチの推進等に関する規程 4. 上智学院決裁権限規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の選任については、「学校法人上智学院寄附行為」第 8 条により、また、その職務については同寄附行為の第 15 条及び「学校法人上智学院監事監査規程」により、学院の業務を監査すること、学院の財産の状況を監査すること（会計監査）、学院の理事の業務執行の状況を監査すること（業務監査）等が定められている（提出-26）（備付-規程集 52）。令和 2 年度は、監事は 4 名（常勤監事 1 名、非常勤監事 3 名）が選任されている。監事は、毎年度策定する監事監査計画に基づき、監査分野を分担し、教学部門も含めた複数の主要会議に陪席している他、各業務部門へのヒアリングを行う等、それぞれの見地から法人の業務について確認を行っている。その上で、毎月 1 回、監事会議を開催し、情報共有や意見交換を実施し、協議の結果に応じて、適宜、理事長等に対し意見書を提出している。

理事会（毎月開催）及び評議員会（原則として年 5 回開催）には、4 名の監事がほぼ毎回出席し、必要に応じて意見を述べており、欠席の場合は、「意志表示書」により事前に意見を提出している（備付-93-1～3）（備付-96-1～3）。また、上述の監事会議は、理事会及び評議員会の前週までに開催し、個々の意見表明にあたっての監事全体としての方向性の共有にも役立てられている。

毎年度の監査報告書の作成にあたっては、会計監査法人と連携し、相互の監査計画、進捗及び課題等について共有する機会を、年に 2～3 回設けている。その上で、計算書類や学院の事業報告書の確認を行い、例年 5 月に、理事会及び評議員会へ監査報告書を提出している（備付-101-1～3）。併せて、監事監査において明らかになった具体的な課題について「監事監査覚書」としてまとめ、例年 6 月に提出している。監事監査覚書において指摘された課題については、例年、理事会から関係各署に対し改善策の検討が依頼されている。例えば、平成 30 年度監事監査覚書におけ

る、担当理事の規程上の役割分担に課題があるとの意見に対し、継続的に学院の組織再編の見直しへの取り組みがなされている。令和 2 年については、新型コロナウイルス感染症対応の影響により、決算自体が例年よりも 1 か月遅れたことに伴い、監査報告書は令和 2 年 6 月、監事監査覚書は令和 2 年 7 月の提出となった。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

理事の定数は 13 人以上 15 人以下（令和 3 年 4 月現在 15 人）、評議員の定数は 27 人以上 31 人以下（令和 3 年 4 月現在 31 人）となっており、評議員の定数は理事の定数の 2 倍を上回っている（提出-26）。原則として年間 5 回開催される評議員会においては、私立学校法第 42 条の規定に基づき定めた寄附行為第 25 条（諮問事項）により、理事長からの諮問を受けて、必要な事項を審議し、これに応じている（備付-96-1～3）。

令和 2 年度 評議員会出席状況（定員 27 名～31 名、現員 31 名）

開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
令和 2 年 6 月 24 日 16:30 ~ 17:55	29	93.5%	1	4 / 4
令和 2 年 7 月 29 日 16:30 ~ 17:05	31	100.0%	0	4 / 4
令和 2 年 9 月 16 日 16:30 ~ 17:15	27	87.1%	2	4 / 4
令和 3 年 2 月 24 日 16:30 ~ 17:45	31	100.0%	0	4 / 4
令和 3 年 3 月 24 日 16:30 ~ 16:50	30	96.8%	1	4 / 4

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

教育情報の公開については、学校教育法施行規則の規程に基づき、上智大学短期大学部ウェブサイト内「情報公表」ページにて公開している（提出-3）。令和元年度までは、様々な教育情報やデータがウェブサイト内に点在していたが、令和2年度の点検を機に、公開情報を整理、集約した。また昨今の質保証に関わる公開情報の充実化の流れを受けて、学習成果や学内の活動等の状況についての情報を追加している。

私立学校法に定められた情報については、前述の本学情報公開ページにて公表している内容の他、経営母体である学校法人上智学院のウェブサイトにて必要な情報を公表している（備付-102）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

評議員会がその機能を十分果たすよう、より一層の活性化を図ることが課題。また次期中・長期計画策定とそれに合わせてのガバナンス体制の充実を目指す。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

令和元年度には私立学校法改正に対応する寄附行為の改正、また、役員のパフォーマンスの明確化を図り、令和2年度から施行している。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際の行動計画は、以下の通りである。「高等教育をとりまく社会情勢を踏まえ、学科改組、教育課程の再編、適正定員の検証等を行い、常に将来に対応できるよう学校改革を行っていく。IRによる多角的な情報収集と情報分析を行うとともに、その情報に基づく政策提言と実現ができるよう専門スタッフを育成していく。理事長、学長のリーダーシップのもとに社会から支持され続ける学校運営ができるよう、教学部門と管理部門の権限と責任の明確化を図り、意思決定の迅速化と教育サービスの向上を図る」。

同計画の実施状況として、短期大学をとりまく社会情勢、そしてそこでの短期大学の役割について考えると、まず短期大学は、高等教育の多様性の推進において重要な役割を担っていると言える。日本私立学校振興・共済事業団「平成31年度私立大学・短期大学等入学志願動向」の統計によると、人文系（言語・教養系含む）短期大学全体の定員充足率は比較的高い。しかし、立教女学院短期大学、青山学院女子短期大学の相次いで募集停止により、社会には人文系の短期大学の先行き不安感が存在している。一方、共働き世帯が増加する中での保育系、高齢化社会に対応する従事者が求められる介護福祉系等の需要は高く、今後も堅調に志願者数を維持または伸ばしていくものと思われる。

言語系かつ教養系の短期大学である本学は、社会の先行き不安感を払拭するかのよう、学生募集においては健闘していると言える。東日本大震災後の数年間と、コロナ禍で複合的な事由が絡み入学者数が入学定員に満たなかった令和3年度入試（令和2年度実施）以外は順調に定員を充足してきた。また秦野市におけるサービスマーケティング活動等が示すように地域に根差した短期大学である一方、全国各地から学生が集う短期大学であることが学生募集上の強みにもなっている。

本学は英語科のみを有する短期大学であるが、英語だけでなく、幅広い教養や専門分野を学ぶことができるのが特徴である。そのため学生の進路選択の一つである編入学においては、英語系の学科はもちろん、様々な分野の学科に進学している。高等教育のファースト・ステージとしての確固たる地位を築いている（提出-2）。

一方、本学の収支は〈区分 基準Ⅲ-D-1の現状〉に既述の通り、入学定員充足率及び収容定員充足率が100%を超えているにもかかわらず、教育研究経費比率、人件費比率が高く、また学費単価値上げを見送っていることで支出超過となっている。

本学の特色が支持されている現状、及び小規模大学が学科改組をする場合に、新たな人的資源の投入が必要となり、本学収支上その負担が更に大きくなることから現時点で改組の選択はない。

教育課程においては大きな再編はしていないが、資格対策としてTOEICに特化した英語必修科目及び選択必修科目の開講や、基礎、標準、上級の三つのレベルであった英語選択必修科目に準上級クラスを設置する等、英語教育を更に強化してきた。また幅広く教養科目を履修し、視野を広げてもらうため、これまで週2回の開講であった教養科目を週1回化する等、「卒業認定・学位授与の方針」に掲げている学習成果獲得のため、毎年のようにカリキュラム改革を行っている（提出-1）。

令和2年度においては、入学定員250名、収容定員500名は充足しており、現時点では適正定員である。しかし令和3年度はコロナ禍での入学定員割れが見込まれる。定員を削減すれば、それに併せて人件費率、教育研究費率を大幅に下げることになり、現在と同水準の教育の提供は難しくなる。

学校法人上智学院のIRを所管する担当理事のもと、IR委員会が設置され、同委員会は経営部会、教学部会、短大部会の三つの部会で構成されている（備付-規程集12）。

本学では、アセスメントポリシーに基づき各専門委員会で各種データを基にアセスメントを行い、PDCAを回している。そしてここで取り上げられた入学者選抜の妥当性、学習時間の収集・分析、外部の標準化されたテスト等による学習成果の調査・測定、卒業生（卒業時）アンケートにみる学習成果の獲得状況、休退学防止について等を短大部会で検討し、IR委員会に報告を行っている（備付-103）。

短大部会には、上智学院のIR推進室職員が同席することもあり、平成30年9月18日開催の短大部会では、IR推進室職員がデータ分析ツールにより、本学学生の入学時と卒業時のTOEICスコアと各種データを結び付け、分析、可視化し、IRで何ができるかについて説明を行っている（備付-104）。こうしたツールを使いこなしていく職員の育成を、これを契機に本学でも取り組む必要性があったが、限られた人員で優先的に取り組まなければならない業務も多く未だ実現に至っていない。今後

IR推進室との連携を強化し、学内でこうした人材を育成していく必要がある。

学長のもと、英語科長と事務センター長が教学部門、事務部門の代表となり意見の調整を図っている。そこで合意されたことを、学長の諮問機関である運営会議に諮り更に内容を吟味し、教授会で意見を徴すべき事項はこれを行い、学長決裁による意思決定を迅速化させ、教育を向上させている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新任評議員への研修の充実や、評議員へ必要十分な情報提供を図っていく。また、評議員の選任方法や理事の兼任の是非については、文部科学省の方針に従って対応を検討していく。

4年ごとに実施する「グランド・レイアウト進捗に関する意識調査」は、上智学院の全構成員のコミュニケーションを仲介する重要な手段の一つでもあり、調査自体が、教職員が本学の将来計画や目標について改めて認識を深め、考える貴重な機会となる。教職員のグランド・レイアウトへの参加を促すために、まず、各検討専門委員会での議論の実質化を図ることが重要であり、更に、そこから他の教職員（特に教員）とグランド・レイアウトの進捗状況を共有し、意見交換を通じて教職員の意見を吸い上げるプロセスを構築するため、各担当理事がテーマを決めて説明会を開催する等、諸施策を検討していく。

また、次期グランド・レイアウトの策定に向け、全構成員の参画を働きかけていく。次期グランド・レイアウトにおいて、今回の自己点検・評価で明らかになった課題の解決に向けたアクションプランを盛り込むことを検討する。

決裁権限規程については、上智学院「グランド・レイアウト 2.1」のアクションプラン「役員・役職位の権限明確化と関連する規程の整備」に基づき、見直しを行っていく。令和3年4月に2回目の改正を実施予定であり、更に、現在進めている上智学院の運営体制見直しタスクフォースの動向を踏まえ、より抜本的な改正が必要となる見込みである。（備付-95）（備付-規程集 4）

各学校間の情報共有をより密にするために、各会議体への構成員としての参加（理事会、評議員会、高等教育常務会、グループ・センター長会議、長期計画企画拡大会議）及び資料の共有（局長会議）を既に行っているところだが、更に会議資料にアクセスしやすくし、コロナ禍の収束後においても Zoom 等を活用し、物理的な距離の弊害を緩和する等、実質的な環境改善を図っていく。

中間自己点検時には外部評価者である秦野市から、情報リテラシーの概念を取り入れ、収集した情報を分析し、適切に施策に反映する、様々な課題に一度に取り組むには限界があり、優先順位をつけ対応していくことが重要との指摘を受けている。

アセスメントが多岐にわたっており、学長が大学運営及び教育研究上の重要事項を判断するにあたり、見えにくくなっている。アセスメントは最重点事項の「ラーニングアウトカムズ（学習成果）・アセスメント」に絞り、IR機能を効かせた成果測定、可視化を行っていく。